

V

關係資料

1 技術的資料

(1) 床(路面)仕上げの目安

設計のポイント

床(路面)の材料及び仕上げは、使用環境を考慮し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に通行できるものとします。特に濡れると滑りやすくなる材料は、使用にあたって注意が必要です。

- 凹凸の大きい床材や毛足の長いじゅうたん等は、車椅子使用者や杖使用者等が移動しにくい場合や安全な歩行を妨げる場合があるので注意が必要です。
- 滑りやすい材料に接して滑りにくい材料を使用すると滑ったりつまずいたりする原因になるため注意が必要です。
- 置き敷きのじゅうたんやくつふきのマット等は、端部がめくれたり段差となったりするので使用にあたっては注意が必要です。

床(路面)の表面仕上げと設計・施工上の配慮事項

(外部仕上げ)

表面仕上げ区分	通行性	配慮事項
<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> 豆砂利洗い出し舗装	<ul style="list-style-type: none">●一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	<ul style="list-style-type: none">●透水性に乏しいため、排水処理に配慮が必要となる。●透水性アスファルト舗装や透水性コンクリート舗装がある。
<input type="checkbox"/> レンガ舗装 <input type="checkbox"/> タイル舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング舗装 <input type="checkbox"/> 木レンガ舗装	<ul style="list-style-type: none">●レンガ等の目地の凹(窪み)が大きいと車椅子に振動が伝わりやすく、杖やつま先が引っ掛けたりやすい。●路盤面が軟弱な場合、レンガ等が浮いたり傾いたりして凹凸が出来やすい。●素材や仕上げによっては、表面が濡れると滑りやすいものがある。	<ul style="list-style-type: none">●できるだけ目地幅を詰める。●地盤の悪い場所や車が乗り入れる箇所等では、路盤の構造も含めて配慮が必要となる。●濡れても滑りにくい材料を選択する。(特に傾斜面では配慮が必要。)
<input type="checkbox"/> 土系舗装	<ul style="list-style-type: none">●一般に凹凸が少なく、滑りにくいため通行しやすい。	<ul style="list-style-type: none">●表面が柔らかく雨による浸食等により凹凸が出来やすいため、十分な維持補修が必要となる。●透水性に乏しいため、排水処理に配慮が必要となる。
<input type="checkbox"/> 芝舗装 <input type="checkbox"/> 木チップ舗装	<ul style="list-style-type: none">●表面が柔らかく、車椅子の通行は困難。	
<input type="checkbox"/> 砂利舗装	<ul style="list-style-type: none">●締め固めをしない砂利敷きでは、車椅子の車輪が食い込みやすく通行は困難。	<ul style="list-style-type: none">●車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
<input type="checkbox"/> 石張舗装 (右欄の他、レンガ舗装の欄を参照)	<ul style="list-style-type: none">●自然石等で表面の凹凸や目地が大きなものは杖使用者や車椅子による通行は困難。	
<input type="checkbox"/> 小舗石張舗装	<ul style="list-style-type: none">●磨き仕上げをしたものは、濡れると滑りやすい。	<ul style="list-style-type: none">●小叩き仕上げ、ジェットバーナー・ボリッシュユ仕上げ(JP)など凹凸が小さく滑りにくい仕上げとする。●車椅子の通行が予測される箇所には、割肌のものは適さない。●できるだけ目地幅を詰める。

(内部仕上げ)

表面仕上げ区分	通行性	配慮事項
<input type="checkbox"/> 塩化ビニルシート <input type="checkbox"/> 塩化ビニルタイル	<ul style="list-style-type: none">●一般に通行しやすい。	<ul style="list-style-type: none">●玄関部分等、水に濡れやすい箇所はエンボス(凹凸)加工のものを選択する
<input type="checkbox"/> タイル <input type="checkbox"/> 石材	<ul style="list-style-type: none">●目地の凹(窪み)が大きいと車椅子に振動が伝わりやすく、杖やつま先が引っ掛けたりやすい。●施釉タイルや磨き仕上げの石材は滑りやすい。	<ul style="list-style-type: none">●できるだけ目地幅を詰め、窪みを小さくする。●濡れても滑りにくい表面仕上げを選択する。(傾斜面では特に注意する。)
<input type="checkbox"/> じゅうたん <input type="checkbox"/> カーペット	<ul style="list-style-type: none">●毛足の長いものは車椅子で通行しにくい。	<ul style="list-style-type: none">●車椅子での通行を考慮して、毛足の長さを検討する。
<input type="checkbox"/> 塗床	<ul style="list-style-type: none">●一般に通行しやすい。	<ul style="list-style-type: none">●水に濡れやすい箇所はノンスリップ仕上げを選択する。
<input type="checkbox"/> 木製床 <input type="checkbox"/> フローリング	<ul style="list-style-type: none">●一般に通行しやすい。	<ul style="list-style-type: none">●ワックスをかけたものや表面が平滑なものは、滑りやすいため傾斜面では使用しない

【参考：床材と滑りやすさ】

評価指標

床の滑りの指標として、JIS A1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）や、JIS A1509-12（陶磁器質タイル試験方法-第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

評価方法

（1）履物着用の場合

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会^{*}の推奨値

床の種類	単位空間等	推奨値
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	C.S.R - sin θ =0.4 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

（※（一社）日本建築学会「床性能評価指針」（2015年11月））

（2）素足の場合（※ここでは大量の水や石鹼水などかかる床を想定）

- 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会^{*}の推奨値

床の種類	単位空間等	推奨値
素足で動作し大量の水や石鹼水などかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上

（※（一社）日本建築学会「床性能評価指針」（2015年11月））

床の材料・仕上げ選択時の留意点

- 材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等）を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることがありますから留意することが望ましい。
- 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができるないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

その他の留意点

- 一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹼水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。
- 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。
- 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- 建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

1 技術的資料

(2) 手すり

設計のポイント

手すりは、高齢者、障害者等の誘導・転倒防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・便所・浴室などその目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置などを考慮して設置する必要があります。

特に歩行が不安定な人や視覚障害者にとっては、歩行移動上必要不可欠なものであるため、階段・スロープには必ず設置し、廊下には必要に応じて設置します。

また、複雑な動作が伴う便所・浴室等では、身体に障害のある人や足腰の弱い人などにとって必要不可欠なものです。

【設置位置における手すりの役割】

●廊下手すり [P.53 [(3) 廊下等及び各室の出入口]、P.183 [(4) 点字などの表示] 参照]

廊下に設置する手すりは、歩行が不安定な人が水平方向に移動する際に身体を支える役割や視覚障害者が歩行する際に誘導する役割があります。

手すりの高さは、歩行が不安定な人が身体を支える場合に適した高さとすることが望ましく、これは大腿骨大転子部の高さに相当します。不特定の人が使用する施設では若干の幅をもたせて、75~85cm程度を目安としています。

●階段手すり [P.59 [(4) 階段]、P.183 [(4) 点字などの表示] 参照]

階段手すりは、歩行が不安定な人が階段を昇降する際に身体を支える役割や視覚障害者を誘導する役割だけでなく、一般の健常者も含めて階段昇降時の転倒・転落防止の役割があります。

特に、階段を下りる時には、足を踏み外す危険性が高いと考えられるため、手すりを設置することは安全性を高める意味で非常に効果的です。

一般に手すりを持つ位置は、階段を上る時は身体よりも前方で高い位置を、下りるときは身体の横のあたりを握ります。

手すりの高さは、一本設ける場合は段鼻から 75~85cm程度を目安としますが、特に高齢者、障害者等の利用頻度が高い施設では動作の状況にあわせて 2 段（上段：段鼻から 75~85cm程度、下段：段鼻から 60~65cm程度）設けることが望まれます。

●スロープ 階段の内容に準じる。[P.52 [(2) 敷地内の通路] 参照]

●便所 [P.63 [(5) 便所]、P.67 [(6) 車椅子使用者用便房] 参照]

一般便所では、身体の向きを変えながら座ったり立ち上がったりする動作を行うため、立ち座りに使う縦手すりと座位を保持する横手すりが必要です。

車椅子使用者用便所では、便器等の配置、車椅子からの乗り移り方法、介助する場合等を踏まえて手すりの形式や取り付け位置を検討する必要があります。□

また、手すりの形式の選択や取り付け位置等の検討にあたっては、障害によって動き方が異なることが多いため、具体的な内容について車椅子使用者や介護熟練者等にアドバイスを受けることも有効です。

●更衣室 [P.111 [(19) 更衣室等] 参照]

更衣室では、車椅子から一度脱衣用のベンチに乗り移り、脱衣後に浴室用のシャワーチェア等に乗り換えるため、立ち座りに使う縦手すりと脱衣時の座位を保持する横手すりが必要です。

また、手すりを伝って浴室に移動する人のために、脱衣用のベンチから浴室の入口まで横手すりを設置することが望されます。

●浴室・シャワー室 [P.109 [(18) 浴室]、P.111 [(19) 更衣室等] 参照]

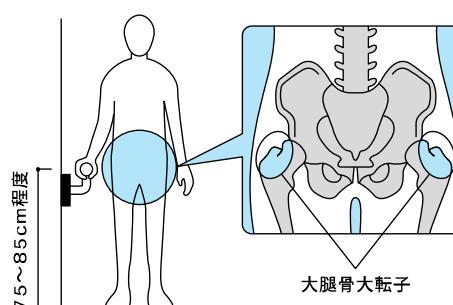
車椅子使用者が浴槽に入る場合、シャワーチェア等から浴槽の縁の乗り移り台に腰を掛け、身体の向きを変えて片足ずつ浴槽に入り、浴槽の縁や横の手すりで支えながら身体を沈めます。このため、乗り移りの際の立ち座り用の縦手すりや浴槽へ入る際に使用する横手すりが必要です。

浴室やシャワー室の洗い場では、手すりにつかまって立ち上がった姿勢で身体を洗うことがあるため、鏡の両側に縦手すりを設置した場所を設けることが望されます。

また、手すりを伝って浴槽や洗い場まで移動する人のために、出入口からの経路には横手すりを設置することが望されます。

【参考: 大腿骨大転子】

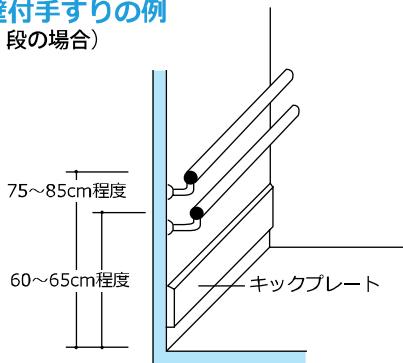
大腿骨の外側上部にある著しい隆起のこと。身体を支えるために設置する手すりの高さは本来大腿骨大転子の高さが適当とされています。



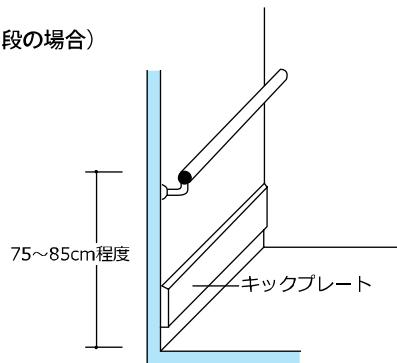
整備例

壁付手すりの例

(2段の場合)



(1段の場合)

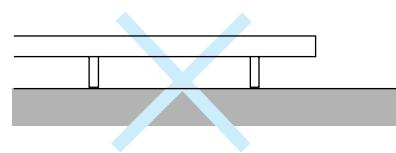


⚠ 高齢者、障害者、子供の利用が多い施設については、手すりを2段とし、高さを75~85cm程度と60~65cm程度とします。

端部の例

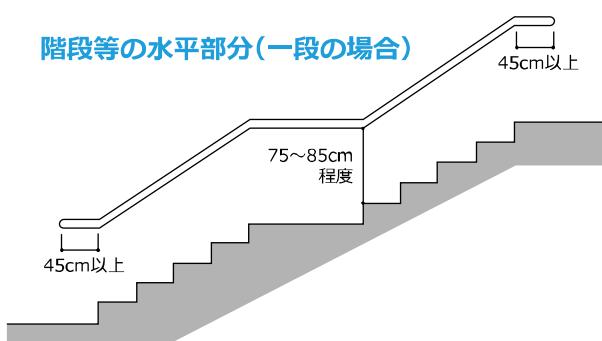


⚠ 端部は、衝突下方又は壁面方向に曲げます。



✖ 袖口等が引っ掛かることがあり危険です。

階段等の水平部分(一段の場合)



⚠ 階段・スロープの手すりは、始点、終点から45cm以上の水平部分を設けることが望されます。

⚠ 端部、曲がり角及び階段・スロープの始終点などの要所には、現在位置や方向・行先などを点字で表示することが望されます。

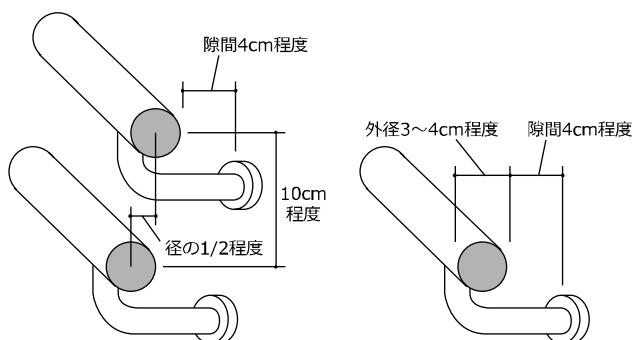
点字表示はP.183((4)点字などの表示)参照

材質・色調

⚠ 材質は手触り、耐久性、耐蝕性などは、取り付け箇所に見合ったものとし、冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望れます。

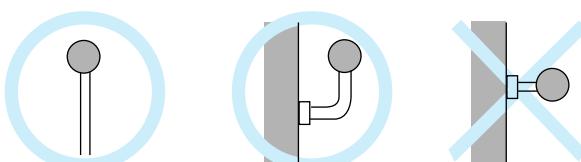
⚠ 手すりは、壁などまわりの背景と対比して識別しやすい色調にすることが望れます。

形状の例



⚠ 太さは、外径3~4cm(小児用にあっては3cm)程度の握りやすいものとします。

壁との関係の例



⚠ 壁との隙間は、4cm程度とし、手すりの下側で支持します。

⚠ 手すりを取り付けた壁の表面は、できるだけざらついていないものが望されます。

✖ 手すりを握って歩行することが多いため、側方に支持棒がある場合はじめじやまになることがあります。

1 技術的資料

(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材

設計のポイント

視覚障害者誘導用床材【線状ブロック】及び注意喚起用床材【点状ブロック】(ここでは、両方の床材を総称して「誘導ブロック」と表します。)は、視覚障害者が主に足の裏の触感覚と色によってその存在や大まかな形状を確認できるように突起を表面に付けた床材です。

歩行中の視覚障害者に位置や方向の情報を提供することにより、歩行の安全性や効率性を確保し、単独歩行を支援するものです。

□全盲の人は、誘導ブロック表面の凹凸を足の裏や白杖の先端で識別し、方向性や危険な箇所を認識します。

また、弱視の人は、凹凸だけでなく誘導ブロックの色や明度の差により認識します。

□誘導ブロックは、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設します。敷設後は、定期的な点検を行い維持補修に努めるとともに、視覚障害者の安全な歩行を阻害しないよう、障害物等は絶対に置かないようにします。

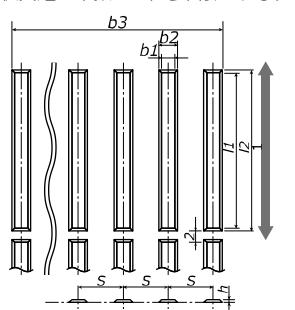
□誘導ブロックの形状・寸法及び配列はJIS規格(T9251)に規定されています。

●種類及び形状

誘導用床材【線状ブロック】

線状ブロック(JIS T9251の図をもとに作成)

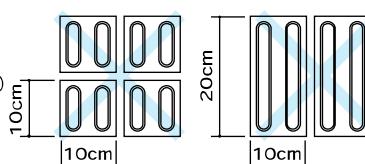
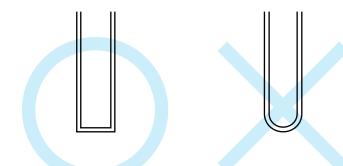
- ・ブロックの大きさは、目地込みで300.0mm四方以上とする。
- ・線状突起の本数は4本を下限とする。



記号	寸法	許容差
b1	17.0	+1.50
b2	b1+10.0	0
s	75.0	+1.0
h	5.0	+1.0
l1	270.0以上	
l2	l1+10.0	

線状突起の配列及び寸法

- ▲ 表面上平行する線状の突起がついており、誘導対象施設などの方向を案内する場合に用います。
- ▲ 移動する方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。



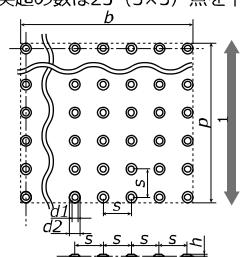
- ▲ 線状の凸部は、「連続した線」として認識できる方が望ましいため、端部の形状は半円形でない方がよい。

- ▲ 舗道タイル(10cm角)やレンガブロック(10cm×20cm)等は使用しません。

注意喚起用床材【点状ブロック】

点状ブロック(JIS T9251の図をもとに作成)

- ・ブロックの大きさは、目地込みで300.0mm四方以上とする。
- ・点状突起の数は25(5×5)点を下限とする。



記号	寸法	許容差
d1	12.0	+1.5
d2	d1+10.0	0
s	55.0～60.0*	
h	5.0	+1.0

*ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

- ▲ 表面上に点状の突起がついており、注意を喚起したり、出入口や案内板等の誘導対象施設の位置を示す場合に用います。

- ▲ 屈折部分・段差部分(階段の始点・終点など)・危険箇所の前面などに敷設します。

記号	寸法	許容差
d1	12.0	+1.5
d2	d1+10.0	0
s	55.0～60.0*	
h	5.0	+1.0

点状突起の配列及び寸法

●敷設方法

- ▲ 周囲の舗装材とベースの高さを同じにして、凸部分のみ地面から出る様に敷設します。



- ▲ 地盤の悪い場所や自動車が乗り入れる箇所等では路盤の構造を検討する必要があります。

●素材

- ⚠ 水に濡れても滑りにくい材質のものにする必要があります。
- ⚠ 自動車が乗り入れる箇所では強度の高い材質のものにする必要があります。

●色彩

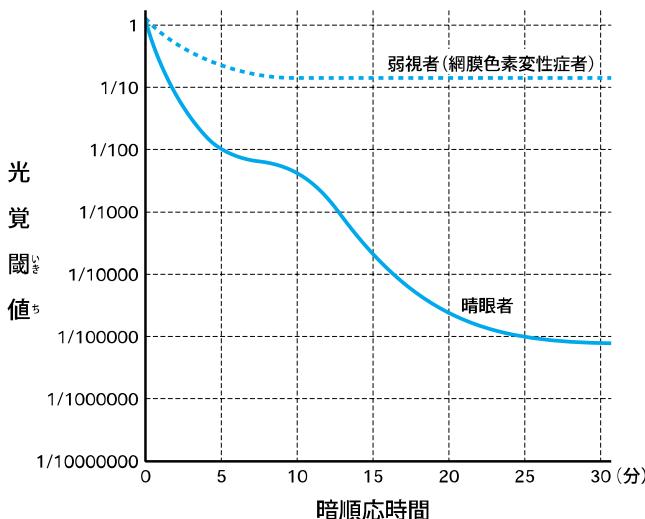
- ⚠ 誘導プロックの色は、周囲の床材とのコントラストをつける必要があります。
- ⚠ 黄色は視力の弱い人にも識別しやすい色とされているほか、JISにおいても「注意」を意味する色とされており、誘導プロックの色は黄色にすることが最も望まれます。
- ⚠ 誘導プロックに黄色以外の色を使用する時や周辺床材の色との大きなコントラストが確保できない時などでは、色の選択について利用者等にアドバイスを受けて検討することが重要です。

【参考：明暗のコントラストと視認性】

●弱視者の視認性

弱視者は、一般に暗い場所での視覚能力が低く、急激な明るさの変化に対応できない場合が多く、特に暗順応（明るい場所から暗い場所に入ったときの視覚の順応）能力が低い場合が多くあります。

このため、日中は白杖を使用せずに視覚を用いて単独歩行できる人でも、夕方や夜間は、白杖や視覚障害者誘導プロックが必要になることがあります。



・晴眼者の場合は時間の経過とともに光覚閾値の範囲が広がり順応が進むが、弱視者（網膜色素変性症者）の場合は順応速度が遅くかつ一定レベル以上進まない。

(注) 光覚閾値：被験者が光覚の反応を起こす光の最小値

出典：岡山県立大学田内雅規教授

●誘導プロックと周囲の床材とのコントラスト

弱視者の見え方には大きな個人差がありますが、明暗の感覚はほとんどの人が持っているといわれています。

従って、視覚障害者誘導プロックと周辺床材とは、まず第一に明暗でコントラストが確保されていることが重要です。また、色相のコントラストが確保されていることが望されます。

●明暗のコントラストと輝度比

輝度とは、面または点から発散する光の量のことです。組み合わせた2種類の面又は点から発散する輝度の比（輝度比）が大きいほど明暗のコントラストが大きくなります。輝度は、照明などの周辺条件により値が変化しますが、輝度比は周辺条件に関係なく一定しています。

例えば、明るい色に対して明るい色を組み合わせるよりも暗い色を組み合わせた方が明暗のコントラストは大きくなります。

●視覚障害者の誘導ブロックを使用した歩行と注意喚起方法

【歩行方法】

視覚障害者が介助なしで歩く場合、片手に白杖を持って左右に振り足元の安全を確認しながら歩行することが一般的です。

誘導ブロックを使用して視覚障害者が介助なしで歩行する方法は、主に

- ①ブロックに片足を乗せて歩く
 - ②ブロックの横に立って白杖で位置を確認しながら歩く
 - ③ブロックに両足を乗せて歩く
- の3通りです。



【点状ブロックの設置幅】

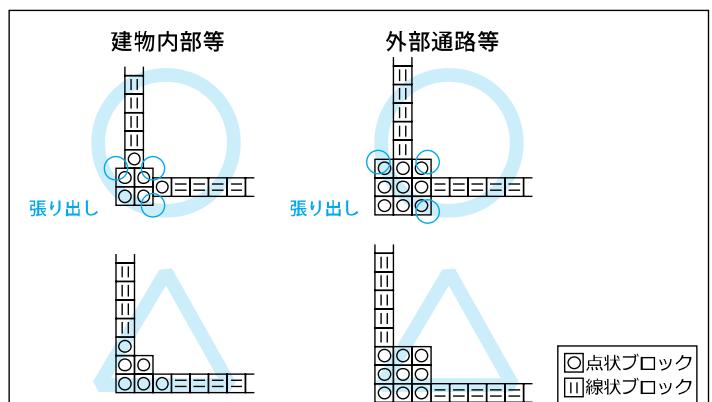
歩幅との関係から、注意喚起する点状ブロックに必ず足が当たるようにするためには、進行方向に 60cm 以上の幅で敷設することが必要です。



【点状ブロックの横への張り出し】

誘導ブロックに片足を掛けて歩いたり、ブロックの横を歩くため、点状ブロックで注意喚起をするには線状ブロックの列から横へ張り出して敷設すると効果的です。

特に、歩行速度が速くなる外部の通路等では、十字路や曲がり角などの注意喚起をする箇所に線状ブロックの列から、点状ブロックを両側に 1 枚ずつ張り出して、横に 3 枚 × 奥行き 3 枚 (90cm 角以上) で敷設することが望まれます。



●障害物との離隔

誘導ブロックの横を歩く場合があるため、ブロックと建築物や歩行障害物との離隔は最低でも 60cm 以上確保する必要があります。



【参考：点状ブロックの識別に関する実験データ】

【実験概要】

一辺 30 cm の線状ブロック 16 枚 (480cm)、点状ブロック 3 枚 (90cm)、線状ブロック 5 枚 (150cm) の順で直線上に並べた歩行路上を晴眼者の被験者 6 名（男 5 名、女 1 名）が耳栓とアイマスクを装着した上で歩行し、点状ブロックを認識したと感じた地点で停止する試行を繰り返した。

●点状ブロックを識別する足 ~大部分が一足目で識別~

全試行数 1350 例のうち、点状ブロックの識別に成功したのは 866 例 (64.1%) であった。

識別できた 866 例について停止した時点の足の位置を分析した結果、一足目で識別した例が 753 例 (86.6%)、一足目で識別したにもかかわらず停止できずに一步前に踏み出した（一步前の一足目）が 54 例 (6.0%)、二足目が 33 例 (4.5%)、両足が 26 例 (2.9%) となっており、大部分が点状ブロックに足をかけた一足目で識別している。

図 1 点状ブロックを識別した足の位置

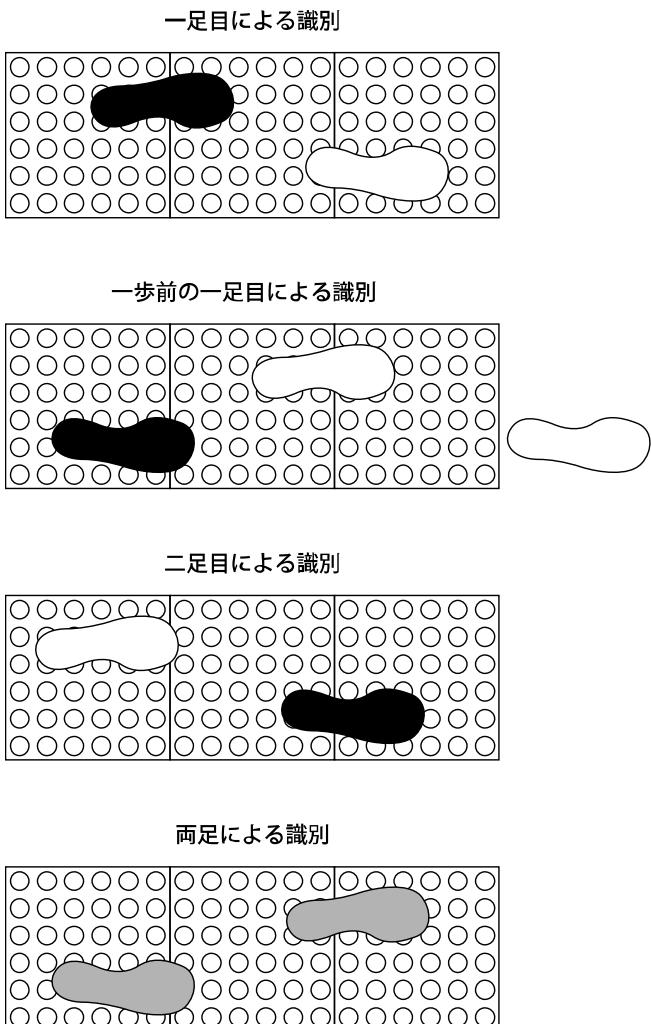
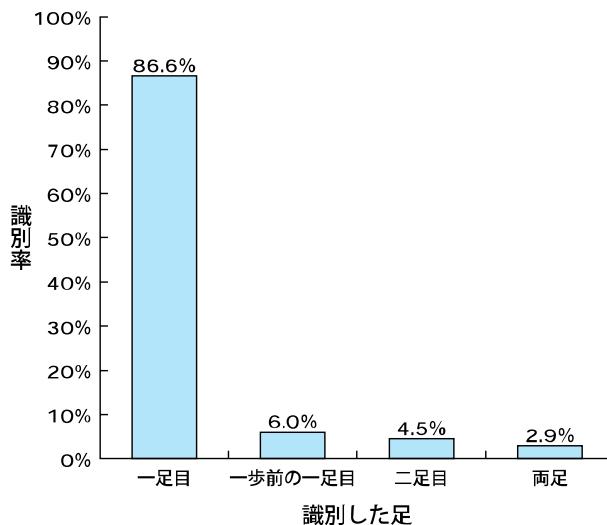


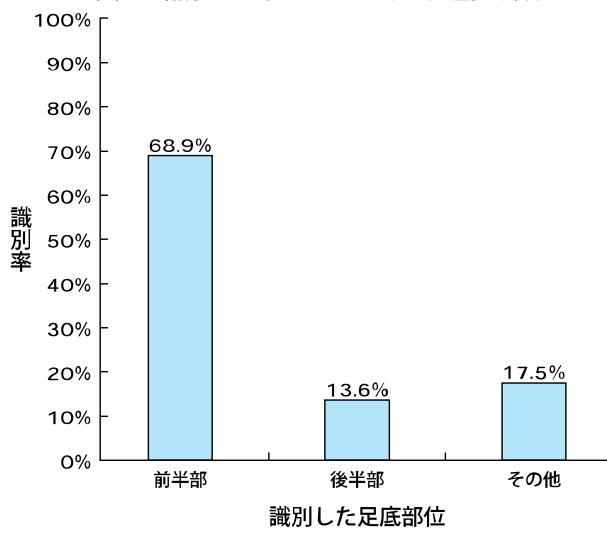
図 2 点状ブロックを識別した足



●点状ブロックを識別した足底の部分 ~7割程度が足の前半部で識別~

今回の実験で一足目で識別した 753 例のうち、足底のどの部分で識別したか特定できなかった 126 例を除いた 627 例について分析した結果、足底の土踏まずより前の前半部が 423 例 (68.9%)、かかと部分である後半部が 85 例 (13.6%)、その他が 110 例 (17.5%) となっており、7 割程度が足の前半部で識別している。

図 3 点状ブロックを識別した足底の部分



視覚障害者誘導ブロックの設置例

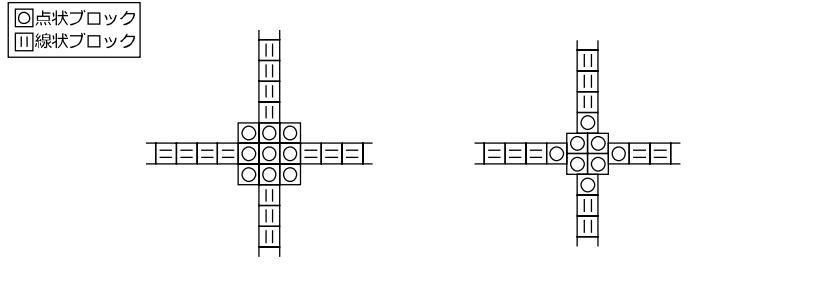
以下の内容は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」(昭和 60 年建設省通達)に掲載された設置例をもとに、岡山県立岡山盲学校の協力により検証し、追加・補正を加えたものです。(誘導ブロック 1 枚の大きさが [30cm×30cm] を標準としています。)

⚠ 誘導ブロックの設置にあたっては、具体的な内容について視覚障害者にアドバイスを受けて検討することが有効です。

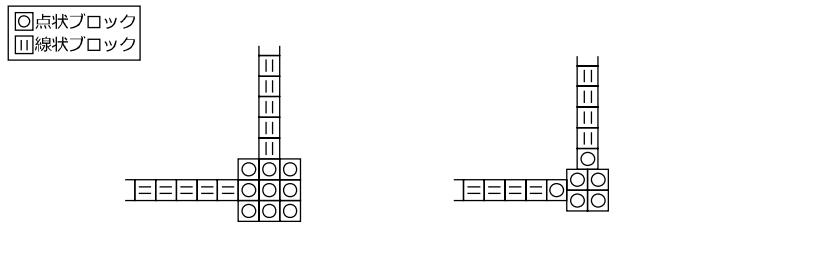
●共通部分（歩道、廊下、通路等）

①十字路

⚠ 街路や敷地内通路など歩行速度が速くなる部分では、点状ブロックを 3 枚以上連続させることができます。(以下、同じ)

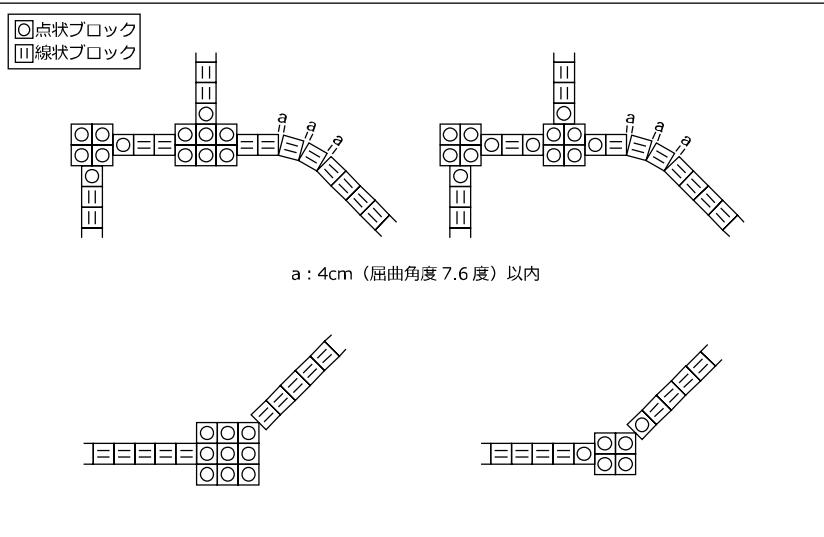


②直角の曲がり角



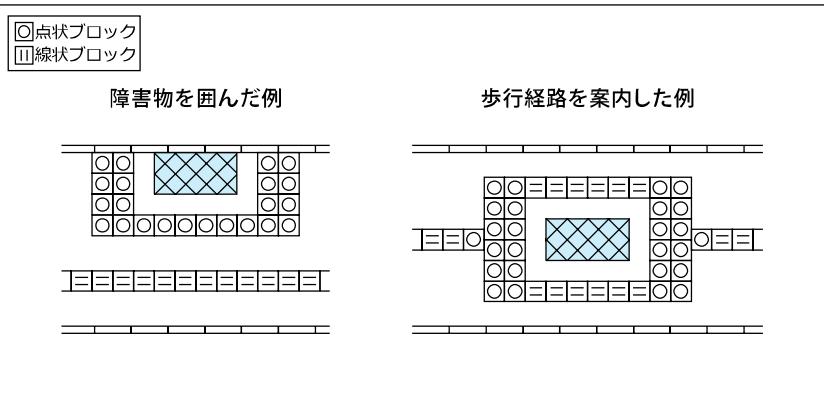
③ゆるやかな曲がり角

⚠ 線が連続するようにします。



④通路の障害物

⚠ 通路上に車止め、電柱その他障害物が設置されている場合は、衝突を防止するため、必要に応じてその手前に点状ブロックを敷設します。

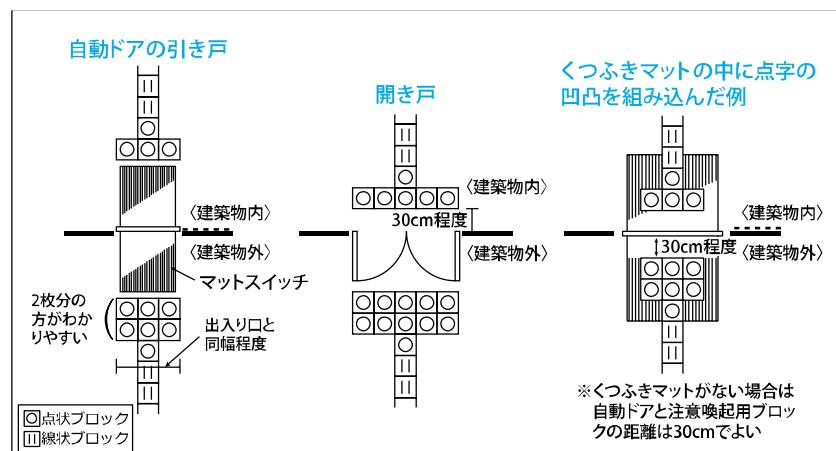


●建築物

①出入口

⚠ 点状ブロックは、出入口の幅と同幅程度に敷設します。

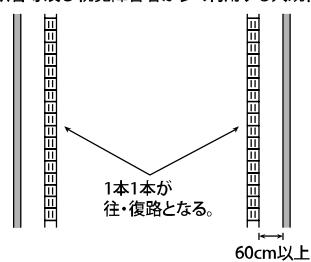
⚠ 扉の前後に自動ドアのマットスイッチやくつふきマットを設ける場合は、その直前部分に点状ブロックを敷設します。



②廊下

通路の幅が広く、両側に利用施設がある場合

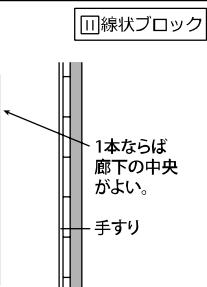
例：駅舎等及び視覚障害者が多く利用する大規模施設



⚠ 廊下の両側に敷設します。(それぞれ往・復路で使用するため、壁面から60cm以上離す。)

⚠ 必要に応じて壁面等に点字表示を設置します。

一般廊下



⚠ 廊下に手すりがある場合でも手すりと併用することはないため、手すりと近接させる必要はありません。

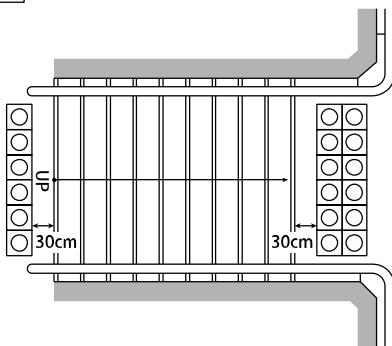
⚠ 廊下の中央部分に敷設します。(障害物をよけやすい。)

③階段

⚠ 階段の昇り口や降り口（踊場を含む）の床に点状ブロックを設け、視覚障害者に注意を促します。

敷設の方法は、段の上端と下端から30cm離した部分に階段の幅と同幅程度で敷設します。

□点状ブロック

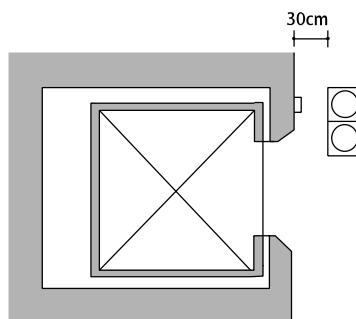


⚠ 階段の上端部分が広い場所に面している場合は2列とします。

④エレベーター

⚠ 操作盤の壁面から30cm離れた部分に点状ブロックを2枚程度敷設します。

□点状ブロック

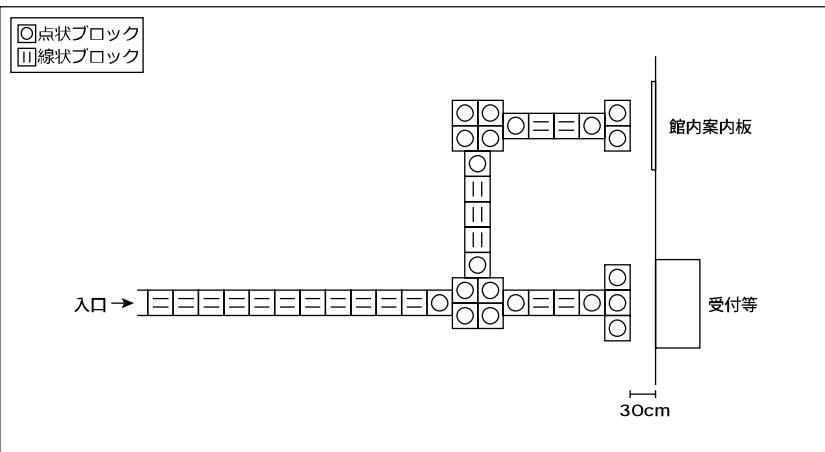


⚠ 押しボタンを探すことが困難なため、押しボタンまでの誘導が必要です。

⑤受付カウンター、館内案内板等

⚠ 受付カウンター、視覚障害者に対応した館内案内板、インターホン等を設置する場合は、出入口等からわかりやすい位置に設置するとともに、その位置まで誘導します。

⚠ 点状ブロックは、目標物の30cm手前に敷設します。



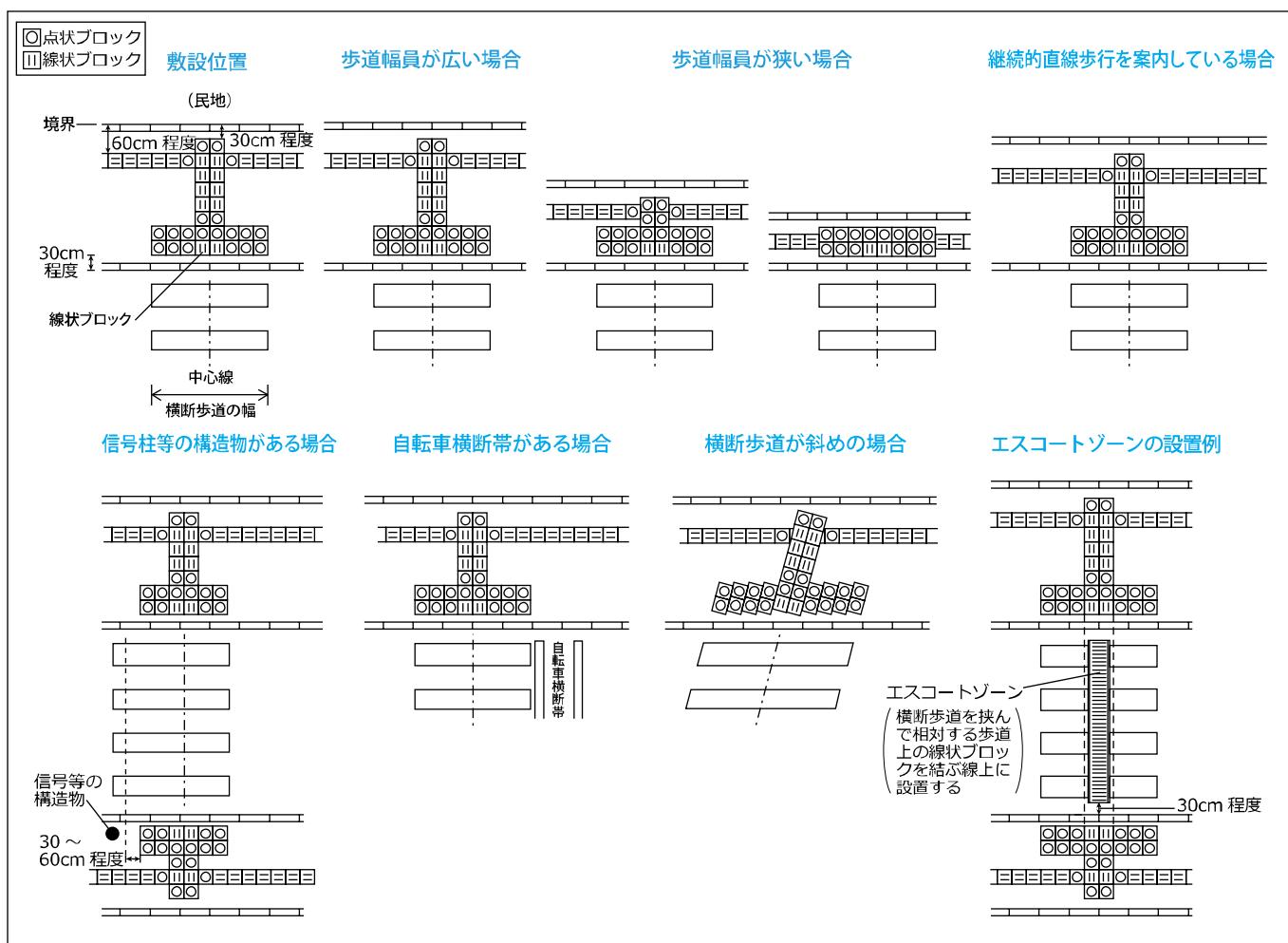
●歩道

①横断歩道口

⚠ 点状ブロックは、原則として、横断歩道の幅と同幅程度で車道との境界から30cm離した位置に2列敷設します。ただし、横断歩道の中心部であることと横断方向を確認できるように、先端の列で横断歩道の中心線を挟んで2枚分は線状ブロックを敷設します。

⚠ 歩道の進行方向から横断歩道へ誘導する場合は、線状ブロックを2列にして敷設します。

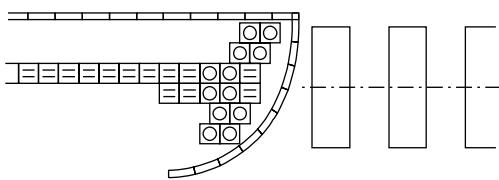
⚠ 視覚障害者の利用頻度が高い施設（駅、官公庁、社会福祉施設等）の周辺の横断歩道では、エスコートゾーン※を設置することが望まれます。



※エスコートゾーン（道路横断帯）とは、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列をいいます。（構造等の詳細は、警察庁交通局交通規制課通達「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について」を参照）

②歩道巻込部

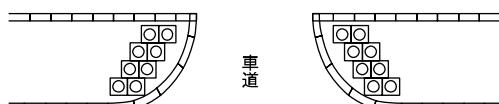
横断歩道がある場合



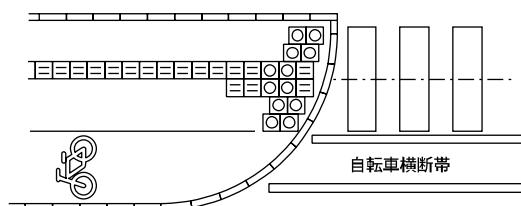
横断歩道がない場合



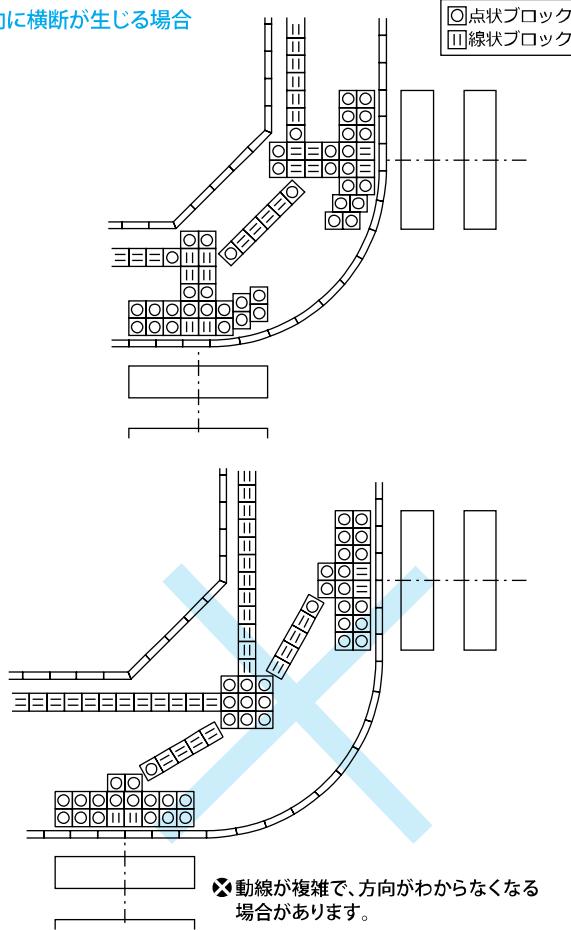
横断歩道がない場合(誘導ブロックが敷設されない場合)



歩道上、自転車の通行すべき部分が指定されている場合

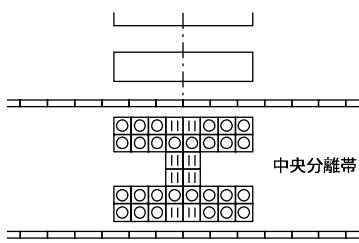


2方向に横断が生じる場合

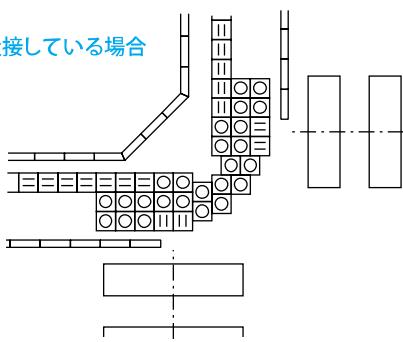


③中央分離帯

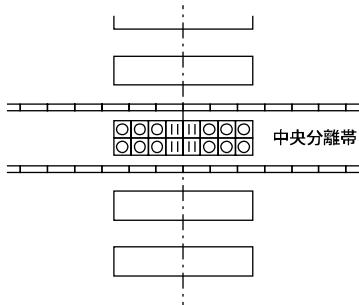
広い中央分離帯の場合



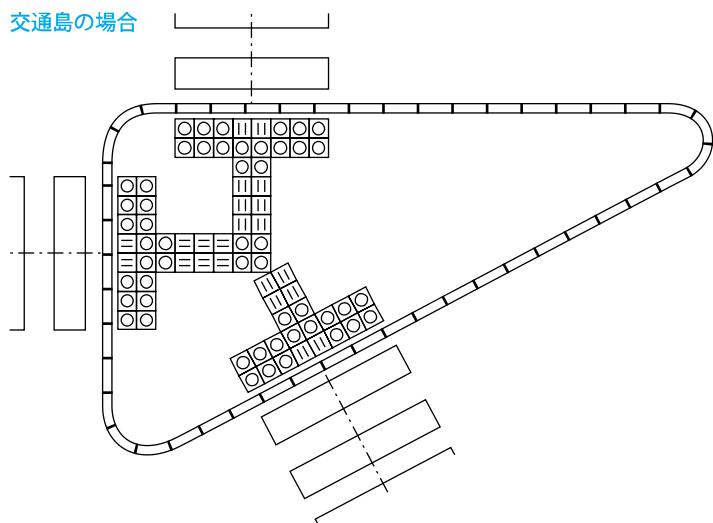
横断歩道が近接している場合



狭い中央分離帯の場合



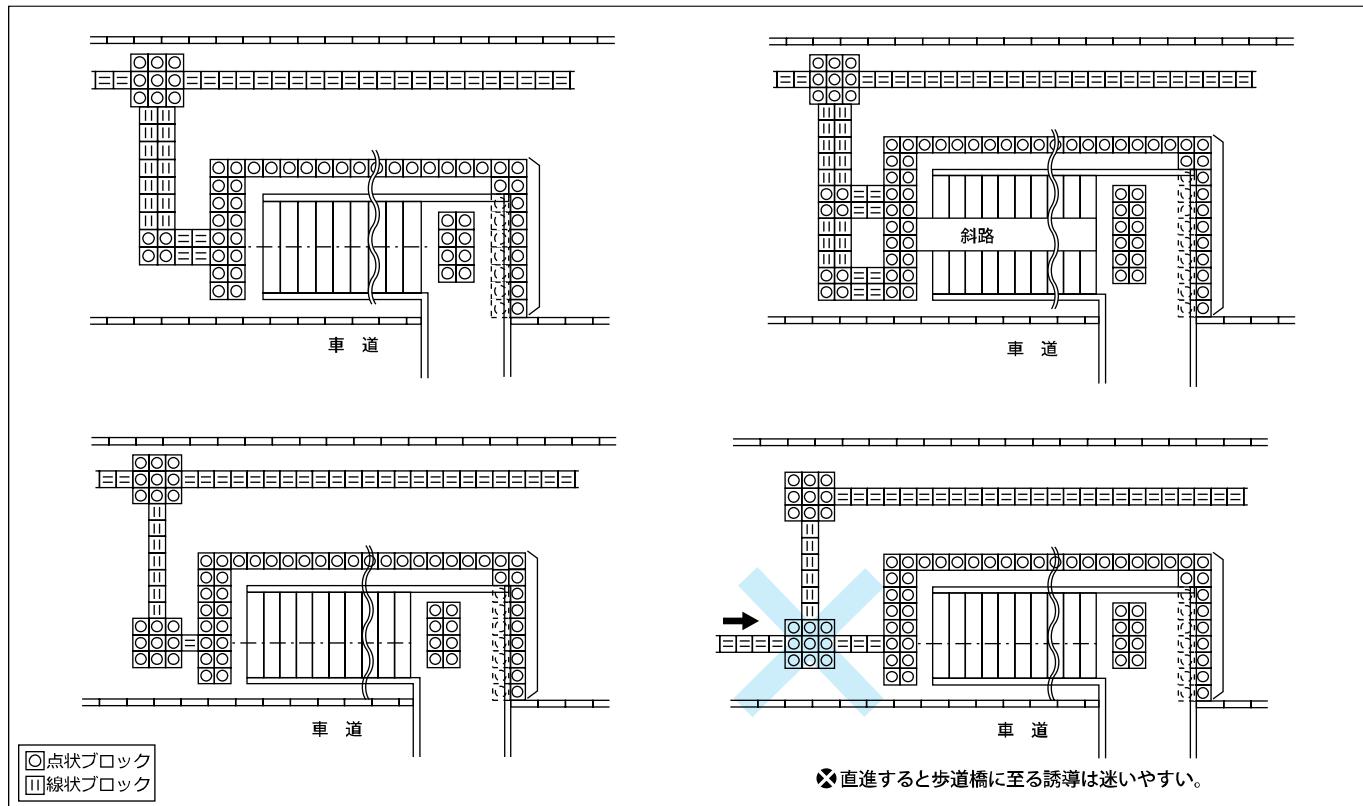
交通島の場合



④横断歩道橋の昇降口

⚠ 歩道橋への誘導は、歩道の進行方向から分岐するよう誘導します。

⚠ 歩道橋の階段下面に視覚障害者がもぐり込み、頭部等を強打する危険があることから、階段下面が2.5m以下の部分に柵等を設けるとともに、歩道橋の周囲に衝突を防止するための点状ブロックを敷設します。



⑤バス停

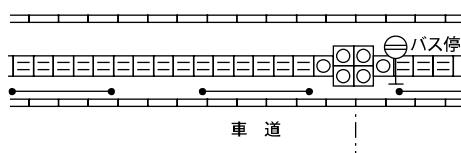
⚠ バス停は原則としてバスの乗車口へ誘導します。

⚠ 誘導の方法は、歩道の進行方向から直角方向に線状ブロックを2列で敷設し、先端部分に点状ブロックを2枚×2枚敷設します。

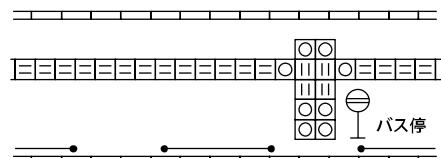
⚠ バス停の上屋の柱や案内表示等が視覚障害者の歩行の障害物になる場合は、その手前に点状ブロックを敷設します。

○点状ブロック
■線状ブロック

歩道幅員が狭い場合



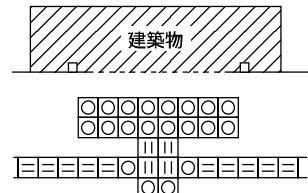
歩道幅員が広い場合



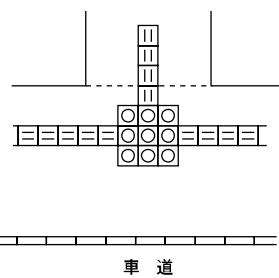
⑥建築物等の入口

○点状ブロック ■線状ブロック

建築物の出入口に直接入る場合



建築物の敷地内通路と連結する場合



8 耳の不自由な人への配慮

■エチケット

●まず話しかけてください

耳の不自由な人は、全く聞こえない人や聞こえにくい人、言葉を覚える前に聞こえなくなった人や覚えた後に聞こえなくなった人、補聴器を使っている人など、障害の程度や内容が人によってさまざまです。

また外見からは、聞こえないかどうか判断しづらいことや言葉を発することが不自由な人も多く、周囲の人とのコミュニケーションをとりにくことがあります。

自分が手話を知らないから会話ができないなどと思わず、話す気持ちがあれば筆談や口話などいろいろな方法で会話が出来ます。困っている様子を見かけたら、まず話しかけてください。

[P.187 [聴覚障害者のコミュニケーション手段] 参照]

●あいさつ

声をかけるときは、なるべく相手の視野の内に入って、自分に気づいてもらってから話しかけましょう。後ろから声をかけるときは、肩を軽くトントントたたいてください。



●電話を頼まれたとき

耳の不自由な人は自分で電話をかけることが困難なため、他の人に用件や連絡先などを書いたメモを見せて電話の代理を頼むことがあります。頼まれたら快く引き受けましょう。電話の内容や相手の返事などはメモに書いて本人に伝えてください。

また、電話を切るときは、本人に切ってもよいか確認してから切りましょう。



●補聴器使用者への配慮

補聴器を使用している場合でも、相手が正しく聞きとれているとは限りません。「もっとゆっくり話しましょうか」などと声の大きさや話す早さなどについて確認することが大切です。

●病院、銀行、役所などの窓口

自分の名前を呼ばれてもわからないことがあるため、呼出表示をすることが望されます。耳の不自由な人を呼び出す時は、本人の前に回って身振りとゆっくりとした口話やメモに書くなどして伝えてあげましょう。

■耳の不自由な人が困っていること

●道を歩くとき

- ・クラクションの音が聞こえないことや、聞こえても方向がわからない時があります。
- ・街なかや雑踏の中では、自転車のベルが聞こえません。
- ・背後から自転車や自動車が近づいてくることがわかりません。



●病院、銀行、役所などの窓口

- ・窓口では、順番を呼ぶ人の口元をじっと見ていかなければならぬため、本などを読みながら順番を待つことができません。自分が呼ばれないのではと心配になることや状況がわかりにくいため待ち時間が大変長く感じことがあります。
- ・病気の時、病院の受付などで病状が伝えられなくて立ち往生することがあります。
- ・病院では、診断内容などを詳しく医者から聞きたいが、詳細に書いてもらえないことがあります。



●鉄道、バス等の案内

- ・音声だけの案内では情報が得られません。特に、列車の時刻や乗り場の変更などの案内が音声だけの場合は取り残されることがあります。

●緊急通報等

- ・事故に遭ったときなどの緊急通報や災害時の避難情報など音声での情報伝達・収集ができないことがあります。

次のコラム P.186

1 技術的資料

(4) 点字などの表示①

設計のポイント

視覚障害者は、視覚情報の認知が困難であるため、触覚・聴覚により情報を得ることから、点字による情報提供が有効となります。

点字は、文字情報を 6 つの凸点の組み合わせで表示するもので、視覚情報を触覚情報に置き換えたものです。

ただし、点字は全ての視覚障害者に理解されているわけではなく、中途視覚障害者の中には点字を読めない人もいることから、文字等の浮き彫りや凹凸の印等も有効な表示となります。

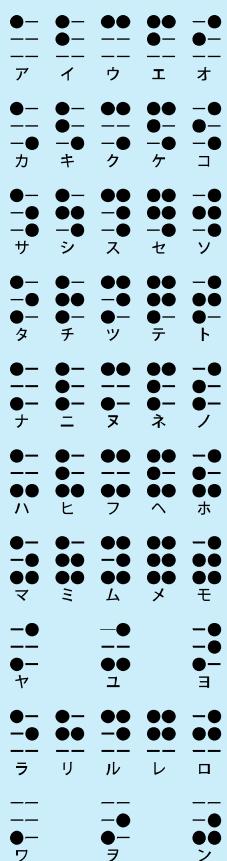
また、点字シールは剥がれやすいのでメンテナンスが必要です。

□点字は、縦 3 点×横 2 点 = 6 点で仮名やアルファベット 1 文字を表します。

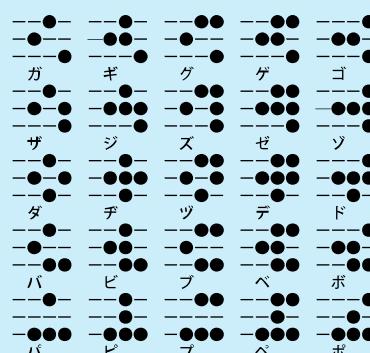
□点字は、全て左から右に向かって読みとります。

点字の読み方

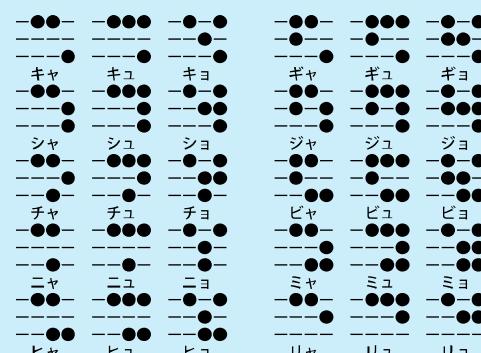
(五十音)



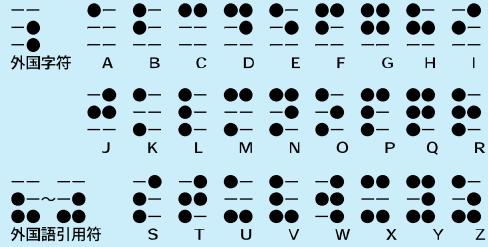
(濁 音)



(拗 音)



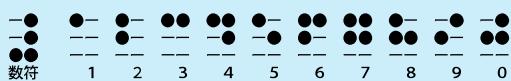
(アルファベット)



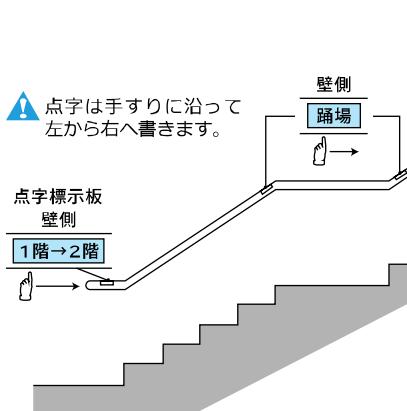
(記 号)



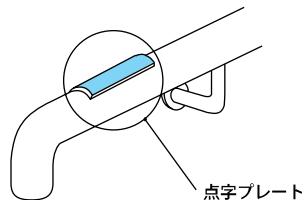
(数 字)



階段手すりと点字表示取付例

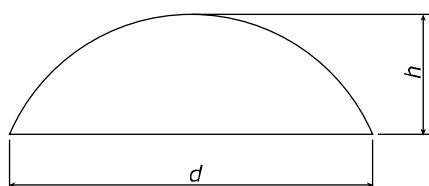


階段手すり表示の例



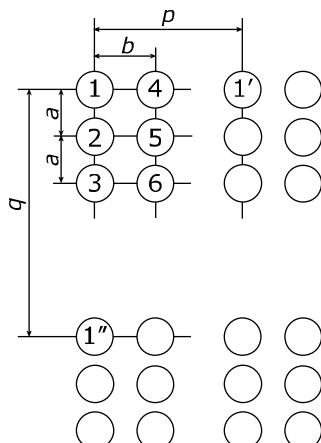
- 点字プレートは最も手に触れやすい場所で天井に向いて上又はやや壁寄りになるように貼ります。（視覚障害者の多くは、手すりを握るよりも手すりの上面に手を沿わして歩くことが多い）
 - 点字は左から右に読みます。
 - 点字シールは剥がれやすいのでメンテナンスが必要です。
 - 手すりが2段の場合は、上下段とも表示することが望まれます。

点字の大きさと並べ方(JIS T0921 の図をもとに作成)



単位 mm
<i>d</i> : 底面の直径
<i>h</i> : 点の中心の垂直の高さ

卓字の卓の断面形状及び断面の寸法

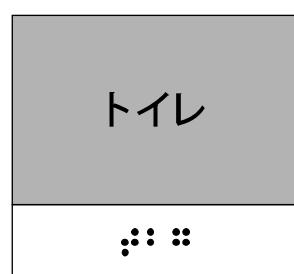
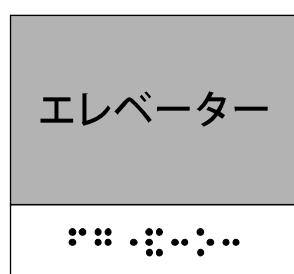


	単位 mm
a : 垂直点間隔 (点 1 と点 2 との間隔)	2.2 ~ 2.8
b : 水平点間隔 (点 1 と点 4 との間隔)	2.0 ~ 2.8
p : マス間隔 (点 1 と点 1' との間隔)	5.1 ~ 6.8
q : 行間隔 (点 1 と点 1" との間隔)	10.0 ~ 15.0

点字の点の間隔及びマスとマスとの間隔

単字による表示例

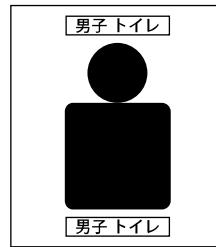
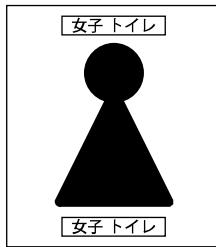
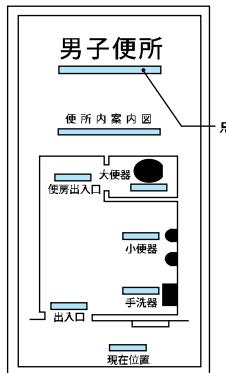
- 客室札や廊下手すりに点字表示をすることが望れます。
 - 文字（墨字）との併記をすることが望れます。
 - 壁面に取り付ける場合は、中心までの高さを120cm程度とします。



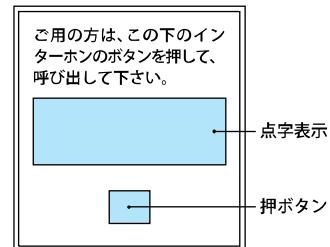
1 技術的資料

(4) 点字などの表示②

各部屋用点字表示板の例



玄関表示板の例



△ 点字を読みない視覚障害者にもわかるよう、文字やマークを浮きあがらせたり、色分けをして、男女の区別がつくようにします。

△ 文字の部分を点字で表示します。

△ 大きな文字は浮き彫りにすることが望されます。

△ 墨字と点字を併記することが望されます。

△ 壁面に取り付ける場合は、中心までの高さを 120cm 程度とします。

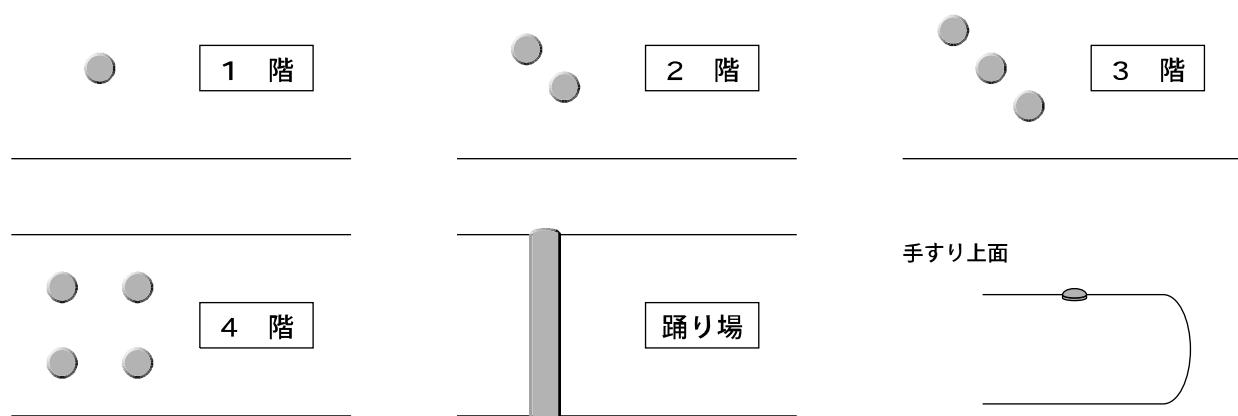
エレベーター乗場ボタン及び籠内操作盤の点字表現の例

呼称	乗場ボタン			籠内操作盤					
	昇り	降り	乗場階床数	戸開	戸閉	インター ホン呼	行先ボタン		
晴眼者 マーク (例)			/						
点字	ウ エ	シ タ	5カイ	ア ケ	シ メ	ヒジョー	チカ1	チュー2	(6) 数 符

△ 押ボタンと点字表示にできるだけ近づけることが望れます。

階段手すりの鉢や溝などによる表示例

△ 階段の手すりに鉢や溝などで凹凸の印を付けて、階数や踊場の表示をすることが望れます。



コラム

心のバリアフリーを進めるために

9

体験することから始めよう！①（車椅子体験編）

実際に車椅子の乗車や介助を自分で体験することは、障害者への理解を深め、思いやりの心を育むことへの第一歩です。近くにある車椅子を借りて、グループ等で体験をしてみてはいかがでしょうか。

また、体験会をする場合は、車椅子を使用している人に体験談などを話してもらうことも大切です。

《注意!!必ず守って下さい》

- ◇車椅子への乗り降りは必ずブレーキをかけて行うこと。
- ◇車椅子は使用前にブレーキ、タイヤの空気、部品の取り付け状態等を点検すること。
- ◇悪ふざけや危険な行為は、絶対にしないこと。
- ◇道路などの危険な場所では、単独で行動をしないこと。
- ◇恐怖や危険を感じたら無理をしないこと。
- ◇階段や段差での介助は、車椅子の介助に熟練した人の指導を受けてから行うこと。

●体験内容例

自力で走行したり、介助を受けたり、介助をしたりしてみましょう。

体験項目	体験のポイント
建築物	出入口ドア ・開き戸、引き戸での開閉、幅、下枠の段差
	車椅子用トイレ ・ドアの開閉、便器・器具等の配置、高さ、手すりの位置 ・障害者の使用の仕方や介助方法なども聞いてみるとよい
	エレベーター ・ボタンの位置、乗り降り、内部での回転、ドアの聞く時間
	階段 ・乗車した状態での上げ下ろし介助 ・大変危険なので、必ず介助熟練者の指導を受けて行うこと
	段差（2cm程度） ・どのくらいの段差まで通過可能か試してみるとよい
	段差（10cm程度） ・段差の乗り越え介助 ・必ず介助熟練者の指導を受けて行うこと
	通路 ・直線部分、曲がり角部分などの通行に必要な幅 ・床面の材質（絨毯敷きとそれ以外の比較）
	スロープ ・勾配、長さ、手すりの位置
道路	その他 ・受付カウンター、公衆電話、水飲み器、自動販売機、棚など
	歩道 ・歩道の幅、傾き、舗装の状態、障害物など
	横断歩道 ・車道と歩道の段差、道路の傾き、信号機の横断時間
公園	出入口 ・車止め柵の幅、道路との段差
	園路 ・園路の幅、傾き、路面の状態、障害物など ・通過困難な場所での介助方法
	その他 ・公衆便所、公衆電話、水飲み器、自動販売機など

[P.34・P.86「介助方法」参照]

●体験のあとは意見交換を

- ◇車椅子の乗車や介助の体験を通して自分が感じたことやわかったことを記録しましょう。
 - ・人の応対や情報提供などの「ソフト面」や施設や器具・機材等の「ハード面」について、「良くできているところ」や「改善の必要があるところ」など。
- ◇参加者による意見交換をしましょう。
 - ・改善点や改善方法、高齢の方や障害のある方との接し方など。
 - ・障害のある方や介護熟練者と意見交換をすることもおすすめします。

■車椅子乗車体験の様子

出典：岡山県「車いす・アイマスク体験マニュアル」



次のコラム P.192

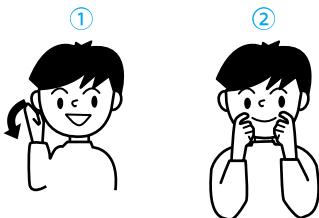
1 技術的資料

(5) 聴覚障害者のコミュニケーション手段

聴覚障害者のコミュニケーションの手段には、ある事柄の意味や内容を表情や身振り、手の動きなどで伝えあう【手話】の他、相手の口や舌の動きを見る【口話】、要件を紙に書いて互いの意思を伝えあう【筆談】、文字や数字を空間に書く【空書】、指を使って日本語の五十音を表す文字記号の【指文字】があり、状況により組みあわせて使われます。視覚障害と重複の場合は、互いの手のひらに文字を書いて伝えあうなどの方法も使われます。

手話の例（あいさつ）

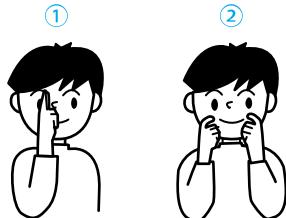
「おはようございます」



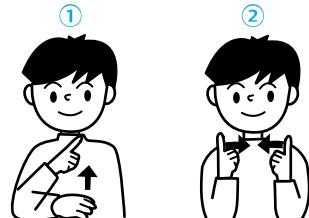
「こんばんは」



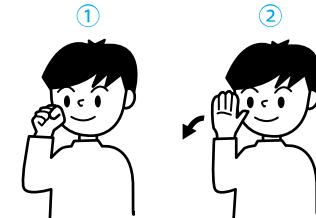
「こんにちちは」



「はじめまして」



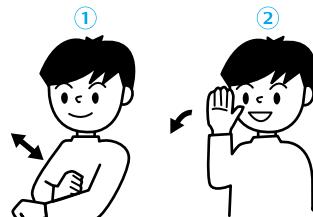
「よろしくお願ひします」



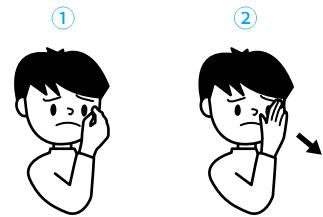
「ありがとう」



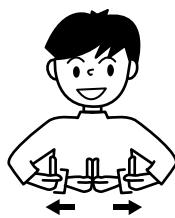
「ご苦労様」



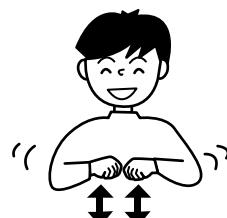
「すみません」



「久しぶり」



「元気」



「ごちそうさま」



指文字

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ		ユ		ヨ

ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ				ヲ
ン	丨			
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ

実際に指文字を行う場合は、左指右指いずれの指でもよいですが、上記の図表は相対する人の右の指による指文字を正面から見たものです。

- ①「ソ」「ハ」………斜指から見た図。実際には相手の人に指先を向ける。
- ②「ノ」………人差指で空中にノの字を書く。
- ③「リ」………人差指と中指を立て少し間を開き、リの字を空中に書く。
- ④「ヲ」………オの指文字をそのまま後ろに引く。

- ⑤「ン」………人差指で空中にンの字を書く。
- ⑥「丨」………人差指で縦に線を書き下ろす。
- ⑦「↑」………矢印は手の移動の方向を示す。
- ⑧促音、拗音「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」………それぞれの形をつくり後に引く。

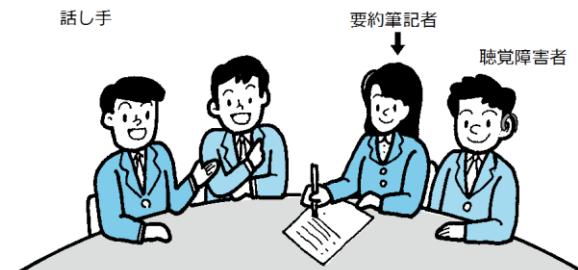
要約筆記

要約筆記とは、話し手が話されている内容を要約し文字にして伝える筆記通訳で、聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段の一つです。

パソコンによる要約筆記



ノートテイクによる要約筆記



1 技術的資料

(6) 非常警報設備①

設計のポイント

火災などの緊急の事態が発生したとき、現行の消防法では、自動火災報知設備の地区音響装置、放送設備、非常ベル、避難口誘導灯などが規定されていますが、視覚障害者に対しては必ずしも的確な情報伝達ができる手段とはいえません。視聴覚障害者等が入所、利用する病院、社会福祉施設等はもとより、不特定かつ多数の者が利用する劇場、集会場、大規模店舗、宿泊施設等では、緊急情報や避難情報の伝達に関して視聴覚障害者等に十分に配慮した施設づくりが望まれます。

□非常警報は、主に緊急事態発生事実の伝達、緊急情報（避難情報）の伝達、避難方向等の伝達の3つの局面に分けられ、それぞれの局面において障害種別に応じた情報提供手段を整備することが望されます。

視覚障害者に対する非常警報設備

- 緊急事態発生事実の伝達手段としては、現行の自動警報設備の非常ベル・サイレン・自動音声警報の音声による伝達のほか、就寝中のバイブレーター等の触覚（振動）による伝達の併用や弱視者への補助手段として光警報装置等による伝達が有効です。
- 緊急情報の伝達手段としては、現行の非常放送のほか、自動音声警報など音声による伝達が有効です。
- 避難方向等の伝達手段としては、誘導音装置付誘導灯の音声による誘導の伝達のほか弱視者には点滅形誘導灯、光走行式避難誘導も有効です。

聴覚障害者に対する非常警報設備

- 緊急事態発生事実の伝達手段としては、光警報装置、回転灯等の視覚による伝達、又はバイブルーター等による伝達が有効です。
- 緊急情報の伝達手段としては、放送設備と連携した文字表示による伝達、補聴器用のヒアリングループ等による伝達が有効です。
- 避難方向の伝達手段としては、現行の誘導灯が適当ですが、点滅形誘導灯、光走行式避難誘導も有効です。

視聴覚障害者の対応設備例

対象物区分	視聴覚障害者別	緊急事態発生事実の伝達							緊急情報の伝達 (避難情報)				避難方向等の伝達		
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブルーター	光警報装置	ヒアリングループ	非常用構内通報器等	非常放送	自動音声表示	非常文字表示	ヒアリングループ	点滅型誘導灯	誘導音装置付誘導灯	光走行式避難誘導
劇場・集会場	視覚障害者	○	○	○	—	△	—	—	○	○	—	—	△	○	△
	聴覚障害者	—	—	—	—	●	▲	—	—	—	●	▲	●	—	●
病院・社会福祉施設	視覚障害者	○	○	○	○	△	—	—	○	○	—	—	△	○	△
	聴覚障害者	—	—	—	●	●	—	—	—	—	●	—	●	—	●
大規模店舗	視覚障害者	○	○	○	—	△	—	—	○	○	—	—	△	○	△
	聴覚障害者	—	—	—	—	●	—	—	—	—	●	—	●	—	●
宿泊施設	視覚障害者	○	○	○	○	△	—	○	○	○	—	—	△	○	△
	聴覚障害者	—	—	—	●	●	—	●	—	—	●	—	●	—	●

注)

○視覚障害者全般に対し有効なもの

●聴覚障害者全般に有効なもの

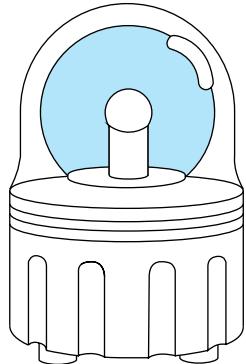
△弱視者（光覚を有するもの）に有効なもの

▲難聴者に有効なもの

整備例

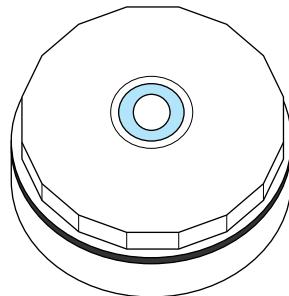
緊急事態発生事実の伝達手段

パトライト(回転灯)



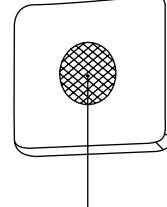
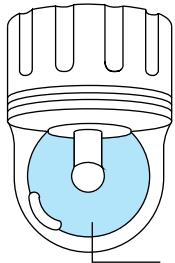
スイッチを押すことで、緊急時や情報を伝達したい場合などにランプが回転し、視覚により緊急事態であることを伝えます。

光警報装置



光警報装置などが点滅することによって、視覚により火災などの緊急事態であることを伝えます。

既設誘導灯に追加取付した例



誘導音スピーカー

ヒアリングループ

聴覚障害者のための補聴器誘導システムで、床などに敷設したループアンテナに伝達したい音声信号を流し、磁界を発生させ補聴器に組み込まれた誘導コイルで拾い、増幅して聞くシステムです。

非常用構内通報器・警報機

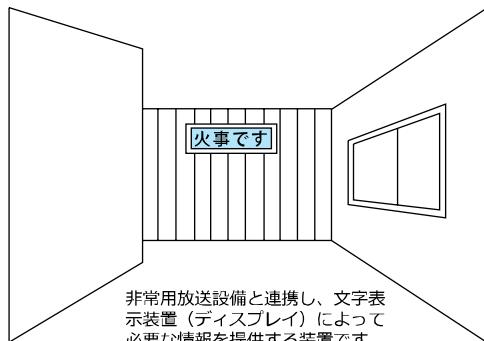
緊急事態の発生を伝達するため、内線電話機や居室内テレビの同軸ケーブル等を利用し、音声やテレビ画面により全施設内一斉に通報や警報ができるシステムのことをいいます。両者とも宿泊施設等での利用が有効です。

携帯式バイブレーター

自動火災報知設備からの信号を受けて、振動によって直接人体を刺激し、異常を伝達する装置です。振動装置をベット等に固定する方式（固定式）や身体の一部に腕時計のように巻き付ける方式（移動式）によって就寝中に利用します。

緊急情報(避難情報)の伝達手段

非常用文字表示装置



非常用放送設備と連携し、文字表示装置（ディスプレイ）によって必要な情報を提供する装置です。

自動音声警報装置

緊急情報を確実に伝達できるように、非常放送設備に音声等による警報を自動的に放送する機能を附加したものといいます。

1 技術的資料

(6) 非常警報設備②

避難方向等の伝達手段

点滅形誘導音装置付誘導灯



点滅形誘導灯



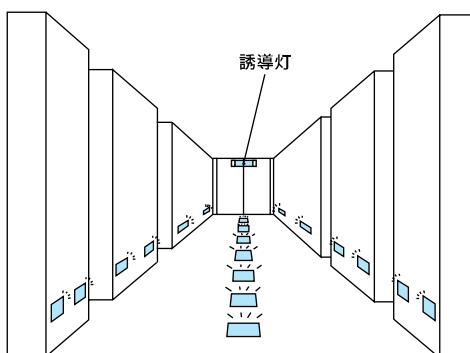
誘導音装置付誘導灯は、自動火災報知設備からの火災信号を受けて、内蔵あるいは直近に付置されたスピーカーから「避難口はこちらです」等の誘導音声が発せられるようにした避難口誘導灯です。

点滅型は、通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するものです。

自動火災報知設備と連動してキセノンランプが点滅します。

⚠️聴覚障害者のみならず、弱視者にも避難口の位置を確認しやすくする効果があります。

光走行式避難誘導装置



光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方向に走行するようなイメージを与えるシステムです。

コラム

心のバリアフリーを進めるために

10 体験することから始めよう！②（アイマスク体験編）

実際にアイマスクを付けた歩行や介助を自分で体験してみましょう。

また、体験会をする場合は、目の不自由な人に体験談などを話してもらうことも大切です。

《注意!!必ず守って下さい》

- ◇悪ふざけや危険な行為は、絶対にしないこと。
- ◇道路などの危険な場所では、単独で行動をしないこと。
- ◇恐怖や危険を感じたら無理をしないこと。
- ◇アイマスク体験で一人で歩くことは危険ですので、安全な場所で周りに見守ってくれる人がいることを確認して行うこと。

●アイマスクの付け方

- ・雑菌等から目を守るために、ティッシュペーパーを内側にあてて使いましょう。
- ・周囲や足元が見えないように、またずり落ちないようにしっかりと取り付けましょう。
- ・メガネは外して、落とさないようにポケット等へしまってください。

●白杖の持ち方

- ・白杖は視覚障害者の歩行の安全を確保するための道具です。
- ・片手で軽く握り、足元前方を左右に振って障害物や路面の凹凸の状態などを確認します。

●体験内容例

介助を受けて歩いたり、介助をしたりしましょう。

体験項目	体験のポイント
建築物	・椅子への着席・立ち上がりなどの動作、室内での移動
	・ドアの開閉、廊下の通行、階段の上り下り、エレベーター
	・道路から敷地内通路（視覚障害者誘導ブロック、段差など）
	・公衆電話、水飲み器、自動販売機などの利用 など
道路	・歩道の幅、傾き、舗装の状態、障害物など
	・進行方向がわかるか
	・視覚障害者誘導ブロック（線状ブロックと点状ブロックの違い）
	・車道と歩道の違いがわかるか
	・音響式信号機（方向、音の大きさ、時間）
	・自動車等の騒音 など

[P.148・P.164〔介助方法〕参照]

- ◇アイマスクを装着する時間は長い方がより現実に近い体験ができます。しかし、初めての場合は大変疲れますので、気分が悪くなったり強く不安を感じたりした時は、アイマスクを外して休憩してください。

●その他の体験（時間ががあればこんなことも試してみてください）

- ◇アイマスクを付けて触ってみよう。
 - ・お金（お札や硬貨の種類の違いがわかるでしょうか。）
- ◇グループのメンバーの声を聞き分けることができますか。
 - ・声のする方向、声をかける人の年齢や性別など。

●体験のあとは意見交換を（P.186参照）

■アイマスク体験の様子

出典：岡山県「車いす・アイマスク体験マニュアル」



1 技術的資料

(7) 照 明①

設計のポイント

照明（明るさ）は、空間の雰囲気と作業性を決定する重要な要素であり、必要な照明効果を得るために、照度だけではなく、光色、色の見え方、まぶしさなど光の質についても十分に考慮する必要があります。

視覚機能は10代をピークに低下し始め、40代の後半からは既に高齢者の域に入るといわれ、視力の低下とともにまぶしさに弱くなり、色彩識別能力や暗順応能力等が低下します。

場所・用途・対象となる人等、目的に応じた質と量の明るさを供給するための照明器具の選択や照明計画が必要です。

- 階段・廊下・便所・浴室等、事故の起こりやすい部位では、照明角度やスポット的な照射、照度を上げる等、安全上の配慮が必要です。
- 外部と玄関部分、一般室と廊下・階段等、移動動線上の照度変化が大きくならないように採光や照明に配慮が必要です。
- 年齢が増すにつれて、ものを見るのにより高い照度が必要となることから、高齢者の利用の多い施設では照度の確保に対する配慮が必要です。
- 便所、廊下、階段等では、スイッチ操作が要らない感知式スイッチ等を必要に応じて設置します。

●高齢化に伴う視覚機能の低下と照明上の配慮事項

項目	視覚機能低下の内容	配慮事項
視力の低下	<p>網膜上の視細胞の減少や水晶体の濁り、脳血管障害などにより視力が低下する。 目にかすみがかかるとコントラストに対する識別度が低下し、特に照明が暗い場合に見えにくくなる。 床面の段差や出入口のドアが見つけにくくなったり、反対に床面に色彩の変化があると段差と勘違いをしたりする。</p>	<p>玄関、廊下、階段、便所、浴室、更衣室等、段差が多い部分では十分な照度を確保する。 階段や通路の段差部分では、全体的な照度の確保だけでなく、足もとに影ができるないように足もと灯を設置する。 段差の先端部分や壁とドアの配色をコントラストの高い色彩にする。むやみに床面に色彩の変化をつけない。 スイッチの位置が見つけにくくなるため、必要に応じて感知式スイッチ等を設置する。</p>
色彩識別能力の低下	<p>角膜や水晶体の濁りや黄変、脳血管障害などにより、色彩の識別能力が低下し、全体に黄色がかかって見える。 特に、低照度における青色の文字が極端に見えにくくなったり、青～青紫系、黄色系の色彩の識別が困難になる。</p>	<p>表示に用いる文字等の色彩に配慮するとともに、細かい表示をする場合には十分な照明を行う。 読書や詳細な作業等を行う箇所では、全体照明と部分照明を組み合わせる。 段差部分や突起物に青～青紫系、黄色系の色彩を用いると転倒や衝突の原因となるため配慮が必要。</p>
まぶしさの増大	<p>角膜や水晶体の濁りにより、目に光が入ると乱反射し、まぶしさを感じやすくなり、見たいものがはっきり見えなくなる。</p>	<p>まぶしさを感じにくくするため、視野内に高輝度の照明器具を置かないことや照明器具は露出させずにカバー付きのものにする。 壁や床は、表面に光沢のある反射率の高い素材を使用しない。特に、白や明るい色が基調となる箇所では、反射しない仕上げとする。</p>
暗順応能力の低下	<p>暗順応の順応速度が遅くなり、明るい部屋から急に暗いところに移動した場合などに見えにくくなる。</p>	<p>外部と玄関部分、一般室と廊下・階段等、移動動線上の照度変化が大きくならないように採光や照明に配慮する。</p>

● 照明設計基準と照明方式

▲ 各室の照明は、用途に応じて、必要な照度や照明効果が得られるように配光方式、照明器具、光源等を選択します。

▲ 高齢者を対象とする場合、通常の1.5~2倍程度の照度にすることが望まれます。

照明設計基準 (JIS Z9110:2010 抜粋)

	領域、作業又は活動の種類		維持照度 ^{※1} (ルクス)	照度 均斎度	屋内統一 グレア 制限値	平均演色 評価数
事務所	作業	設計、製図	750	0.7	16	80
		キーボード操作、計算	500	0.7	19	80
	執務空間	設計室、製図室	750	—	16	80
		事務室	750	—	19	80
		印刷室、電子計算機室	500	—	19	80
		受付	300	—	22	80
		会議室、集会室、応接室	500	—	19	80
	共用空間	食堂	300	—	—	80
		倉庫	100	—	—	60
		更衣室	200	—	—	80
		便所、洗面所	200	—	—	80
		階段	150	—	—	40
		廊下、エレベーター	100	—	—	40
		玄関ホール（昼間）	750	—	—	80
		玄関ホール（夜間）	300	—	—	60
		陳列の最重要部	2,000	—	—	80
		重要陳列部、エスカレーターなど乗降口	750	—	—	80
商業施設	商店の一般 共通事項	レジスタ、包装台	750	0.7	—	80
		エレベーターホール、エスカレーター	500	—	—	80
		洗面所、便所	200	—	—	80
		階段	150	—	—	40
		廊下	100	—	—	40
		ショーウィンドウの重要な部、重要陳列部	2,000	—	—	80
		一般陳列部	1,000	—	—	80
	大型店(デパート、量販店など)	重要階の全般、特売会場の全般	750	—	22	80
		店内全般	500	—	22	80
		案内コーナー	1,000	—	—	80
		レジスタ、会計	300	0.7	—	80
		帳場、クローケカウンター	500	0.7	—	80
	食堂、レストラン、軽飲食店	客室	200	—	19	80
		食卓	500	—	—	80
		洗面所、便所	200	—	—	80
		車寄せ	300	—	—	60
宿泊施設	宿泊施設(ホテル、旅館、その他宿泊施設)	玄関	100	—	22	60
		ロビー	200	—	22	80
		フロント、帳場	750	0.7	—	80
		宴会場兼会議室	500	—	19	80
		広間	200	—	19	60
		食堂	300	—	19	60
		客室（全般）	100	—	19	80
		浴室	100	—	—	80
		洗面所、便所	200	—	—	80
		階段	150	—	—	40
		廊下	100	—	—	40

※1 基準面における維持照度の推奨値を示す。基準面は、水平面、鉛直面、傾斜した面、曲面など。基準面を特定できない場合には、床上80cm（机上視作業）、床上40cm（座業）、又は床若しくは地面のいずれかを基準面と仮定する。

1 技術的資料

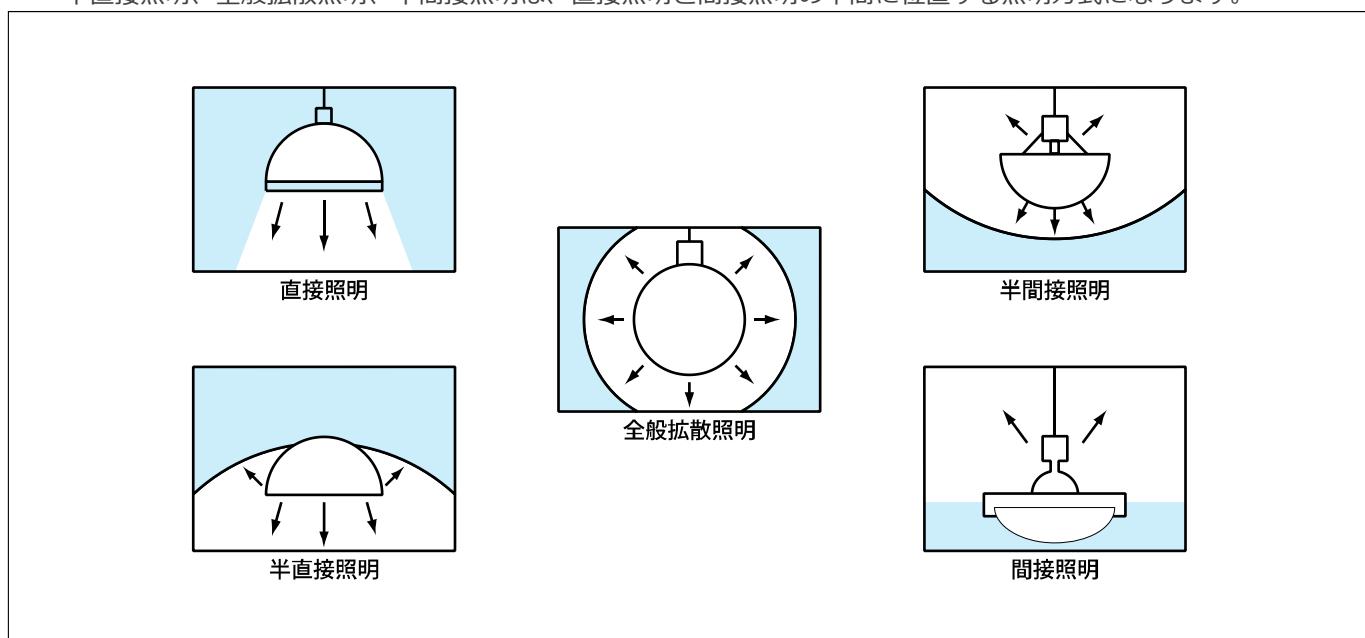
(7) 照 明②

【配光方式】

直接照明は、器具から出た光で直接視対象を照らすもので、効率性が高いが陰影がつきやすくなり、まぶしさの原因となることがあります。

間接照明は、器具から出た光を一度天井や壁で反射・拡散させて照明する方法で、まぶしさがなく柔らかな雰囲気となる反面、陰影のない平板な雰囲気となる場合が多く、効率が低くなります。

半直接照明、全般拡散照明、半間接照明は、直接照明と間接照明の中間に位置する照明方式になります。



○白熱灯、蛍光灯と LED 照明の比較

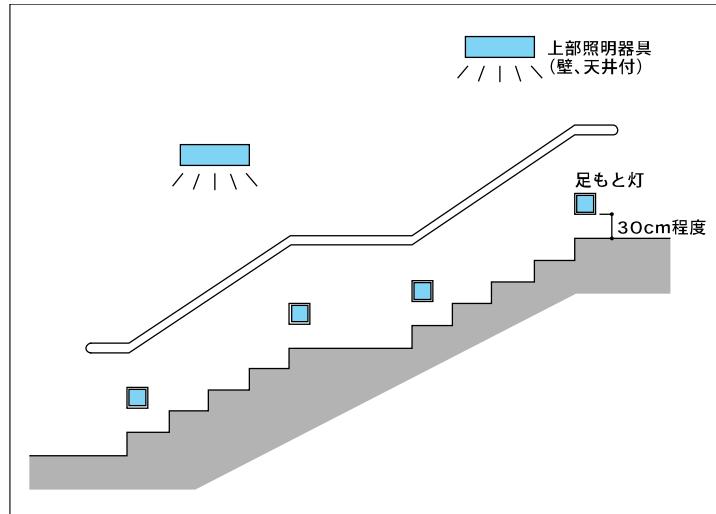
	白熱電球	蛍光灯	LED 照明
ランプ	点光源で光の制御が容易	線光源で光の投光、集光が難しい	点光源で光の制御が容易
形	コンパクト	大きい	コンパクト
光色	温か味がある	多種	多種
色の見え方	良い	多種	多種
点灯までの時間	すぐつく	すぐつくものが多い	すぐつく
寿命（時間）	短い（1,000～2,000h）	長い（5,000～12,000h）	長い（20,000～60,000h）
効率	低い	高い	高い
※電気代	高い	安い	安い
発熱	多い	少ない	少ない
点灯状態	陰影がつき、立体感が強調され、つやも適度につく	全体が明るくなるが平板になる。まぶしさは少なくやわらかな光。	用途に応じた演色性を選択できる。照明の形状によっては、まぶしく感じるものがある。
価格	安い	高い	高い
照明器具のデザイン	多様に展開できる	限定される	多様に展開できる

※蛍光灯は、同じ明るさの場合、消費電力が白熱電球の約 1/3～1/4、LED 照明の約 1.5～2 倍になります。

● 階段の照明

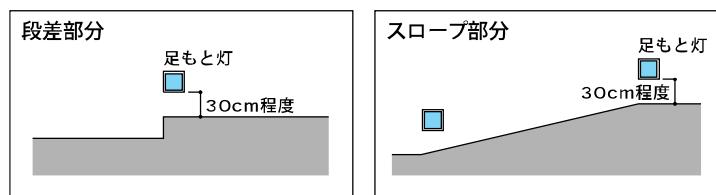
⚠ 身体の影で足もとが暗がりにならないように 2 力所以上の光源を設けることが望まれます。

⚠ 階段の上り口と下り口付近には段の始まりをわかりやすくするために足もと灯を設置することが望まれます。



● 足もと灯

⚠ 主要な通路や廊下等に段差やスロープを設ける場合には、足もと灯を設置することが望されます。



● 照明スイッチ類

⚠ スイッチ操作が不自由な人への配慮や経済性等を考慮して、施設の利用状況に応じたスイッチの機能を選択することが有効です。

⚠ 感知式スイッチは操作が不要であるため、手の不自由な人などの施設利用の手助けになるとともに、消し忘れ防止や省エネ・電気代節約等の効果があります。

区分	機能等	主な設置個所
人感スイッチ	人が近づいたり離れたりした時にセンサーが感知し、照明器具等の点灯・消灯を自動的に行う。	便所、廊下、階段、足もと灯
明るさ感知式スイッチ	周囲の明るさを感じ、暗くなると自動点灯、明るくなると自動消灯を行う。	便所、廊下、階段、足もと灯
三路スイッチ	廊下の両端や階段の上下等、どちらの側からでも点灯・消灯操作ができる。	廊下、階段
ワイヤレススイッチ	持ち運びできる小型発信器を使って離れたところから点灯・消灯操作ができる。	施設全般
調光機能付スイッチ	電灯などの照明器具の明るさを無段階に調整できる機能があり、利用の状況等にあわせて明るさを設定できる。	施設全般
位置表示付スイッチ	暗い場所でスイッチの位置がわかりやすくなるために、消灯時に小さなランプが点灯する。	施設全般
確認表示付スイッチ	見えないところや離れたところにある器具の点灯・消灯状態がわかるようにランプで表示する。	便所・浴室(室外付)、屋外照明、換気扇
タイマー付スイッチ	照明のスイッチを消した後、セットした時間後に換気扇が自動的に止まる。	便所・浴室等の照明と換気扇

*スイッチの取り付け高さは P.163 [スイッチ・コンセント類] 参照

1 技術的資料

(8) ピクトグラム・絵文字等①

設計のポイント

ピクトグラム・絵文字は、不特定多数が使用する施設等において情報を提供するものであり、一見してその情報を理解できるだけでなく、高齢者、障害者等さらにはその国の言語を理解できない外国人にとっても言葉の壁を越えて情報の共有ができます。

また、一般的にサインとしての機能も持ち、文字情報に比べて視認距離が大きく、情報の内容が理解しやすくなります。

国際シンボルマーク

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄 関：地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、又は階段のほかにスロープ（傾斜路）を設置する。

出 入 口：80cm 以上の幅とする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

ス ロ ー プ：傾斜は 1/12 以下とする。室内外を問わず、階段の代わりに、又は階段のほかにスロープを設置する。

通 路・廊 下：130cm 以上の幅とする。

ト イ レ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

エレベーター：入口幅は 80cm 以上とする。

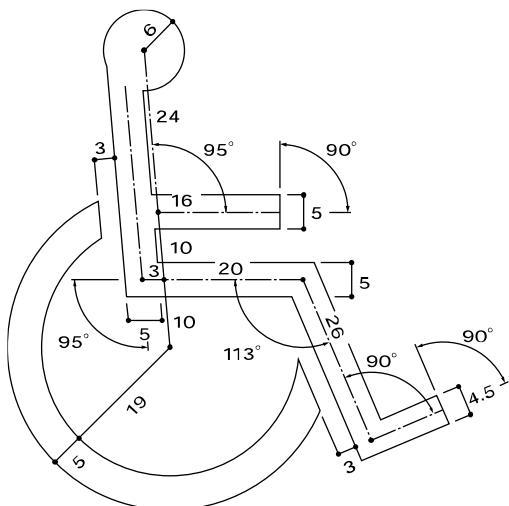
障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク

大きさ…10cm 角以上 45cm 角以下

色 …原則として濃いブルー・白もしくは黒・白とし、対比の明確なものとする。



国際シンボルマークの寸法例



ピクトグラムの例

公共・一般施設

					
お手洗 Toilets	障害のある人が 使える設備 Accessible facility	スロープ Slope	ベビーケアルーム Baby care room	乳幼児用設備 Nursery	高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people

					
障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊娠婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers	オストメイト用設備 ／オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	

安全

				
赤 消火器 Fire extinguisher	赤 非常電話 Emergency telephone	赤 非常ボタン Emergency call button	緑 広域避難場所 Safety evacuation area	緑 避難所(建物) Safety evacuation shelter

注意

				
黄 一般注意 General caution	黄 障害物注意 Caution, obstacles	黄 上り段差注意 Caution, uneven access/up	黄 下り段差注意 Caution, uneven access/down	黄 滑面注意 Caution, slippery surface

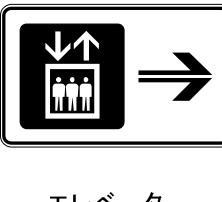
出典：JIS Z8210 : 2017（案内用図記号）から抜粋

1 技術的資料

(8) ピクトグラム・絵文字等②

障害者に関するマーク			
	世界盲人連合が定めた盲人のための国際シンボルマーク		補助犬を積極的に受け入れていることを示すためのステッカー
 ほじよ犬マーク	補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いします。		
 耳マーク	耳の不自由な人であることを表すマーク。聴覚障害は外見からはわかりにくいので、それらの不安を持った人たちのコミュニケーションをサポートするために作られました。このマークを見かけたらゆっくりと話したり、手話や筆談をするなどの配慮をお願いします。		
	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）であることやオストメイトのための設備があることを表しています。トイレの入口などでこのマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。		
 ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなどの配慮をお願いします。		
	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。		
 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク	視覚障害の方が白杖を頭上 50cm 程度に掲げてサポートを求める「白杖 SOS シグナル」のシンボルマークです。 白杖による SOS のシグナルを見かけたら進んで声をかけ、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで危険に遭遇しそうな場合は、SOS のシグナルを示していなくても声をかけてサポートをお願いします。		

道路標識

   <p>エレベーター</p>	   <p>傾斜路</p>
   <p>エスカレーター</p>	   <p>路面電車停留所</p>
   <p>乗合自動車停留所</p>	   <p>便所</p>
  <p>距離表示の併記</p>	  <p>昇降方向の併記</p>
   <p>停車所名の併記</p>	  <p>駐車場表示との併記</p>
 <p>著名地点の表示</p>	

(注 1) 表示は全て青と白の 2 色

(注 2) 上記の内容は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 総理府 建設省 令第 3 号）」から抜粋

2条例、施行規則等

(1) 岡山県福祉のまちづくり条例、施行規則

岡山県福祉のまちづくり条例

平成 12 年岡山県条例第 1 号
平成 12 年 1 月 4 日公布
平成 12 年 4 月 1 日施行
第 3 章及び第 4 章(第 33 条を除く。)
については、平成 13 年 4 月 1 日施行

すべての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、社会からのサービスを平等に享受し、豊かな人間性のつながりの中で快適にいきいきと生活することができる社会が、私たちの目指す社会である。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の活動を阻むさまざまな障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活することができる住みよい福祉のまちづくりを進める必要がある。

私たちは、お互いを大切にする心を育み、県民総参加の下に、県、市町村、県民及び事業者が互いに力を合わせ、それぞれの役割を積極的に果たし、一体となって福祉のまちづくりを進めることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる生活関連施設等の整備のための措置について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 事業者 経済、社会、文化その他の分野において事業活動を行う者をいう。
- (3) 生活関連施設 病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 特定生活関連施設 生活関連施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (5) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道及び軌道の車両、自動車その他の機器で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 県は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするものとする。

(市町村の役割)

第 4 条 市町村は、県の推進する施策と連携しながら、当該市町村の実状に応じた福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進するものとする。

- 2 市町村は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするものとする。

(県民の役割)

第 5 条 県民は、福祉のまちづくりに関し理解を深め、自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組み、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

- 2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備された生活関連施設等について、その機能の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組み、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設等を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするもの

とする。

(推進体制)

第7条 県、市町村、県民及び事業者は、福祉のまちづくりについての責務又は役割を認識し、相互に連携して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、県民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進するものとする。

(1) すべての県民が高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりのある心をもって自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組むように意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適な生活に必要な情報を円滑に利用できるように施設、設備その他諸条件を整備すること。

(3) 高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ円滑に利用できるように生活関連施設等を整備すること。

(啓発活動)

第9条 県は、県民及び事業者が福祉のまちづくりに関し理解を深め、その自主的な取組が図られるように、市町村と連携し、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報提供等)

第10条 県は、福祉のまちづくりに関する情報を収集し、市町村、県民及び事業者に提供するものとする。

2 県は、市町村、県民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関し、その求めに応じ必要な助言を行いうるものとする。

3 県は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにコミュニケーションの手段の確保を図るものとする。

(教育及び学習機会の提供)

第11条 県は、児童、生徒等が高齢者、障害者等への理解を深め、思いやりのある心を育むために必要な教育を行うものとする。

2 県は、県民が高齢者、障害者等への理解を深め、福祉のまちづくりに関する活動に取り組むことができるよう学習の機会を提供するものとする。

(ボランティア活動)

第12条 県は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動を促進するため、県民及び事業者に対する情報の提供、人材の養成等を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(取組状況)

第14条 県は、毎年、福祉のまちづくりに関する取組の状況を明らかにするものとする。

第3章 施設整備

第1節 生活関連施設

(整備基準)

第15条 知事は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、生活関連施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、生活関連施設の種類に応じ、規則で定める。

(整備基準への適合)

第16条 生活関連施設を設置し、又は管理する者（以下「生活関連施設の設置者等」という。）は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるように努めるものとする。

(整備基準適合の表示)

第17条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しているときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等に分かりやすく表示するように努めるものとする。

(機能の維持)

第18条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しているときは、当該適合箇所の機能を維持するように努めるものとする。

第2節 特定生活関連施設

(新築等の届出)

第19条 次に掲げる行為（以下「特定生活関連施設の新築等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設に係る特定生活関連施設の新築等については、この限りでない。

- (1) 特定生活関連施設の新築若しくは新設、増築若しくは増設又は改築
 - (2) 特定生活関連施設の用途の変更（当該用途の変更により特定生活関連施設に該当しないこととなる場合を除く。）
 - (3) 特定生活関連施設の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替
 - (4) 施設の用途の変更（当該用途の変更により特定生活関連施設に該当することとなる場合に限る。）
- 2 前項の規定による届出を行った者で当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出を行った者で当該特定生活関連施設の新築等の工事を完了したものは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(新築等の協議)

第20条 規則で定める規模以上の建築物に係る特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議を行った者で当該協議に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ知事に協議しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定による協議を行った者で当該特定生活関連施設の新築等の工事を完了したものについて準用する。

4 前3項の場合においては、前条各項の規定による届出を要しない。

(高齢者、障害者等の意見)

第21条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、当該特定生活関連施設の新築等に当たり、高齢者、障害者等の意見を聴くように努めるものとする。

(指導及び助言)

第22条 知事は、第19条又は第20条の規定による届出又は協議があった場合において、当該届出又は協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出又は協議を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適合状況の報告)

第23条 知事は、特定生活関連施設を設置し、又は管理する者（次項において「特定生活関連施設の設置者等」という。）に対し、規則で定めるところにより、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による報告に係る特定生活関連施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該特定生活関連施設の設置者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第24条 知事は、次に掲げる者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

- (1) 第19条又は第20条の規定による届出又は協議を行わないで工事に着手した者
- (2) 第19条又は第20条の規定による届出又は協議の内容と異なる工事を行った者
- (3) 前条第1項の規定により求められた報告を正当な理由なく行わない者
- (4) 第22条又は前条第2項の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わない者

(公表)

第25条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入り調査)

第26条 知事は、第22条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定生活関連施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3節 交通環境等

(交通環境の整備)

第27条 県、市町村、公共車両等を所有し又は管理する者（次条において「公共交通事業者」という。）及び生活関連施設の設置者等は、相互に連携して、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように建築物、道路等を整備することにより、これらの者が移動しやすい交通環境の整備に努めるものとする。

(公共車両等)

- 第28条 公共交通事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように公共車両等の整備に努めるものとする。
- 2 知事は、必要と認めるときは、公共交通事業者に対し、公共車両等の整備状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
 - 3 知事は、必要と認めるときは、前項の規定による報告を行った公共交通事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(公共工作物)

第29条 信号機、公衆電話ボックスその他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものを設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにその整備に努めるものとする。

(住宅等)

第30条 住宅又は宅地を供給する事業を行う者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにその整備に努めるものとする。

第4章 雜 則

(国等に関する特例)

- 第31条 国、県、市町村その他規則で定める者については、前章第2節（第21条を除く。）並びに第28条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対して、特定生活関連施設及び公共車両等の整備について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(市町村条例との関係)

第32条 市町村がこの条例と同じ目的の条例を有すると知事が認めるときは、当該市町村の区域については、前章の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章(第33条を除く。)の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3章の規定の施行の際現にその工事に着手している特定生活関連施設の新築等については、第19条から第22条までの規定は、適用しない。

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則

(平成 12 年 3 月 31 日 岡山県規則第 79 号)

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則を次のように定める。

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年岡山県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設等)

第2条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

2 条例第 2 条第 4 号の規則で定める施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち同表の右欄に掲げるものとする。

3 条例第 2 条第 5 号の規則で定める機器は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 2 条第 12 号に規定する車両のうち旅客車

(2) 軌道法施行規則（大正 12 年／内務／鉄道／省令）第 13 条ノ 2 の規定により認可を受けた車両のうち一般旅客の用に供するもの

(3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号 8 に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(4) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

(5) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供するもの

（平 14 規則 45・平 18 規則 136・平 24 規則 7・一部改正）

(整備基準)

第3条 条例第 15 条第 1 項の規定による整備基準は、別表第 2 の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準とする。この場合において、当該基準は、それぞれ同表の右欄に掲げる生活関連施設に適用する。

(整備基準適合の表示)

第4条 条例第 17 条の規定による表示は、出入口、車椅子を使用している者（別表第 2 において「車椅子使用者」という。）が利用する便房（同表において「車椅子使用者用便房」という。）、エレベーターその他知事が特に必要と認める項目について、当該項目が整備基準に適合する旨を直接地上へ通ずる主要な出入口又はその付近で高齢者、障害者等に分かりやすい位置に表示して行うものとする。

(新築等の届出)

第5条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の 21 日前までに、特定生活関連施設新築等届出書（様式第 1 号）に次に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

(1) 別表第 3 の左欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面

(2) 別表第 5 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書

(3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(届出を要しない施設)

第6条 条例第 19 条第 1 項ただし書の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路

(2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による認可を受けて実施する土地区画整理事業に基づく道路

(3) 岡山県県土保全条例（昭和 48 年岡山県条例第 35 号）第 5 条第 1 項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路

（平 15 規則 35・一部改正）

(変更の届出)

第7条 条例第 19 条第 2 項の規定による変更の届出は、特定生活関連施設新築等変更届出書（様式第 2 号）に第 5 条各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を添付して行うものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準の定めのない項目についての工事内容の変更

(2) 高齢者、障害者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするために行う整備基準に適合している項目についての変更

(3) 工事の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更

(工事の完了の届出)

第8条 条例第 19 条第 3 項（条例第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出は、特定生活関連施設工事完了届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

(協議を要する建築物の規模)

第9条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める規模は、特定生活関連施設の新築等に係る床面積 2000 平方メートルとする。

(新築等の協議)

第 10 条 条例第 20 条第 1 項の規定による協議は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の 60 日前までに、特定生活関連施設新築等協議書（様式第 1 号）を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、特定生活関連施設新築等協議書の提出をもつて開始するものとし、その協議が終了したときは、次に掲げる書面及び図書を提出するものとする。

(1) 別表第 4 の左欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面

(2) 別表第 5 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書

(3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(変更の協議)

第 11 条 条例第 20 条第 2 項の規定による変更の協議は、特定生活関連施設新築等変更協議書（様式第 2 号）を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、特定生活関連施設新築等変更協議書の提出をもつて開始するものとし、その協議が終了したときは、前条第 2 項各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を提出するものとする。

3 第 7 条第 2 項の規定は、条例第 20 条第 2 項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(適合状況の報告)

第 12 条 条例第 23 条第 1 項の規定による整備基準への適合状況の報告は、特定生活関連施設適合状況報告書（様式第 4 号）に第 5 条各号に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

(公表)

第 13 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 勧告の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第 25 条第 1 項の規定による公表は、岡山県公報への登載その他知事が必要と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第 14 条 条例第 26 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 5 号）とする。

(公共工作物)

第 15 条 条例第 29 条の規則で定める公共の用に供する工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 信号機

(2) 公衆電話ボックス

(3) 案内標識

(4) 郵便ポスト及び信書便ポスト

(5) 自動販売機

(6) 現金自動支払機及び現金自動預払機

（平 15 規則 35・一部改正）

(国等に準ずる者)

第 16 条 条例第 31 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人

(2) 土地開発公社

(3) 地方公共団体の組合

(平15規則35・平16規則7・平16規則73・平17規則124・平19規則118・平22規則36・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条から第16条まで並びに次項及び附則第3項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(特 例)

- 2 平成13年4月1日から同月22日までの間において特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者（次項に規定する者を除く。）に対する第5条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは、「平成13年4月1日以後遅滞なく」とする。
- 3 平成13年4月1日から同年5月31日までの間において第9条に規定する規模以上の建築物に係る特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者に対する第10条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに」とあるのは、「平成13年4月1日以後遅滞なく」とする。

附 則（平成12年規則第131号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中岡山県行政組織規則第190条の改正規定（「第33条」を「第34条」に改める部分に限る。）並びに第10条中岡山県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の1の部（1）の項2及び（2）の項2への改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第140号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第91号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第45号）

この規則は、平成14年3月31日から施行する。

附 則（平成15年規則第35号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第7号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第16条第5号の改正規定は同年3月1日から、同条第8号の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第73号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第53号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第124号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第136号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第118号）

この規則中別表第1の1の部（3）の項6ナの改正規定は平成19年9月30日から、その他の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第132号）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平成19年規則第139号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年規則第70号）

この規則中別表第1の1の部（6）の項木及び同表2の部木の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 36 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 7 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 72 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 82 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 46 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 52 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 17 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 22 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 40 号）

この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 18 号）

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 26 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 41 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 58 号）

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書きで表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

別表第1（第2条関係）

		生活関連施設	特定生活関連施設
1 建築物			
(1)	1 第一種医療施設	<p>イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>□ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）</p> <p>ハ 医療法第2条第1項に規定する助産所</p>	全てのもの
	2 第一種保健福祉施設	<p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（更生施設、授産施設及び宿所提供的施設を除く。）</p> <p>□ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）に限る。）</p> <p>ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>木 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>ヘ 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p> <p>ト 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>チ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）</p> <p>リ 福祉センター（地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供する施設をいう。）</p> <p>ヌ 地域福祉センター（地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。）</p> <p>ル 健康管理センター（診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う施設をいう。）</p> <p>ヲ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター</p> <p>ワ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p>	
	3 第一種官公庁施設	<p>イ 県庁、県民局、保健所又は警察署</p> <p>□ 市役所若しくは町村役場又は支所</p> <p>ハ 税務署、公共職業安定所、年金事務所又は法務局</p>	
	4 文化教養施設	<p>イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館</p> <p>□ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設</p>	
	5 公益施設	<p>イ 公衆便所</p> <p>□ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場</p>	
(2)	1 第二種医療施設	<p>イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）</p>	当該施設の用途に供する部分の面積

		<p><input type="checkbox"/> あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項に規定する施術所</p> <p>ハ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所</p>	(建築物にあっては、床面積。以下「用途面積」という。)が100平方メートル以上のもの
2 第二種保健福祉施設		<p>イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>□ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館</p> <p>ハ 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（更生施設及び授産施設に限る。）</p> <p>二 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）を除く。）その他これに類するもの</p> <p>木 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>ヘ 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p> <p>ト 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）</p> <p>ト 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）</p> <p>チ 心身障害者地域福祉作業所（心身障害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。）</p> <p>リ 精神障害者共同作業所（精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。）</p> <p>ヌ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業を除く。）を行う施設</p> <p>ル 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p> <p>ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム</p> <p>ワ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター</p>	
3 第二種官公庁施設		<p>イ (1)の項3に掲げる施設以外の官公庁施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）</p> <p>□ 第16条各号に掲げる者の事務所</p>	
4 教育施設		<p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設</p> <p>□ 学校教育法第百24条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類するものの施設</p>	
5 集会施設		<p>イ 集会場、公会堂、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館その他これらに類するもの</p> <p>□ 研修施設</p>	
(3)	1 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が100平方メートル以上のもの
	2 遊技施設	まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、ビリヤード場その他これらに類するもの	
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場その他これらに類するもの	
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストアその他の物品販売業を営む店舗	

5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもの
6 サービス業店舗	<p>イ 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所</p> <p>ロ 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所</p> <p>ハ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場</p> <p>二 クリーニング取次店又は貸衣装屋</p> <p>木 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む店舗</p> <p>ヘ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業（同条第1に規定する小売供給のうち同項括弧書に規定するものを行う事業を除く。）を営む店舗</p> <p>ト 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営む店舗</p> <p>チ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む店舗</p> <p>リ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の店舗</p> <p>ヌ 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行の店舗</p> <p>ル 日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づく日本銀行の店舗</p> <p>ヲ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫の店舗</p> <p>ワ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づく労働金庫の店舗</p> <p>カ 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）に基づく農林中央金庫の店舗</p> <p>ヨ 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）に基づく株式会社商工組合中央金庫の店舗</p> <p>タ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合の店舗</p> <p>レ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の店舗</p> <p>ソ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗</p> <p>ツ 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫の店舗</p> <p>ネ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗</p> <p>ナ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の店舗</p> <p>ラ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む店舗</p> <p>ム 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局</p> <p>ウ 簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局</p> <p>ヰ その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>
7 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設
8 展示施設	展示場、資料館その他これらに類するもの
9 観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設（社寺及び史跡を除く。）
10 自動車車庫	一般の用に供される駐車施設（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）

		第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊な装置のみを用いるもの（以下この表及び別表第2において「機械式駐車場」という。）を除く。）	
(4)	1 事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が3,000平方メートル以上のもの
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類するもの	
(5)	1 共同住宅	共同住宅その他これに類するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
	2 寄宿舎	寄宿舎その他これに類するもの	
(6)	公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ロ 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ハ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナルその他これに類するもの（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ニ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ホ 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の旅客取扱施設（建築物に該当するものに限る。）</p>	全てのもの
(7)	複数構成施設の共用部分	(1) の項から(6) の項までのうち2以上との項に掲げる施設（以下この表において「構成施設」という。）で構成される施設（共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。）の当該共用部分	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が3,000平方メートル以上のものの当該共用部分

2 建築物以外の公共交通機関の施設

建築物以外の公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>ロ 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナルその他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>ホ 空港法第2条に規定する空港の旅客取扱施設（建築物に該当するものを除く。）</p>	全てのもの
-----------------	--	-------

3 道路

(1)	道路法による道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。）	全てのもの
(2)	開発等により整備される道路	<p>イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路</p> <p>ロ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する地区画整理事業に基づく道路</p> <p>ハ 岡山県県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路</p>	全てのもの

4 公園

(1)	都市公園等	<p>イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>ロ 児童福祉法第40条に規定する児童遊園</p>	全てのもの
-----	-------	--	-------

(2)	自然公園等	イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園 □ キャンプ場 ハ 社寺又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	全てのもの
(3)	開発等により整備される公園	イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園 □ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく公園 ハ 岡山県県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が2,500平方メートル以上のもの
(4)	その他公園	イ 動物園又は植物園 □ 遊園地その他これに類するもの	用途面積が2,500平方メートル以上のもの

5 路外駐車場

路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので駐車料金を徴収するもの（機械式駐車場を除く。）に限る。）	用途面積が500平方メートル以上のもの
--------------	---	---------------------

備考 1の部（2）の項から（5）の項まで並びに4の部（3）の項及び（4）の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。

別表第2(第3条関係)

項目	整備基準	適用施設
1 建築物		
(1) 出入口	<p>多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>□ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、(2)の項木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	建築物
(2) 敷地内の通路	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>□ 段を設ける場合においては、当該段は、(4)[階段]の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第2項第2号に規定する空地に限る。)(以下この表においてこれらを「道等」という。)又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車椅子使用者用駐車施設」という。)に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>(2) 区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 高低差がある場合においては、木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、1/12(高低差が16cm以下の場合は、1/8)以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75cmを超える場合にあっては、勾配が1/20を超える場合にお</p>	建築物

	<p>いては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとすること。</p>	
(3) 廊下等及び各室の出入口	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の 5 に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>イ 幅は、内法を 120cm 以上とすること。</p> <p>□ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>二 (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項木に定める構造とすること。</p> <p>5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p>	建築物
(4) 階段	<p>多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>□ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	建築物
(5) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階(直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は多数</p>	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。)

	<p>の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。)の階数に相当する数以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上)設けること。</p> <p>3 多数の者が利用する便所を設ける階((6)の項2に定める構造の便所がある階を除く。4において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>4 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>5 多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p>	
(6) 車椅子使用者用便房	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける階(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000m²を超え、40,000m²以下の場合にあっては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000m²を超える場合にあっては当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数)以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該(5)の項に定める便所の数とする。)に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>□ 1 本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p> <p>ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合</p> <p>(1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000m²を超える場合にあっては、1本文に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>(2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000m²を超える場合にあっては、1本文に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>二 床面積が1,000m²未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m²未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数) (1,000m²未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に1本文に</p>	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)

	<p>定める床面積が 1,000 m²以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者便房）を設ける場合</p> <p>2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。 ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 木 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。 ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。 チ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。 	
(7) 駐車施設	<p>1 多数の者が利用する駐車場には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして 2 に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 2/100 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数） <input type="checkbox"/> 当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 1/100 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数）に 2 を加えた数 <p>2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 多数の者が利用する駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合 <input type="checkbox"/> 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられているこ 	建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

	<p>と。</p> <p>(2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1本文に定める数以上であること。</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2口(1)に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 □ 幅は、350cm以上とすること。 <p>ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>二 床面は、水平とすること。</p>	
(8) 視覚障害者を誘導する装置	<p>1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者を誘導するための床材(線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>□ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>二 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとすること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合</p>	1 にあっては建築物(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)、2から4までにあっては建築物(第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設(婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。)、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)

	<p>又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。</p> <p>3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1の口に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>4 2に掲げる階段以外の階段は、1の二に定める構造に準じたものすること。</p>	
(9) エレベーター	<p>1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階(専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 篠の幅は、内法を140cm以上とすること。 ロ 篠の奥行きは、内法を135cm以上とすること。 ハ 篠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。 ニ 篠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 ホ 篠内には、手すりを設けること。 ヘ 篠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ト 篠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 チ 篠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。 リ 篠内及び乗降口バーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ヌ 篠内及び乗降口バーには、視覚障害者が円滑に操作することができるよう点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。 ル 乗降口バーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。 ヲ 乗降口バーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ワ 乗降口バーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。 	建築物(教育施設を除く。)
(10) 特殊構造昇降機	特殊構造昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。)を設置する場合においては、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	建築物(第2種保健福祉施設のうち教育施設を除く。)
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。	建築物

(12) 公衆電話所	<p>1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を 1 以上設けること。</p> <p>2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p>	建築物
(13) 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を 1 以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。</p> <p>□ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。</p>	建築物
(14) 改札口及びレジ通路	<p>改札口(公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、1 以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を 80cm 以上とすること。</p> <p>□ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物
(15) 案内設備	<p>1 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を 1 以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字又は記号は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとすること。</p> <p>□ 車椅子使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。</p> <p>2 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものにより視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 用途面積が 2000 m²未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1 及び 2 に定める構造に準じたものとすること。</p>	建築物
(16) 観客席	<p>1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画(以下この表において「車椅子使用者用区画」という。)を 1 以上(客席数が 100 席を超える場合は、10 席とする。)以上(客席数が 100 席を超える場合は、10 席とする。)以上)設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を 2 以上(客席数が 400 席を超える場合は、2 以上)設けること。</p> <p>イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を 90cm 以上及び 135cm 以上とすること。</p> <p>□ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講</p>	建築物

	<p>すること。</p> <p>2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を120cm以上とすること。</p> <p>3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p>	
(17) 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。ただし、口及び二については、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>□ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>二 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。</p>	建築物
(18) 浴室	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>□ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>二 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。ホ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ヘ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適切な位置に1以上設けること。</p>	建築物
(19) 更衣室等	<p>多数の者が利用する更衣室等(更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法80cm以上とすること。</p> <p>□ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>二 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	建築物
(20) 授乳場所	<p>授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。</p>	第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で

		用途面積 5,000 平方メートル以上のもの
(21) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを 1 以上設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)を設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(23) 客室	<p>次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数(1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)以上設けること。</p> <p>イ 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p> <p>ロ 室内には、(6)の項 2 イから二までに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 室内には、(18)の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に(18)の項に定める構造の浴室が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。</p>	宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの

2 建築物以外の公共交通機関の施設		
(1) 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、1 以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を 80cm 以上とすること。</p> <p>□ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>二 床面は、水平とすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(2) 乗降場	<p>1 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>3 両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。</p> <p>4 乗降場付近には、必要に応じて、椅子を設ける場所を確保すること。</p> <p>5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さくすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(3) 通路	<p>1 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4) の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>3 (1) の項に定める構造の改札口から乗降場に至る 1 以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5) の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。</p> <p>イ 幅は、120cm 以上とすること。</p> <p>□ 高低差がある場合においては、4 に定める構造の傾斜路及び踊場又は 1 の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ハ (1) の項に定める構造の改札口、(5) の項に定める構造のエレベーター及び 1 の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。</p> <p>二 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を 120cm (段を併設する場合にあっては、90cm) 以上とすること。</p> <p>□ 勾配は、1/12(高低差が 16cm 以下の場合は、1/8)以下とすること。</p> <p>ハ 高低差が 75cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える場合においては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。</p> <p>二 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(4) 階段	(1) の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。	建築物以外の公共交通機関の施設

	<p>イ 手すりを設けること。</p> <p>□ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
(5) エレベーター	<p>道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で1の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあっては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>イ 籠の幅は、内法を140cm以上とすること</p> <p>□ 籠の奥行きは、内法を135cm以上とすること。</p> <p>ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。</p> <p>二 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ホ 籠内には、手すりを設けること。</p> <p>ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。</p> <p>リ 籠内及び乗降口バーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ヌ 籠内及び乗降口バーには、視覚障害者が円滑に操作することができるよう点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。</p> <p>ル 乗降口バーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。</p> <p>ヲ 乗降口バーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ワ 乗降口バーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設のうち停車場
(6) 便 所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりが配置されている床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
3 道 路		
(1) 歩 道	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 幅員は、200cm以上(自転車歩行者道の場合にあっては、300cm以上)とし、かつ、100cm以上の平坦部分を連続して設けること。</p>	道 路

	<p>ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>4 横断勾配は、2%以下とすること。</p> <p>5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるものとともに、車椅子使用者の歩行に支障のないものとすること。</p> <p>□ すりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8%以下とすることがができる。</p> <p>ハ すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を設けること。</p> <p>6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。</p> <p>7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じて椅子を設ける場所を確保すること。</p> <p>8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。</p>	
--	--	--

(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>1 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p> <p>2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>4 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	道 路
-------------------	--	-----

4 公園等

(1) 出入口及び改札口 (特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第13号に規定する特定公園施設をい、県の設置に係る都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられるものに限る。以下この表において同じ。）であるものを除く。)	<p>1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>□ 幅は、内法を120cm以上とすること。</p> <p>ハ 縦断勾配は、8%以下とすること。</p> <p>二 木に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>木 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ヘ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90cm以上とすること。</p> <p>2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。</p> <p>イ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>□ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>二 床面は、水平とすること。</p>	公園等
---	---	-----

<p>(2) 園路 (特定公園施設であるものを除く。)</p>	<p>1 (1) の項に定める構造の出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路のうち、1 以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により当該構造とすることが困難である場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 □ 幅員は、120cm 以上とすること。 ハ 縦断勾配は、8%以下とし、かつ、横断勾配は、おおむね水平とすること。 二 4%以上の縦断勾配の区間の長さが 50m を超える場合は、50m 以内ごとに踏幅 150cm 以上の水平な部分を設けること。 ホ 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅及びすりつけ勾配は、それぞれ 120cm 以上及び 8%以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ヘ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車椅子のキャスター等が落ち込みにくい構造の溝蓋を設けること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法を 120cm 以上とすること。 □ 手すりを設けること。 ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 高低差が 300cm を超える場合は、高低差 300cm 以内ごとに踏幅 140cm 以上の踊場を設けること。 ホ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 ヘ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 幅は、内法を 90cm 以上とすること。 (2) 傾斜路の縦断勾配は、8%以下とすること。 (3) 高低差が 75cm を超え、かつ、縦断勾配が 5%を超える場合は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。 (4) 高低差が 16cm を超え、かつ、縦断勾配が 5%を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。 	<p>公園等（自然公園等を除く。）</p>
<p>(3) 駐車施設 (特定公園施設であるものを除く。)</p>	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を 1 以上（全駐車台数が 100 を超える場合にあっては、1 にその超える駐車台数 100 までごとに 1 を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる（1）の項に定める構造の出入口又は改札口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、（2）の項に定める構造のものとし、（1）の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 □ 幅は、350cm 以上とすること。 ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 二 床面は、水平とすること。 	<p>公園等</p>
<p>(4) 案内表示等 (特定公園施設であるものを除く。)</p>	<p>1 案内板を設ける場合においては、当該案内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のもとのとすること。</p>	<p>公園等</p>

	2 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。	
5 路外駐車場		
(1) 出入口	<p>次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>□ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p>	路外駐車場
(2) 敷地内の通路	<p>(1)の項に定める構造の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>□ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を120cm以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 高低差が300cmを超える場合は、高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(5) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>二 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>ホ 高低差がある場合においては、ヘに定める構造の傾斜路又は1の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ヘ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、1/12(高低差が16cm以下の場合は、1/8)以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75cmを超えて、かつ、勾配が1/20を超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超える傾斜がある部分又は高低差が16cmを超えて、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとすること。</p>	路外駐車場
(3) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を1以上(100を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上)設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	路外駐車場で全駐車台数が20以上のもの

	<p><input type="checkbox"/> 幅は、350cm 以上とすること。</p> <p>八 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>二 床面は、水平とすること。</p>	
--	---	--

備考 1 この表の 1 の部の右欄に掲げる「建築物」とは、別表第 1 の 1 の部の左欄に掲げる全ての建築物をいう。

2 この表の 3 の部の右欄に掲げる「道路」とは、別表第 1 の 3 の部の左欄に掲げる全ての道路のうち、県が管理する道路法第 3 条第 3 号に規定する県道を除いたものをいう。

3 この表の 4 の部の右欄に掲げる「公園等」とは、別表第 1 の 4 の部の左欄に掲げる全ての公園等をいう。

4 前 3 号に定めるもののほか、この表の右欄に掲げる用語の意義は、別表第 1 の左欄に定めるところによる。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

別表第3(第5条関係)

特定生活関連施設	区分	項目
1 建築物		
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
	用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(19)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの (コンビニエンスストアを除く。)	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目
	用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
	用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで、(11)の項から(19)の項まで及び(23)の項に掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(3)の項に掲げるコンビニエンスストア		別表第2の1の部(1)の項から(8)の項までに掲げる項目(同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
2 建築物以外の公共交通機関の施設		
別表第1の2の部に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が5,000人未満のもの	別表第2の2の部(1)の項から(4)の項まで及び(6)の項に掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の2の部(1)の項から(6)の項までに掲げる項目
3 道路		
別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)の項及び(2)の項に掲げる項目

4 公園等		
別表第 1 の 4 の部 (1) の項に掲げるもの		別表第 2 の 4 の部 (1) の項から (4) の項までに掲げる項目
別表第 1 の 4 の部 (2) の項に掲げるもの		別表第 2 の 4 の部 (1) の項、(3) の項及び (4) の項に掲げる項目
別表第 1 の 4 の部 (3) の項及び (4) の項に掲げるもの		別表第 2 の 4 の部 (1) の項から (4) の項までに掲げる項目
5 路外駐車場		
別表第 1 の 5 の部に掲げるもの		別表第 2 の 5 の部 (1) の項及び (2) の項に掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

別表第4（第10条関係）

特定生活関連施設	区分	項目
別表第1の1の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(2)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(19)の項まで、(21)の項及び(22)の項に掲げる項目
別表第1の1の部(3)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(23)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(4)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目(工場等については、同部(6)の項、(9)の項及び(10)の項に掲げる項目並びに同部(5)の項5を除く。)
別表第1の1の部(5)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目(共同住宅については、同部(5)の項及び(6)の項に掲げる項目を除く。)
別表第1の1の部(6)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(5)の項まで、(8)の項及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)の項から(8)の項まで及び(11)の項から(22)の項までに掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)の項から(22)の項までに掲げる項目
別表第1の1の部(7)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)の項から(6)の項まで及び(9)の項から(19)の項までに掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

別表第5（第5条、第7条、第10条、第11条、第12条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、建築物の用途及び位置、当該建築物と他の建築物との別並びに別表第2の1の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低並びに別表第2の1の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
2 建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置並びに施設の用途及び位置、別表第2の2の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	平面図	縮尺、方位、間取、施設の各部分の用途、床の高低並びに別表第2の2の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、土地の高低、位置及び幅員並びに別表第2の3の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、公園等の位置並びに別表第2の4の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
5 路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、路外駐車場の位置並びに別表第2の5の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法

備考 既存の特定生活関連施設を増築し若しくは改築する場合又は施設を用途変更により特定生活関連施設とする場合には、当該増築若しくは増設若しくは改築の部分又は当該用途変更の部分に至る経路部分の平面図を添付するものとする。

※岡山県規則は縦書であるが、このマニュアルでは横書で表すために規則中「上欄」とあるのは「左欄」、「下欄」とあるのは「右欄」に読み替えている。

特定生活関連施設新築等届出（協議）書

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号（ - - - -)

岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第19条第1項（第20条第1項）の規定により、特定生活関連施設の新築等について届出（協議の申出）を行います。

1 特定生活関連施設の概要

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 種 類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場

(4) 用 途（複数ある場合は、すべて記載してください。）

(5) 工事種別

ア 建 築 物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替

イ 建築物以外 新設・その他（ ）

(6) 規 模 等

ア 建 築 物

1) 生活関連施設の用途に供する部分の床面積

（ 用 途 の 名 称 ）	（ 床 面 積 ）
（ ）	（ m ² ）
（ ）	（ m ² ）
（ ）	（ m ² ）
（ ）	（ m ² ）
（ ）	（ m ² ）
（計 ）	（ m ² ）

2) 生活関連施設の用途に供する部分以外の床面積 () (m²)

3) 合計（延べ面積） () (m²)

4) 共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数 () ()

イ 建築物以外の公共交通機関の施設 (1日当たりの平均乗降客数) 人

ウ 公 園 等 (敷地面積) m²

エ 路外駐車場 (駐車の用に供する部分の面積) m²

(7) 工事着手予定年月日 年 月 日

(8) 工事完了予定年月日 年 月 日

2 連絡先（代理者のある場合は、記載してください。）

(1) 氏 名

(2) 事務所の名称

(3) 所 在 地（〒 - - - -)

(4) 電話番号（ - - - -)

備考 1 必要事項を記載し、又は該当事項を「○」で囲んでください。

2 届出者（申出者）の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定生活関連施設新築等変更届出（協議）書

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号（ - - - -)

岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第19条第2項（第20条第2項）の規定により、先に届け出た（協議を申し出た）特定生活関連施設の新築等について、次のとおり変更したいので届出（協議の申出）を行います。

1 特定生活関連施設新築等届出（協議）書

ア 受付番号

イ 受付年月日

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 種 類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場

(4) 主要用途

(5) 工事種別

ア 建 築 物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替

イ 建築物以外 新設・その他（ - - - -)

2 変更の内容

3 連絡先（代理者のある場合は、記載してください。）

(1) 氏 名

(2) 事務所の名称

(3) 所 在 地（〒 - - - -)

(4) 電話番号（ - - - -)

備考 1 必要事項を記載し、又は該当事項を「○」で囲んでください。

2 届出者（申出者）の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定生活関連施設工事完了届出書

年　月　日

岡山県知事 殿

住 所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名）印

電話番号（　　ー　　ー　　）

特定生活関連施設の新築等の届出（協議）に係る工事が完了したので、岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第19条第3項（第20条第3項）の規定により届け出ます。

1 特定生活関連施設新築等届出（協議）書

（1）特定生活関連施設新築等届出（協議）書

ア 受付番号 第 号
イ 受付年月日 年 月 日

（2）特定生活関連施設新築等変更届出（協議）書

ア 受付番号 第 号
イ 受付年月日 年 月 日

（3）名称

所在地

（4）工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替

イ 建築物以外 新設・その他（　　）

2 連絡先（代理者のある場合は、記載してください。）

（1）氏名

（2）事務所の名称

（3）所在地（〒　　ー　　ー　　）

（4）電話番号（　　ー　　ー　　ー　　）

備考 1 必要事項を記載し、又は該当事項を「○」で囲んでください。

2 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定生活関連施設適合状況報告書

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号 (- - -)

岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第23条第1項の規定により、特定生活関連施設の整備基準への適合状況について報告します。

1 特定生活関連施設の概要

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 種 類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場

(4) 主要用途

(5) 工事種別

ア 建 築 物

イ 建築物以外

(6) 建築物の規模等

1) 生活関連施設の用途に供する部分の床面積

(用 途 の 名 称)	(床 面 積)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
	(計 m ²)

2) 生活関連施設の用途に供する部分以外の床面積 (m²)3) 合計(延べ面積) (m²)

4) 共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数 ()

2 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

(1) 氏 名

(2) 事務所の名称

(3) 所 在 地 (〒 - - -)

(4) 電話番号 (- - -)

備考 1 必要事項を記載し、又は該当事項を「○」で囲んでください。

2 報告者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 施設整備の計画がある場合は、裏面も記載してください。

(裏面)

整備計画項目	内 容 • 時 期 等
1 地上へ通ずる出入口（改札口）	
2 敷地内の通路（公園園路）	
3 廊下等	
4 階段	
5 便所	
6 駐車施設	
7 エレベーター	
8 その他	

備考 整備計画がある場合は、該当欄にその内容を記載してください。

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第26条第1項の規定による調査のための立入りを行う職員であることを証明する。

発 行 年 月 日 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日

岡山県知事

印

岡山県福祉のまちづくり条例（抜粋）

（立入り調査）

第26条 知事は、第22条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定生活関連施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

(2) 特定生活関連施設整備項目表

様式例（その1）（規則第5条、第7条、第10条、第11条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（建築物）

施設の所在地				
施設の名称				

項目	小項目	主な整備基準			適合欄	備考
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法80cm以上			
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで斜路を設ける場合は除く）	二	(1) 幅員は、内法120cm以上			
		(2)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		(3)	50m以内ごとに車椅子の転回広場の設置			
		(4)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		木	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
		(2)	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
		(3)	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	(4)	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
		(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		(6)	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
		1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
	2) 傾斜路	3	イ 幅は、内法120cm以上			
		ロ	車椅子転回スペースの確保（末端及び50m以内ごと）			
		ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		二	地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
		4	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上			
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
(4) 階段	3) 各室の出入口		勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
			高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
		5	出入口の幅は、内法80cm以上			
	4) 階段		車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
			車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）			
		イ	手すりの設置			
		ロ	主たる階段の回り段の禁止			
		ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(5) 便所	1) 多数の者が利用する便所の設置位置	二	段は、識別しやすくつまづきにくいもの			
		1	特定の階に偏ることなく設置			
	2) 多数の者が利用する便所の設置		多数の者が利用する上で支障がない位置に設置			
		2	多数の者が利用する階の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）			

	数		ただし、次の階は多数の者が利用する階から除く		
		①	地上へ通ずる出入口のある階で、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に多数の者が利用する便所を1以上設ける施設があるもの		
		②	多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階		
		③	多数の者の滞在時間が短い階		
		④	建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階		
		3) 腰掛式便器	3	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上	
			腰掛式便器、手すりの設置		
		4) 男子用小便器	4	多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上	
			床置式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）、手すりの設置		
		5) オストメイト対応水洗器具	5	多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上	
			オストメイト対応水洗器具を設置した便房の設置		
(6) 車椅子使用者用便房	1) 車椅子使用者用便房の設置数	1	多数の者が利用する便所を設ける階（以下、便所設置階）がある場合		
			当該階の多数の者が利用する便所のうち、便所設置階の床面積が10,000m ² 以下の場合1以上、10,000m ² 超40,000m ² 以下の場合2以上、40,000m ² 超の場合は当該床面積に2万分の1を乗じて得た数以上（端数切り上げ）		
			ただし、次のいずれかに該当する場合は除く		
		イ	地上へ通ずる出入口のある階でかつ、同一敷地内で当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設ける施設がある場合		
		ロ	車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合		
		ハ	以下のいずれかに該当する場合 (1)男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、男子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上 (2)女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階の場合、女子用の車椅子使用者用便房を1の本文に定める数以上"		
		二	床面積が1,000m ² 未満の便所設置階を有する建築物の場合		
			床面積が1,000m ² 未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（端数切り捨て）に1の本文に定める床面積1,000m ² 以上の便所設置階に設けるべき数を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける場合		
	2) 車椅子使用者用便房の構造	2	1に定める車椅子使用者用便房を設ける場合		
		イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
		ロ	出入口の幅は、内法80cm以上		
		ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び跳込みに配慮した洗面器		
		ヘ	操作が容易な水栓器具		
		ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
		チ	車椅子使用者用である旨の表示		
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設	1	多数の者が利用する駐車場を設ける場合		
		イ	駐車施設の総数が200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（端数切り上げ）以上		
		ロ	駐車施設の総数が200超の場合、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（端数切り上げ）に2を加えた数以上		
			ただし、2のイ又はロに該当する場合は除く		
		2	イ	駐車場が全て機械式駐車場の場合 その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上	
			ロ	機械式駐車場及びそれ以外の駐車場を併設する場合 ①機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降できる場所が1以上 ②機械式駐車場の駐車施設の総数とその他の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の総数の合計数が、1に定める数以上	
	2) 車椅子使用者用駐	3	1に定める車椅子使用者用駐車施設を設ける場合		

	車施設の構造		イ 「(1) 出入口」に近い位置 □ 幅は、350cm 以上 ハ 車椅子使用者用である旨の表示 二 床面は、水平面を確保 3) 通路 「(2) 敷地内の通路」と同じ		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路（自動車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く） 2) 出入口から受付等（自動車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く） 3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路 4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	1 2 3 4	イ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く） □ 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） ハ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設 二 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く） イ 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等（常勤者による案内が可能な場合を除く） □ 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） ハ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く） 二 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） イ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（連続手すりを設けた踊場は除く） 二 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設（1/20 以下、又は高さ 16cm 以下かつ 1/12 以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く） ハ 戸の開閉を確認することができる鏡の設置 二 手すりの設置 ヘ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置 ト 籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 チ 出入口の幅は、内法 80cm 以上 リ 籠内及び乗降口バーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置 ヌ 籠内及び乗降口バーに視覚障害者に配慮した点字等による表示 ル 乗降口バーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法 150cm 以上 ヲ 乗降口バーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置 ワ 乗降口バーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置（籠に設けられている場合を除く）		
(9) エレベーター	エレベーター	1 2	直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に 1 以上 イ 籠の幅は、内法 140cm 以上 □ 籠の奥行きは、内法を 135cm 以上 ハ 籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの 二 戸の開閉を確認することができる鏡の設置 木 手すりの設置 ヘ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置 ト 籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置 チ 出入口の幅は、内法 80cm 以上 リ 籠内及び乗降口バーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置 ヌ 籠内及び乗降口バーに視覚障害者に配慮した点字等による表示 ル 乗降口バーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法 150cm 以上 ヲ 乗降口バーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置 ワ 乗降口バーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置（籠に設けられている場合を除く）		
(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1 2	車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が 15m/分以下、かつ、その床面積が 2.25 m ² 以下のものは、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するもの □ 籠の幅は 70 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上 ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行なうエスカレーターで、運転時に、階段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するもの		
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮		
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口	1 2	公衆電話所を設ける場合は 1 以上 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮 幅は、内法 80cm 以上 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし 車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		

(13) 券売機	券売機		券売機を設ける場合は 1 以上		
		イ	車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン		
		ロ	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用		
(14) 改札口等	改札口、レジ通路		改札口等を設ける場合は 1 以上		
		イ	幅は、内法 80cm 以上		
		ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸		
		ハ	段差の解消		
		ニ	床面は、水平面の確保		
(15) 案内設備	1) 案内板（案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く）	1	エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を 1 以上 (2,000 m ² 以上 : 必置、2,000 m ² 未満 : 設ける場合は 1 以上)		
		イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示		
		ロ	車椅子使用者用便所がある場合に位置を表示		
	2) 視覚障害者誘導設備（案内所を設置する場合は除く）	2	点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用 (2,000 m ² 以上 : 必置、2,000 m ² 未満 : 設ける場合は 1 以上)		
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合		
			集会施設及び興行施設以外の場合		
			客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超える場合 2 席以上、400 席を超える場合 200 席ごとに 1 席加算した数（但し 10 席を超える場合 10 席とする）以上		
			集会施設及び興行施設の場合		
			客席数が 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合 200 席ごとに 1 席加算した数以上		
		イ	幅は内法 90cm 以上、奥行きの内法 135cm 以上		
		ロ	床面は、水平面の確保		
		ハ	表面は、滑りにくい仕上げ		
	2) 出入口から客席への通路	2	前面及び側面に、落下防止の措置		
		3	幅は内法 120cm 以上		
			高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置		
			勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下		
			勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置		
			高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置		
(17) 洗面所	洗面所		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
			多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上（車椅子使用者用便所が設けられている場合は、ロ及びニは除く）		
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		ロ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器		
		ハ	操作が容易な水栓器具		
(18) 浴室	浴室、脱衣室 (客室内は除く)		車椅子で円滑に利用できる鏡の設置		
			多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上		
		イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ	手すりの設置（常勤者により介護する場合は除く）		
		ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室 (客室内は除く)		操作が容易な水栓器具		
			多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上		
		イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
		ロ	出入口の段差の解消		
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
		ホ	手すりの設置		

(20) 授乳場所	授乳場所		第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m ² 以上のものに 1 以上		
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置		
(21) おむつ交換台	おむつ交換台		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
			おむつ交換台を設置		
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子		第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上		
			便房内に乳幼児用の椅子を設置		
(23) 客室	車椅子使用者用客室		客室数が 50 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置		
		イ	出入口の幅は、内法 80cm 以上		
			車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			出入口の段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）		
		ロ	客室内部に「(6) 車椅子使用者用便房」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用便房を設けている場合は除く）		
		ハ	客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用浴室を設けている場合は除く）		
		二	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例（その2）（規則第5条、第7条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（建築物以外の公共交通機関）

施設の所在地					
施設の名称					

項目	小項目	主な整備基準				適合欄	備考
(1) 改札口	改札口		改札口を設ける場合は1以上				
		イ	幅は、80cm以上				
		ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸				
		ハ	段差の解消				
		二	床面は、水平面の確保				
(2) 乗降場	乗降場、プラットホーム	1	表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ				
		2	縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
		3	両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵の設置				
		4	乗降場付近に必要に応じて椅子の設置場所を確保				
		5	乗降場と公共車両等の段差はできる限り小さくする				
(3) 通路	1) 通路	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ				
	2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	3	イ 幅は、内法120cm以上				
		ロ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置				
		ハ	エレベーター、特殊構造昇降機等の昇降路の入口に接する部分は水平面を確保				
		二	誘導用床材又は音声誘導装置の設置				
	3) 傾斜路	4	イ 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上				
		ロ	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下				
		ハ	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置				
		二	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置				
		ホ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		ヘ	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫				
(4) 階段	階段	イ	手すりの設置				
		ロ	主たる階段の回り段の禁止				
		ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
		二	段は、識別しやすくつまずきにくいもの				
		ホ	階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設				
(5) エレベーター	エレベーター		「(3) 2) の通路」で傾斜路等により段差の解消ができない場合は、エレベーターを設置				
		イ	籠の幅は、内法140cm以上				
		ロ	籠の奥行きは、内法135cm以上				
		ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの				
		二	戸の開閉を確認することができる鏡の設置				
		ホ	手すりの設置				
		ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置				
		ト	籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置				
		チ	出入口の幅は、内法80cm以上				
		リ	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置				
		ヌ	籠内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示				
		ル	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法150cm以上				
		ヲ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置				
		ワ	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置（籠に設けられている場合を除く。）				

(6) 便所	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
				腰掛式便器、手すりの設置		
	2) 男子用小便器	2		多数の者が利用する男子便所を設ける場合は1以上		
				床置式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、手すりの設置		

備考 1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

様式例（その3）（第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（道路）

施設の所在地				
施設の名称				

項目	小項目	主な整備基準			適合欄	備考
(1) 歩道	1) 歩道	1		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		2		幅員 200cm 以上（自転車歩行者道の場合は、幅員 300cm 以上）で 100cm 以上の平坦部分を確保		
		3		排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込まない構造の溝蓋		
		4		横断勾配は 2 %以下		
	2) 交差点部分及び 縁石の切下げ 部分	5	イ	段差は、車椅子が通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの		
			□	すりつけ勾配 5 %以下（やむを得ない場合は 8 %以下）		
			ハ	すりつけ部と段差との間におおむね 150cm の水平区間を確保		
	3) 視覚障害者誘導 用床材	6		必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設（色はで きるだけ黄色）		
	4) バス、タクシー の乗降場及び その付近	7		停留所付近その他必要に応じて椅子の設置場所を確保		
	5) 滞留場所	8		横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保		
(2) 横断歩道橋 及び地下横 断歩道	横断歩道橋及び地 下横断歩道	1		階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置		
		2		回り段の禁止		
		3		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
		4		段は識別しやすくつまずきにくいもの		
		5		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設		

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例（その4）（第5条、第7条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（公園等）

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	主な整備基準						適合欄	備考
(1) 出入口及び改札口	1) 出入口	1	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
			ロ	幅は、内法120cm以上					
			ハ	縦断勾配は、8%以下					
			ニ	木に掲げる場合を除き、車椅子の支障となる段差の解消					
			ホ	やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設					
			ヘ	車止め柵の柵と柵の間隔が90cm以上					
	2) 改札口	2		改札口を設ける場合は1以上					
			イ	幅は、内法80cm以上					
			ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸					
			ハ	段差の解消					
(2) 園路	1) 園路	1		床面は、水平面の確保					
				出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上					
			イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
			ロ	幅員は、内法120cm以上					
			ハ	縦断勾配は、8%以下、横断勾配はおおむね水平					
			ニ	縦断勾配4%以上の場合は50m以内ごとに踏幅150cm以上の水平部分を確保					
			ホ	縁石の切下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ段差の解消					
	2) 階段	2	ヘ	排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい構造の溝蓋					
			イ	幅は、内法120cm以上					
			ロ	手すりの設置					
			ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
			ニ	高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置					
	3) 併設の傾斜路	3	ホ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設					
			(1)	幅は、内法90cm以上					
			(2)	縦断勾配は、8%以下					
			(3)	縦断勾配5%超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置					
			(4)	高低差16cm超、縦断勾配5%超は、手すりの設置					
			(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
			(6)	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設					
(3) 駐車施設	1) 車椅子使用者用駐車施設			多数の者が利用する駐車場で100台以下の場合は1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数					
			イ	「(1)出入口」又は「(1)改札口」に近い位置					
			ロ	幅は、350cm以上					
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示					
			ニ	床面は、水平面を確保					
(4) 案内表示等	2) 通路		イ	「(2)園路」と同じ					
			1	高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等					
			2	必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置					

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

様式例（その5）（第5条、第7条、第12条関係）

特定生活関連施設整備項目表（路外駐車場）

施設の所在地				
施設の名称				

項目	小項目	主な整備基準			適合欄	備考
(1) 出入口	出入口	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	幅は、内法80cm以上			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路を併設する場合は除く）			
(2) 敷地内の通路	1) 通路		車椅子使用者用駐車施設に至る通路は1以上			
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ	段を設ける場合			
		(1)	幅は、内法120cm以上			
		(2)	手すりの設置			
		(3)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		(4)	高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置			
		(5)	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設			
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
		二	幅員は、120cm以上			
		木	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
(3) 駐車施設	車椅子使用者用駐車施設	ヘ	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上			
		(2)	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下			
		(3)	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			
		(4)	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置			
		(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		(6)	傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			
			多数の者が利用する駐車場で100台以下のは1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数			

備考 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

(3) 生活関連施設及び特定生活関連施設の解説

別表第1（第2条関係）

生活関連施設		特定生活 関連施設	具体的施設について
1 建築物			
(1)	1 第一種 医療施設 <p>イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院 <input type="checkbox"/> 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。） ハ 医療法第2条第1項に規定する助産所</p>	全てのもの	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法第1条の5第2項に診療所は、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のために医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」と規定しており、この項では、患者を入院させるための施設を有するもの（病院、有床診療所）だけを対象としている。 <p>また、助産所は同法第2条第1項に「助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）をなす場所をいう。」と規定しており、収容を伴う施設であることから、この項に掲げている。</p>
	2 第一種 保健福祉 施設 <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（更生施設、授産施設及び宿所提供的施設を除く。） <input type="checkbox"/> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）に限る。） ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>二 母子保健法（昭和40年法律第141</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の種類は、次のとおりである。 1 救護施設 2 更正施設 3 医療保護施設 4 授産施設 5 宿所提供的施設 上記の施設のうち、この項に該当するものは、1 救護施設、3 医療保護施設である。 この項に該当しない更正施設及び授産施設は、(2) の項2のハに掲げており、5 宿所提供的施設は、(5) の項2の寄宿舎と同等とするものである。 ●児童福祉法第7条第1項は、次のように規定している。 第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。 上記の施設のうち、この項に該当するものは、身体等の機能により種々の活動などに制約を受けることが多い助産施設、障害児入所施設（医療型障害児入所施設に限る）又は、児童発達支援センター（医療型児童発達支援センターに限る）である。 この項に該当しない施設である乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型障害児入所施設に限る）、児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センターに限る）、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターについては、(2) の項2のニに掲げている。 ●母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に、「都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる。」とし、第39条でその種類を母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホームと規定しており、これらの施設をさすものである。 ●市町村が設置する「子育て世代包括支援センタ

	<p>号) 第 22 条第 2 項に規定する母子健康包括支援センター</p> <p>木 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設又は同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム</p> <p>ヘ 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p> <p>ト 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院</p> <p>チ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設(盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)</p> <p>リ 福祉センター(地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供する施設をいう。)</p> <p>ヌ 地域福祉センター(地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。)</p> <p>ル 健康管理センター(診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う施設をいう。)</p> <p>ヲ 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号) 第 18 条第 1 項に規定する市町村保健センター</p> <p>ワ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設</p>		<p>ー」をさすものである。(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉法第 5 条の 3 は、次のように規定しておりますこれらの施設をいうものである。 <p>第 5 条 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。</p> <p>●身体障害者福祉法第 5 条第 1 項は、次のように規定している。</p> <p>第 5 条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。</p> <p>上記の施設のうち、この項に該当するものは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設である。</p> <p>なお、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設については、(2) の項 2 の中に掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村域で地域住民に対し、社会福祉その他生活の維持向上のための各種相談、教養、レクリエーション、会議、結婚式等の場を提供する施設である。 ●地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴・給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行う施設である。 ●地域における包括的保健医療を推進するためには、診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う施設である。 ●市町村が地域住民の健康の保持及び増進に関し必要な事業を総合的に行う施設である。 ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項は、次のように規定しております、これらの施設をいうものである。 <p>第 5 条</p> <p>11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第 1 項の厚生労働省令で定める施設(※)を除く。)をいう。</p> <p>※「第 1 項の厚生労働省令で定める施設」…児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交番及び駐在所は、この項に掲げている警察署には含まれていないものであり、(2) の項 3 のイに該当する施設とする。
3 第一種 官公庁施 設	<p>イ 県庁、県民政局、保健所又は警察署</p> <p>ロ 市役所若しくは町村役場又は支所</p> <p>ハ 税務署、公共職業安定所、年金事務所又は法務局</p>		

	<p>4 文化教育施設</p> <p>イ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号） 第 2 条第 1 項に規定する図書館</p> <p>□ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号） 第 2 条第 1 項に規定する博物館、同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●図書館法第 2 条第 1 項に図書館を次のように規定しており、当該図書館をいうものである。 第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。 ●博物館法第 2 条第 1 項に博物館を次のように規定しており、当該博物館をいうものである。 第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。）を除く。）が設置するもので第 2 章の規定による登録を受けたものをいう。 <p>上記に規定するものを博物館とし、「博物館に相当する施設その他これらに類する施設」は、博物館、美術館として登録していないが、その用途が博物館、美術館と類似している施設及び不特定多数に利用される記念館、水族館等をさすものである。</p> <p>なお、資料館については、その規模等、整備の現状を踏まえ、この項ではなく、（3）の項目 8 に掲げている。</p>
	<p>5 公益施設</p> <p>イ 公衆便所</p> <p>□ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●この項で規定する公衆便所は、不特定多数人が利用する便所で、しかも独立した建築物である。 <p>他の用途の建築物に附属して設置されている便所、同一敷地内で他の用途の建築物に附属する別棟の便所については、主たる建築物の用途に含まれるものであり、この項には該当しない。</p>
(2)	<p>1 第二種医療施設</p> <p>イ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）</p> <p>□ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する施術所</p> <p>ハ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する施術所</p>	<p>当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては、床面積。以下「用途面積」という。）が 100 平方メートル以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●この項では、無床診療所のみを対象としている。医療法第 1 条の 5 第 2 項の規定については、（1）の項 1 を参照。 ●あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項に施術所を次のように規定しており、当該施術所をいうものである。 <p>第 9 条の 2 施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●柔道整復師法第 2 条第 2 項は、次のように規定している。 <p>第 2 条（省略）</p> <p>2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所をいう。</p>

	<p>2 第二種 保健福祉 施設</p> <p>イ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設</p> <p>□ 社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号に規定する隣保館</p> <p>ハ 生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設（更生施設及び授産施設に限る。）</p> <p>二 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第 43 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）を除く。）その他これに類するもの</p> <p>木 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設</p> <p>ヘ 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p> <p>ト 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）</p> <p>チ 心身障害者地域福祉作業所（心身障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に第 1 種社会福祉事業を「授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定しており、当該事業を行う授産施設をさすものである。 ●社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号に第 2 種社会福祉事業を「隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るために各種の事業を行うちのをいう。）」と規定しており、当該隣保館をさすものである。 ●生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 1 救護施設 2 更正施設 3 医療保護施設 4 授産施設 5 宿所提供的施設 上記の施設のうち、この項に該当するものは、2 更正施設及び 4 授産施設である。1 救護施設及び 3 医療保護施設については、(1) の項 2 のイに掲げており、5 宿所提供的施設は、(5) の項 2 の寄宿舎と同等とするものである。 ●児童福祉法第 7 条第 1 項は、次のように規定している。 <p>第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p> <p>上記の施設のうち、この項に該当するものは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型障害児入所施設に限る）、児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センターに限る）、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターである。</p> <p>上記施設のうち、この項に該当しないものは、(1) の項 2 の口に掲げている。</p> <p>「その他これらに類するもの」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設をさすものである。</p> ●売春防止法第 36 条に婦人保護施設を「都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。」と規定しており、当該施設をさすものである。 ●身体障害者福祉法第 5 条第 1 項は、次のように規定しており、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をこの項の対象施設としている。 <p>第 5 条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。</p> <p>上記の施設のうち、この項に該当しないものは、(1) の項 2 の口に掲げている。</p>
--	---	--

	<p>害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。)</p> <p>リ 精神障害者共同作業所（精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。）</p> <p>ヌ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業を除く。）を行う施設</p> <p>ル 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p> <p>ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム</p> <p>フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項は、次のように規定しており、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護以外の障害福祉サービス事業を行う施設をこの項の対象施設としている。 <p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p> <p>なお、障害者支援施設は、（1）の項2のルに、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設は、（1）の項2の口又は（2）の項2の二に掲げている。</p>
3 第二種 官公庁施 設	<p>イ （1）の項3に掲げる施設以外の官公庁施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）</p> <p>□ 第16条各号に掲げる者の事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●規則第16条に掲げる独立行政法人、公社等の事務所をさすものである。
4 教育施 設	<p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設</p> <p>□ 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類するものの施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法第1条で学校を次のように規定しており、当該学校をいうものである。 <p>第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法第124条及び第134条第1項で専修学校及び各種学校を次のように規定しており、当該学校をいうものである。 <p>第124条 第1条に掲げるものの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当</p>

				<p>該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限が 1 年以上であること。 2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 3 教育を受ける者が常時 40 人以上であること。 <p>第 134 条 第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。</p> <p>具体的には、各種学校は、洋裁学校、予備校等である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「その他これらに類するもの」とは、自動車教習所、職業能力開発校等である。
	5 集会施設	イ 集会場、公会堂、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条に規定する公民館その他これらに類するもの □ 研修施設		<ul style="list-style-type: none"> ●集会場とは、集会、娯楽、催物等のために使用する施設である。「その他これらに類するもの」とは、文化会館、勤労会館等である。 ●この項に掲げる研修施設は、不特定多数の人が利用するものであり、企業の研修施設で専ら職員のみの利用に供するものは、(4) の項 1 の事務所としての取扱とする。
(3)	1 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が 100 平方メートル以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ●劇場とは、主に演劇、舞蹈、音楽等を鑑賞するものをいう。観覧場とは、主にスポーツを観覧するものをいい、野球場、陸上競技場、競輪場、サッカー場等がある。 ●「その他これらに類するもの」は、ダンスホール、囲碁、将棋所等をさすものである。
	2 遊技施設	まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、ビリヤード場その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ練習場は、アスレチックジム、フィットネスクラブ、ゴルフ及びテニス練習場等をさすものである。 ●「その他これらに類するもの」は、弓道場、柔道場、剣道場、屋内ゲートボール場等をさすものである。
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキーコース、クラブハウス、スポーツ練習場その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> ●「その他の物品販売業を営む店舗」は、食料品店、日用品店、洋品店、ガソリンスタンド、新車・中古車販売所等をさすものである。
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストアその他の物品販売業を営む店舗		<ul style="list-style-type: none"> ●「その他これらに類するもの」とは、料理店(料亭等)、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等をさすものである。
	5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> ●公衆浴場法第 1 条第 1 項に「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入れさせる施設をいう。」と規定しており、具体的には、銭湯、サウナ、健康ランド、クアハウス、温泉会館等をいう。
	6 サービス業店舗	イ 理容師法(昭和 22 年法律第 234 号) 第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所 □ 美容師法(昭和 32 年法律第 163 号) 第 2 条第 3 項に規定する美容所 ハ 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場 ニ クリーニング取次店又は貸衣装屋 木 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号) 第 2 条第 1 項に規定する旅行業を営む店舗 ヘ ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号) 第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業(同条第 1 に規定する小売供給のうち		

	<p>同項括弧書に規定するものを行う事業を除く。) を営む店舗</p> <p>ト 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業を営む店舗</p> <p>チ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定する電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む店舗</p> <p>リ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行の店舗</p> <p>ヌ 長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行の店舗</p> <p>ル 日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）に基づく日本銀行の店舗</p> <p>ヲ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に基づく信用金庫の店舗</p> <p>ワ 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）に基づく労働金庫の店舗</p> <p>カ 農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）に基づく農林中央金庫の店舗</p> <p>ヨ 株式会社商工組合中央金庫法（平成</p>		<p>●電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に次のように規定している。</p> <p>第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小売供給 一般的の需要に応じ電気を供給することをいう。 2 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。 (第 3 号から第 18 号省略) <p>また、同法第 2 条の 2 に、「小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。」と規定している。</p> <p>●電気通信事業法第 9 条に次のように規定している。</p> <p>第 9 条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合 2 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 7 条第 2 項第 6 号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。） <p>●銀行法第 2 条第 1 項に「銀行」とは、第 4 条第 1 項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。」、第 2 項第 1 号及び第 2 号に銀行業について、「預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。（1 号）」「為替取引を行うこと。（2 号）」と規定している。</p> <p>現金自動支払機（C D）又は現金自動預払機（A T M）等の機械のみを設置する無人のキャッシュサービスコーナーは、銀行の支店の出張所として扱われているため、銀行として取り扱うものとする。</p> <p>●信用金庫法には、定義の条文はないが、第 1 条に目的として「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と定めており、同法に基づく信用金庫の店舗である。</p>
--	---	--	--

	<p>19年法律第74号)に基づく株式会社商工組合中央金庫の店舗</p> <p>タ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合の店舗</p> <p>レ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の店舗</p> <p>ソ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗</p> <p>ツ 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づく株式会社日本政策金融公庫の店舗</p> <p>ネ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗</p> <p>ナ 賃屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する賃屋の店舗</p> <p>ラ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む店舗</p> <p>ム 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局</p> <p>ウ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する簡易郵便局</p> <p>ヰ その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業等協同組合法第3条に中小企業等協同組合を次に掲げるものとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 第1号 事業協同組合 第1号の2 事業協同小組合 第2号 信用協同組合 第3号 協同組合連合会 第4号 企業組合 <p>上記の組合等のうち、第2号信用協同組合は、銀行等と同様の業務内容であることから、この項に掲げている。</p>
7宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設	<ul style="list-style-type: none"> ●「その他これらに類するサービス業を営む店舗」は、学習塾、華道教室、囲碁教室、宅配取次店、レンタルビデオ店、貸本屋、犬猫病院、エステティックサロン、葬儀屋、保険代理店等をさすものである。 <p>●旅館業法第2条第1項は、「この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。」と規定している。</p> <p>旅館・ホテル営業は、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。(観光ホテル、モーテル、ウィークリーマンション、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿等)</p> <p>簡易宿所営業は、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。(山小屋、ペンション、スキー小屋、ユースホステル、カプセルホテル等))</p>
8展示施設	展示場、資料館その他これらに類するものの	<ul style="list-style-type: none"> ●「展示場、資料館その他これらに類するもの」とは、展示館、見本市会場、画廊等の展示を目的とした施設をいう。 <p>なお、住宅の販売を目的として設置される住宅展示場は、住宅という商品を展示していると解され、展示されている住宅そのものは、生活関連施設には該当しない。</p>
9観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設(社寺及び史跡を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●展望所は、観光名所などにある展望タワー・展望台などの展望できる施設で建築物に該当するものをいう。
10自動車庫	一般の用に供される駐車施設(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊な装置のみを用いるもの(以下この表及び別表第2において「機械式駐車場」という。)を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般的に供される駐車施設は、建築物となる駐車施設のうち、不特定多数の者が利用の用に供するものである。機械式駐車場は該当駐車施設には該当しないものとする。 <p>また、駐輪場についても、この項に掲げる駐車施設には該当しないこととする。</p>

(4)	1 事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が3,000 平方メートル以上のもの	●事務所、営業所をいうものであるが、専ら職員の利用の用に供する研修施設等は、この項に該当するものである。
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類するもの		●「その他これらに類するもの」とは、(2)の項の2ト、チ、リに掲げる作業所（場）以外の作業場であり、選果場などをいう。
(5)	1 共同住宅	共同住宅その他これに類するもの	用途面積が2,000 平方メートル以上のもの	●「その他これに類するもの」とは、老人グループホーム等である。
	2 寄宿舎	寄宿舎その他これに類するもの		●「その他これに類するもの」とは、宿所提供的施設等である。 ※「共同住宅」と「寄宿舎」の相違について 共同住宅とは、2以上の住戸又は住室を有する建築物で、廊下、階段等の共有部分を有するものをいう。 寄宿舎とは、一般的には一定管理下の特定の単身者等を対象にした住居で、原則的に各戸に厨房設備などを設置しておらず食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいい、共同施設の有無で共同住宅と区分するものとする。したがって寮という名称がついていても、それぞれが住戸形式を形成していれば共同住宅とする。
(6)	公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号) 第 8 条第 1 項に規定する停車場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>□ 軌道法施行規則第 9 条第 1 項第 11 号に規定する停留場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ハ 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号) 第 2 条第 6 項に規定するバスターミナルその他これ類するもの（建築物に該当するものに限る。）</p>	全てのもの	<p>●鉄道事業法第 8 条第 1 項は、次のように規定している。</p> <p>第 8 条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）について工事計画を定め、許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。</p> <p>鉄道事業法施行規則の別表第 1 に「鉄道施設」を掲げている。</p> <p>1 鉄道線路 2 停車場 3 車庫及び車両検査修繕施設 4 運転保安設備 5 変電所帳設備 6 電路設備</p> <p>上記 2 停車場をさらに（1）駅、（2）信号場、（3）操車場と規定している。</p> <p>●軌道法施行規則第 9 条第 1 項第 11 号に停留場を次のように規定しており、当該停留場である。</p> <p>第 9 条 工事方法書二ハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 十一 停留場</p> <p>（イ）中心キロメートル程及換算中心秆程平面図（縮尺 500 分ノ 1 以上）ニ依リ明示スルコト</p> <p>（ロ）建造物等本屋、待合所、出札所、改札所、貨物車、車庫、乗降場、貨物積卸場、常置信号機、信号扱所、旅客上屋、貨物上屋、跨線橋、地下道其ノ他ノ通路及給油設備ノ位置、乗降場及貨物積卸場ノ長及幅並通路ノ幅ヲ平面図（縮尺 500 分ノ 1 以上）ニ依リ明示シ上屋及跨線橋ニ付テハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図添附</p> <p>（ハ）（二）省略</p> <p>●自動車ターミナル法第 2 条第 6 項は次のように規定している。</p> <p>第 2 条 この法律で「自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を経営する者をいう。</p>

		<p>二 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>木 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港の旅客取扱施設（建築物に該当するものに限る。）</p>		<p>6 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。</p> <p>「その他これに類するもの」とは、法律上はバスターミナルではなく、バス停に該当するもので実態がバスターミナルとなっているもの等をさすものである。</p> <p>● 港湾法第 2 条第 5 項第 7 号は、次のように規定している。</p> <p>第 2 条 この法律で「港湾管理者」とは、第 2 章第 1 節の規定により設立された港務局又は第 33 条の規定による地方公共団体をいう。</p> <p>5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第 1 号から第 11 号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第 12 号から第 14 号までに掲げる施設をいう。</p> <p>7 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所</p> <p>● 空港法第 2 条は、次のように規定している。</p> <p>第 2 条 この法律で、「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第 2 条第 1 項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。</p> <p>● 複数構成施設の共用部分について大規模な建築物については、多数の利用者がおり、1 階などに多くある共用部分は、不特定多数の人が利用することが考えられることから協議の対象としたものである。</p>
(7)	複数構成施設の供用部分	(1) の項から (6) の項までのうち 2 以上の項に掲げる施設（以下この表において「構成施設」という。）で構成される施設（共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。）の当該共用部分	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が 3000 平方メートル以上のものの当該共用部分	

2 建築物以外の公共交通機関の施設

建築物以外の公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する停車場（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>□ 軌道法施行規則第 9 条第 1 項第 11 号に規定する停留場（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>ハ 自動車ターミナル法第 2 条第 6 項に規定するバスターミナルその他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>二 港湾法第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>木 空港法第 2 条に規定する空港の旅客取扱施設（建築物に該当するものを除く。）</p>	全てのもの	※この項で建築物以外の公共交通機関の施設を掲げたのは、建築物に該当しない施設（例えば、鉄道駅のプラットホームから改札口までや跨線橋等）も生活関連施設となるように規定し、公共交通機関の施設全体の施設整備を促進するものである。
-----------------	--	-------	---

3 道路

(1)	道路法による道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。）	全てのもの	<p>● 道路法第 2 条第 1 項及び第 3 条に次のように規定している。</p> <p>第 2 条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用工レベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。</p>
-----	----------	--	-------	--

				<p>第3条 道路の種類は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道 <p>この項では、道路法に定める道路で、高速道路、自動車専用道路を除くものを生活関連施設としている。</p> <p>道路法に定める道路以外の林道、農道等については、一定目的のために設置されるものであることから対象外としている。</p>
(2)	開発等により整備される道路	<p>イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路</p> <p>□ 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路</p> <p>ハ 岡山県県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路</p>	全てのもの	<p>●都市計画法第29条は、次のように規定している。</p> <p>第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。（第1号から第11号省略）</p> <p>●土地区画整理法第4条第1項及び第14条第1項は、次のように規定している。</p> <p>第4条 土地区画整理事業を第3条第1項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあっては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>●岡山県県土保全条例第5条第1項は、次のように規定している。</p> <p>第5条 1ヘクタール以上の1団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為は、この限りでない。</p>
4 公園等				
(1)	都市公園等	イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	全てのもの	<p>●都市公園法第2条第1項は、次のように規定している。</p> <p>第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。</p>

		<p><input type="checkbox"/> 児童福祉法第40条に規定する児童遊園</p>		<p>1 都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次条において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地</p> <p>2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（□に該当するものを除く。） □ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地 <p>●児童福祉法第40条に児童厚生施設として、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と規定しており、児童厚生施設の中の児童遊園をさすものである。</p>
(2)	自然公園等	<p>イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園</p> <p><input type="checkbox"/> キャンプ場</p> <p>ハ 社寺又は史跡で一般の観覧の用に供する施設</p>	全てのもの	<p>●自然公園法第2条第1項に自然公園とは、「国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。」と規定しており、当該自然公園をいうものである。</p> <p>●寺社又は史跡の建築物は、文化財保護法により現状変更規制を受けるものが多いことから、条例の整備基準の対象から除外し、これらの施設で不特定多数の人が観覧の用に供するものを公園と同様の取扱いとし、整備が可能な部分の通路や駐車場について整備を促進するものである。</p>
(3)	開発等により整備される公園	<p>イ 都市計画法第29条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園</p> <p><input type="checkbox"/> 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく公園</p> <p>ハ 岡山県県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園</p>	用途面積が2,500平方メートル以上のもの	
(4)	その他公園	<p>イ 動物園又は植物園</p> <p><input type="checkbox"/> 遊園地その他これに類するもの</p>	用途面積が2,500平方メートル以上のもの	<p>●「その他これに類するもの」とは、イベントパークやテーマパーク等の主として野外レクリエーションに供するものをいう。</p>
5 路外駐車場				
路外駐車場		<p>駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので駐車料金を徴収するもの（機械式駐車場を除く。）に限る。）</p>	<p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p>	<p>●駐車場法第2条第2号に次のように規定している。</p> <p>第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。</p> <p>また、駐車場法第12条に設置の届出を規定しており、「都市計画法第4条第2項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじ</p>

			め、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。」と規定しており、本条例による届出は、この駐車場法第12条による設置の届出と同時期に提出されることを想定している。
--	--	--	--

備考 1の部（2）の項から（5）の項まで並びに4の部（3）の項及び（4）の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。

(4) 岡山県福祉のまちづくり条例の質疑応答

問 1 条例における岡山県としての特徴（ポイント）は何か。

答1 岡山県では、ハード面である「物のバリアフリー」はもちろんのこと「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」のソフト面のバリアフリーも重要であると考え、ソフト、ハードの両面からまちづくりを推進したいと考えている。

岡山県の条例の特徴的な点は、①情報のバリアフリーを重視していること、②身近な施設を対象としながらも設置者等の負担を考慮して施設の用途規模に応じた整備基準を設定していること、③整備基準に適合している設備を適合部分ごとに表示すること、④施設整備に当たって、高齢者、障害者等の意見を取り入れる努力規定を設けていることである。

問 2 「建築基準法」、「バリアフリー法」及び「岡山県福祉のまちづくり条例」の関係はどう理解すればいいのか。

答2 これらの法律及び条例は、「すべての人々が建築物を安全に利用できるよう、建築物の構造や設備の整備に関して基準を設けること」を共通の目的としている。

「建築基準法」は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ること」を目的としたものであり、「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること」を目的とした「バリアフリー法」及び「岡山県福祉のまちづくり条例」とは、趣旨が異なる。

また、「バリアフリー法」では、各事業者に対し適合基準（移動等円滑化基準）への適合状況について、国・県等への報告を求めていないが、「岡山県福祉のまちづくり条例」では、整備基準への適合状況について届出等の手続を規定しているほか、ソフト面での施策の基本となる事項についても規定している。

問 3 整備基準は、全ての生活関連施設について定められているのか。（第15条関係）

答3 本条例の整備基準の対象とする施設は、全ての生活関連施設である。

「整備基準」は、生活関連施設の構造及び設備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる施設となるよう設定したもので、「バリアフリー法」による適合基準（移動等円滑化基準）があるものは、その基準を用い、「バリアフリー法」にないものについては、高齢者、障害者等の意見や他県の例を参考にして設定したものである。

問 4 生活関連施設に該当しない施設にはどのようなものがあるのか。（第15条関係）

答4 個人の住宅、倉庫、神社・仏閣の礼拝のための施設などがあげられる。

問 5 生活関連施設の整備すべき項目（箇所）で「バリアフリー法」と異なるのは何か。（第15条関係）

答5 岡山県では、生活関連施設のうち建築物について、下表のとおり「バリアフリー法」に上乗せした整備項目を設けている。

また、生活関連施設の範囲は、「バリアフリー法」の対象施設に加え、「バリアフリー法」の対象外である火葬場、展望所、開発等により整備される道路・公園、自然公園等も対象としている。

バリアフリー法※	岡山県福祉のまちづくり条例
以下12項目 ・出入口 ・敷地内通路 ・廊下等 ・階段 ・傾斜路 ・便所（車椅子使用者用便房含む） ・駐車場 ・エレベーター ・特殊構造昇降機 ・客室 ・標識 ・案内設備	左記12項目は全て整備項目として規定 (11) 受付カウンター及び記載台 (12) 公衆電話所 (13) 券売機 (14) 改札口及びレジ通路 (16) 観客席 (17) 洗面所 (18) 浴室 (19) 更衣室等 (20) 授乳場所 (21) おむつ交換台 (22) 乳幼児椅子

[P.11 「バリアフリー法と岡山県福祉のまちづくり条例との比較】参照]

問 6

整備基準への適合の表示とは、具体的にはどのようにするのか。(第 17 条関係)

答 6 生活関連施設の所有・管理者は、整備基準に適合している設備（例えば、出入口段差解消、車椅子用トイレ）を利用者にわかりやすく表示するように努めることとしており、岡山県では、既存の建物も含めて適合箇所ごとのステッカーを交付し、生活関連施設の所有・管理者が出入口付近に貼付することとしている。

整備基準への適合を表示するものとして、岡山県では、施設設置者等の整備基準への適合努力を箇所（項目）ごとに評価し、バリアフリーステッカーを交付することで、施設整備に対する意識高揚を図るとともに施設利用者への情報提供として役立てることとしている。[P.270 ((5) おかやまバリアフリーステッカー) 参照]

【特定生活関連施設】(第 19 条～第 26 条)

問 7

全ての事務所、共同住宅を生活関連施設に含むこととするのか、協議（届出）の対象となる一定規模以上のものを生活関連施設と考えているのか。

答 7 岡山県では、事務所及び共同住宅などもその規模に限らず、生活関連施設として位置づけることとしている。協議を要する規模については、3,000 m²以上とする県（広島県、兵庫県（ただし、共同住宅については兵庫県は2,000 m²以上又は21戸以上（寄宿舎は51戸）という基準））もあり、本県においては、用途面積で3,000 m²以上の事務所、2,000 m²以上の共同住宅を特定生活関連施設と定めた。

問 8

届出の対象となる「大規模の修繕」「大規模の模様替」とは、どのような場合をいうのか。
整備基準のない部分の大規模の修繕は、届出を行う必要がないのか。(第 19 条関係)

答 8 特定生活関連施設に係る大規模の修繕についても、「特定生活関連施設の新築等」として、届出又は協議を行うこととしている。

「大規模の修繕」「大規模の模様替」とも、建築基準法に規定しているものをさしており、修繕、模様替とも、増築、改築となり、建築物の建築面積、床面積が増減することはない。

「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部（下記※参照）の一種以上について行う過半の修繕をいう（建築基準法第2条第13号）。建築物の傷みには、屋根の雨漏り、外壁のひび割れ、内装のはがれ、柱の腐りなど種々のものがあるが、この傷みを生じた部分を同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業が修繕である。

「大規模の模様替」とは、建築物の主要構造部（下記※参照）の一種以上について行う過半の模様替をいう（建築基準法第2条第14号）。例えば、外壁を板張りで仕上げたが、火災に弱いとの理由からコンクリートブロックに造り替えをするなど建築物の材料、仕様をかえて、建築当初の価値の低下を防ぐ作業が模様替である。

（注）※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上（用途上、用法上、防火上の意味で、構造耐力上の意味ではない。）重要な間仕切壁、間柱、附柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他を除くものとしている（建築基準法第2条第5号）。

問 9

開発行為に係る道路はなぜ届出を必要としないのか。(第 19 条関係「ただし書」))

答 9 都市計画法、土地区画整理法、岡山県土保全条例に基づく許認可の対象となる開発行為は一般的に大規模開発である。これらの開発行為により整備される道路で、特定生活関連施設に該当するものは、将来、地方自治体（主に市町村）に移管される場合がほとんどである。

実務上、開発に当たっては市町村等と将来の移管等を前提とした事前の協議を行うこととしており、市町村等との協議の際に将来の管理者となる市町村等が「岡山県福祉のまちづくり条例」の整備基準を遵守するよう指導、助言できることから、市町村道等と同様に届出の対象から除外している。

問 10

「協議」対象を2,000 m²以上としている根拠は何か。

答 10 「バリアフリー法」では、基準への適合義務がある特別特定建築物の対象を2,000 m²以上としている。

本条例では、2,000 m²以上の大規模な建築物について、バリアフリー化のための整備基準の項目に、おむつ交換台、乳幼児椅子の設置を規定し、質の高い整備を図ることとしている。

このため、設計の早い段階から、情報提供や指導及び助言を行い、より効果的なバリアフリー化が図られるように協議の対象として位置づけているものである。

問 11 「届出」のほかに「協議」の制度を設けた理由は何か。(第 19 条、第 20 条関係)

答 11 「協議」は、設計の早い段階で行うものである。

新築等の届出は「工事に着手する日の 21 日前までに」(条例施行規則第 5 条)、新築等の協議は「工事に着手する日の 60 日前までに」(同第 10 条)と規定している。

バリアフリーを推進するには、構想段階での図面から協議して協力を求めた方が建築主も感じやすい。設計完了後であれば、バリアフリー化のために設計変更を必要とした場合、その対応に時間、労力、経費を要することが考えられる。こうした負担を少しでも軽減し、能率的、効果的にバリアフリー化が進められるように柔軟に対応するものである。

問 12 「協議」をすれば「届出」は行う必要はないか。(第 20 条関係)

答 12 「協議」は、2,000 m²以上の建築物を対象としており、「届出」は「協議」対象以外の 2,000 m²未満の建築物等を対象としている。「協議」と「届出」の対象施設を明確に区分しており、「協議」対象であるものは「届出」を要しない。

問 13 「バリアフリー法」第 17 条の規定に基づいて認定申請される場合であっても、本条例に基づく特定生活関連施設としての「届出」又は「協議」は必要か。(第 19 条、第 20 条関係)

答 13 「届出」又は「協議」は、必要である。

問 14 「届出」「協議」の窓口はどこか。(第 19 条、第 20 条関係)

答 14 「届出」の窓口については、できるだけ住民に身近なところで受理され、建築確認申請の手続と連動することが望ましいことから市町村で行うこととしている。

「協議」の窓口については、岡山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市については、各担当課、その他の市町村については各县民局建設部管理課としている。

(注) 倉敷市、津山市の区域においては、条例第 32 条の規定により、条例第 3 章施設整備の規定は適用されないため、県条例に基づく届出等の手続はありません。

問 15 高齢者、障害者等の意見を聞くためには誰に聴けばよいか。(第 21 条関係)

答 15 特定生活関連施設の設置者等が、その新築等に当たり、高齢者、障害者等の適当と思う人であれば誰でもよく特定するものではない。しかしながら、施設を利用する高齢者、障害者の視点に立ち、経験や知識を生かした意見を述べられるような人(車椅子使用者、視覚障害者、理学療法士、作業療法士等)やその施設の利用者となる人に意見を聞くことが望ましい。

問 16 「指導及び助言」とは、どの程度の拘束力を持つのか。(第 22 条関係)

答 16 「指導及び助言」は、岡山県行政手続条例第 2 条第 7 号に規定する「行政指導(一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの)」の範疇に含まれるものである。

「指導及び助言」は、相手方に対し、その協力を求めるために必要な範囲で行うもので、相手方の協力によって実現されるものである。

このため、相手方の協力がなかったことを理由として、不利益な取扱はできないものである。

問 17 「指導及び助言」にもかかわらず、「岡山県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合しない場合、建築確認済証は交付されるのか。(第 22 条関係)

答 17 特定生活関連施設の設置者等には、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努める義務がある。しかしながら、福祉のまちづくり条例は、建築確認対象法令と別体系のものであり、建築物が整備基準に適合しないことのみを持って建築確認を受けることができないものではない。したがって、当該建築物が条例の整備基準に不適

合であっても、建築基準法の基準に適合していれば、建築確認済証は交付される。

問 18 複数構成施設で、4階を用途変更によって特定生活関連施設とする場合、当該階へ通ずる部分も指導及び助言の対象となるのか。(第22条関係)

答 18 規則で複数構成施設の共用部分を生活関連施設として規定し、構成施設と共用部分の面積合計3,000m²以上のものの共用部分を特定生活関連施設としてバリアフリー化を図ることとしている。特定生活関連施設に至る経路については、特定生活関連施設を利用するため不可欠な部分として、整備基準の対象とはなるものであり、さらに共用部分として特定生活関連施設に該当する場合には、指導及び助言の対象となる。

問 19 既存の特定生活関連施設に対して、条例の整備基準は適用されるのか。(第23条関係)

答 19 既存の特定生活関連施設についても、整備基準に適合させるための改修に努める必要があるが、既に社会経済活動を行っている施設であり、また、施設の立地、構造、規模、利用状況等の理由により改善が困難であったり、その改善に多額の経済的負担を伴う場合も考えられる。

しかし、既存施設の整備の推進を図る観点から、条例では、個々の既存施設の特性や、高齢者、障害者等の施設利用状況等を勘案し、特に知事が必要と認める場合には、整備基準への適合状況の報告を求め、指導及び助言できることとしている。

問 20 既存施設について、整備基準に不適合なものは全て「適合状況の報告」を求めるのか。(第23条関係)

答 20 不特定多数の者が利用する頻度の高い施設、放置することで高齢者、障害者等が危険にさらされる施設など特にバリアフリー化する必要のある施設に対して、その整備状況の報告を求めることとなると考えられる。

問 21 既存施設に対する報告の徴収は、どういう場合を想定しているのか。(第23条関係)

答 21 条例による指導及び助言を行うために必要な限度において、特定生活関連施設の整備基準への適合状況について、「必要により」報告を求めることができることを規定したものである。

「必要により」とは、より公共性が高く、高齢者、障害者等の自立や社会参加に大きなかかわりを持つ施設であって、その整備について県民からの要望が強い場合や整備基準に適合していないことによって事故が発生し、或いは発生するおそれが高い場合等合理的な理由があると認められるものであり、みだりに報告を求めるることは想定していない。

【交通環境等】(第27条～第30条)

問 22 「公共車両」「公共工作物」「住宅」には、なぜ、整備基準を設けないのか。(第27条～第30条)

答 22

- (1)「公共車両」について、①県の区域を越えて運用されているものがあること、②鉄道や乗合自動車等の車両は、関係法令で厳しい保安基準が規定されているほか、バリアフリー法によって、乗降口や通路、車椅子スペース、便所などについて適合基準（移動等円滑化基準）が設けられていることから、条例で独自に細かい基準を設定することは適当でないと考える。
- (2)「公共工作物」は、不特定かつ多数の人の利用に供するものであり、信号機、公衆電話ボックス、郵便ポスト、自動販売機、銀行の現金自動支払機等を規定している。その整備は重要なことであるが、設置形態が多様であること、自動販売機などは全国一律に生産されており、県として一律に基準を設けることが困難であることなどから、整備基準は設けていない。
- (3)「住宅」については、不特定かつ多数の者が利用する施設ではないため、生活関連施設に該当しない。また、個人の嗜好が反映される部分が多いため、一律の基準を設けることは適当でない。しかしながら、高齢者、障害者等が日常生活を行う上で、最も関わりの深い施設であるため、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる住宅等を整備することが重要である。住宅整備においては、今後の高齢社会への対応を考慮して、供給する事業者に利用しやすい住宅整備を求めていたが、既に作成されている国土交通省の「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」などにより対応することとしている。

問 23

「公共車両等」には、第 28 条第 2 項で「整備状況その他必要な事項について報告を求めることができる」と規定しているが、なぜ、公共車両等についてだけ報告を求めることができる旨を規定し、厳格に取り扱うのか。(第 28 条関係)

答 23 「公共車両等」については、高齢者、障害者等の利用頻度も高く移動の要となるものである。生活関連施設として、駅舎、公共交通機関のプラットホーム、バス停などが整備されても、公共車両等が高齢者、障害者等に安全かつ円滑に利用できるものでなくては整備の実効性が期待できない。このため、これらの車両等の導入促進がなされるように報告を求められることとし、第 3 項で公共交通事業者に対して指導及び助言が出来ることを規定している。

問 24

国、市町村等が届出、協議の対象外ということは、整備基準に適合させる必要がないということか。(第 31 条関係)

答 24 国、地方公共団体、独立行政法人、公社は、率先して福祉のまちづくりを進める必要があり、当然のことながら整備基準を遵守しなければならない。

建築基準法、都市計画法などでは、国、地方公共団体等は、建築確認申請、開発許可申請について適用を除外するなど、民間事業者の場合と異なる取扱をしている。

本条例においても、他法令との整合を図るため、届出、協議の手続、勧告、立入り調査等についての規定を適用しないこととしている。

また、第 28 条第 2 項及び 3 項の規定については、国、地方公共団体、独立行政法人、公社が、公共交通事業者である場合も考えられ、国、市町村等を指導及び助言の対象としないとする本条例の他の条文との均衡を図る必要があることから適用除外しているものである。

なお、適用除外に代わるものとして、知事は、国、市町村等へ必要な措置を講ずるように要請することができることを規定している。

問 25

市町村がこの福祉のまちづくり条例と同じ目的の条例を制定した場合、なぜ知事が同じ目的の条例か否かを認める必要があるのか。(第 32 条関係)

答 25 市町村において制定した条例が「高齢者に優しいまちづくり条例」や「乳幼児支援のためのまちづくり条例」などであった場合、市町村と県で県の福祉のまちづくり条例と同じ目的であるか否かで見解が異なることも考えられるため、知事が判断することとしたものである。

具体的には、条例の制定趣旨、目的、整備基準の内容等を考慮しながら判断することとなる。

«規則関係»

問 26

別表第 1 の 1 の部（2）の項に掲げるはり、あん摩、マッサージ等の施術所は、同表同項に掲げる無床診療所となぜ同等の取扱としたのか。

答 26 建設省建築指導課長通達（昭和 60 年 5 月 7 日付け東住街発第 49 号）で「医療法にいう医業に類似するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に規定するあん摩業等の「施術所」も、診療所に含まれる」としており、別表第 1 の 1 の部（2）の項に第二種医療施設として規定したものである。

問 27

職員のみが利用するための研修施設は、別表第 1 の生活関連施設に該当するか。

答 27 別表第 1 の生活関連施設は、条例第 2 条の「不特定かつ多数が利用する施設」を受けて規定している。もっぱら職員のみが利用する研修施設は、不特定かつ多数が利用する施設とはいえないが、同条の「これに準ずる施設」として就労の場である事務所と同じ性格の施設とするのが適当であり、別表第 1 に掲げる事務所に含まれる。

問 28

現金自動支払機（CD）又は現金自動預払機（ATM）等の機械のみを設置する無人のキャッシュサービスコーナーは銀行の施設に該当するか。

答 28 建築物の部分は、銀行の支店の出張所として扱われているため、生活関連施設に該当する。ただし、CD、ATM の機械は建築物ではなく、公共工作物である。

問 29 犬猫病院の取扱は別表第 1 のどの施設に該当するか。

答 29 犬猫病院は、別表第 1 の 1 の部（1）の項に掲げる第一種医療施設及び（2）の項に掲げる第二種医療施設でなく、（3）の項に掲げるサービス業店舗として取り扱う。

問 30 神社、仏閣の建築物部分は、生活関連施設に該当するか。

答 30 神社、仏閣で礼拝など宗教の用に供する部分は生活関連施設に該当しない。

ただし、礼拝堂を不特定かつ多数の者が利用する施設として一般に開放し、結婚式場等として利用する場合は別表第 1 に掲げる集会場として取り扱う。

問 31 予備校の取扱は別表第 1 の 1 の部（2）の項に掲げる教育施設に該当するのか。また、「その他これらに類するもの」とはどのようなものか。

答 31 「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、同法第 124 条に規定する専修学校（専修学校、高等専修学校、専門学校）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいうこととしており、予備校は各種学校に該当するため、別表第 1 の 1 の部（2）の項に掲げる学校として取り扱うものである。

また、「その他これらに類するもの」とは、自動車教習所、職業能力開発校等である。

問 32 コンビニエンスストアの届出項目が他の物品販売店舗の届出項目と異なる理由はなにか。

答 32 近年、コンビニエンスストアは、食料品や生活用品の購入のみならず、公共料金の支払いや ATM の利用、税金の支払いや住民票の取得などを取り扱う、公共性の高い施設となっており、通常の物品販売店舗よりもできるだけバリアフリー化を進めることが望ましいことから、重要度の高い届出項目を追加している。

問 33 事務所及び工場を生活関連施設として位置づけ、整備対象とした理由はなにか。

答 33 事務所及び工場は、通常、限られた人の「就労の場」であるが、障害者等の雇用の拡大と職場環境の改善を図る必要がある。事務所及び工場のバリアフリー化は、全ての就労者にとっても職場環境の向上となることから、生活関連施設として位置づけ、整備対象としている。

また、大規模なものは、より多くの人が就労し、施設を使用することになるため、その規模が 3,000 m² 以上のものを特定生活関連施設として、その新築等に当たり、協議を必要とすることとしている。

問 34 共同住宅と寄宿舎はどう違うのか。

答 34 共同住宅と寄宿舎は、本条例において、生活関連施設として位置づけている。寄宿舎とは、学校、事務所、病院、工場等の事業に付属する居住施設で、主として生徒、職員、従業員等のうち、もっぱら単身者を対象とする複数の寝室を有し食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいう。住居として、各戸にトイレ、浴室、台所等全て備えたものは、寮という名前をつけて置いていても共同住宅と解する。

なお、寄宿舎に該当するもので、多数の者が利用する共用のトイレを設置する場合には、整備基準に適合した車椅子使用者用便房を 1 力所以上設置することを規則で定めており、共同住宅とは異なる整備基準が適用されるものである。

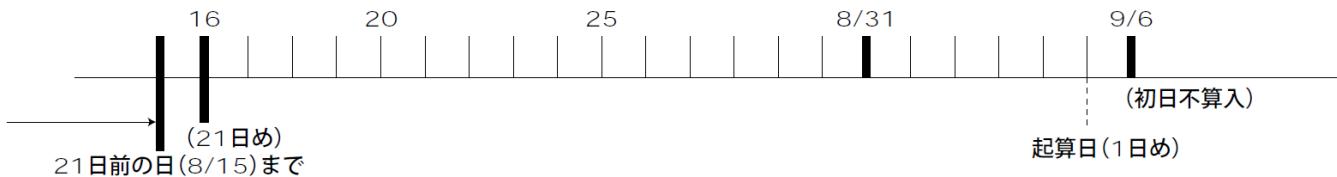
問 35 仮設建築物の新築等をしようとする場合も整備基準を遵守しなければならないか。

答 35 仮設建築物であってもその用途が生活関連施設に該当する場合は、整備基準を遵守しなければならない。

問 36

条例施行規則第 5 条に「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の 21 日前までに特定生活関連施設新築等届出書により行うものとする。」とあるが工事に着手する日が 9 月 6 日の場合にいつまでに届出書を提出しなければならないのか。

答 36 本設問では、8 月 15 日までに届出書を提出する必要がある。



問 37

用途面積を 100 m²以上、2,000 m²以上、3,000 m²以上とした理由は何か。
また、用途面積 100 m²以上というのは、厳しすぎるのではないか。

答 37 全ての生活関連施設の設置者等に届出を課すことは、小さな施設の新築等をする事業者に過重な負担を強いることや障害者、高齢者等の利用頻度が低くない施設まで整備を求める事になるため、用途及び規模に応じて届出等をすることとしたものである。

生活関連施設の中でも公共性が非常に高い施設、高齢者、障害者等がよく利用する施設は、その「全て」のものを、それに準ずるものや身近に利用する飲食店等の商業施設、スポーツ施設、宿泊施設などは 100 m²以上のものを、また、共同住宅等は 2,000 m²以上のものを、事務所・工場は 3,000 m²以上のものを特定生活関連施設として位置付けている。

施設の整備基準については、特定生活関連施設でなくとも生活関連施設に該当すれば、整備項目の基準への適合努力義務を求ることとしている。

届出の対象となる整備項目は、その規模により規定することとし、用途規模は次のとおり定めている。

- 100 m²以上について

公共性が非常に高い施設や高齢者、障害者等がよく利用する施設（別表第 1 の 1 の部（1）の項に掲げる施設）に準ずるものは身近に利用する施設であり、できるだけバリアフリー化を進めることができることから 100 m²以上を特定生活関連施設とした。

具体的には、無床診療所、保育所、学校、集会場、劇場、百貨店、スーパーマーケット、銀行、ホテルなどである。最近急増し、身近に利用する施設であるコンビニエンスストア等は、200 m²未満のものがほとんどであり、届出の対象となるものが多いと考えられる。

なお、他県では、300 m²又は 500 m²としているところが多い。

- 2,000 m²以上について

共同住宅及び寄宿舎についても、バリアフリー化が必要であり、小規模な施設でもバリアフリーになっていることが望ましいが、事業者（設置、管理者）にあまり過重な負担とならないようにするために、2,000 m²としている。

なお、2,000 m²の共同住宅は、住戸数約 20 戸程度である。他県では、50 戸程度以上を基準としている例が多いが、50 戸以上という大規模では、適用される例が極めて限定される。（岡山県では住宅戸数によらず面積規模により規定している。）

- 3,000 m²以上について

事務所及び工場のうち、大規模なものは、より多くの人が就労し、施設を使用することになると想われるため、3,000 m²以上としている。

問 38

特定生活関連施設である建築物の用途面積に含まれる範囲はどういう考え方か。

答 38 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設（特定であるが多数の利用者である学校、福祉施設等）を生活関連施設として規定しており、その運営上不可欠のもの、例えば、もっぱら従業員のみが利用する飲食店の厨房、従業員休憩室なども、施設を運営する上で不可欠の部分であり、用途面積には算入される。

その他の例として、パチンコ店の上の階に従業員寄宿舎がある場合、当該寄宿舎が独立していてもその機能を果たすことから、当該施設は単に店舗としてではなく、複数構成施設として考えるべきである。

問 39 生活関連施設である建築物の全ての部分について、整備基準を満たさなければならないのか。

答 39 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設を生活関連施設として規定しており、整備基準では、施設を利用する際の少なくとも 1 以上の経路の整備を対象としている。

このため、非常階段やバックヤードなど主要動線から外れる部分の取扱いについては、個別の状況により判断されるものと考えられる。

問 40 保育所、教育施設、共同住宅及び寄宿舎は、特定の者が利用することが多いと思われるが、整備基準で建築物の出入口から道路までの通路に視覚障害者を誘導する装置を設置することとする理由はなにか。

答 40 道路から建築物の出入口に至る経路は、送迎の保護者や来訪者が利用するために整備を要するものである。なお、建築物の内部については、当該施設を日常的に利用するのは、生徒（児童、園児）、職員等であり、視覚に障害のある来訪者は、学校等の職員により案内が行われること及び共同住宅等についても利用者が限定されていることから、整備基準に規定していない。

問 41 百貨店やスーパー・マーケットの売場通路は廊下に該当するか。

答 41 廊下とは、不特定かつ多数の者が利用する主要な通路をいうものであり、商品等の列棚間の通路、パチンコ店のパチンコ台間の通路は、主要な通路ではないため、廊下には該当しない。

問 42 区画をしていない場所を駐車場として使用している場合の車椅子使用者用駐車施設はどうするのか。

答 42 規則の別表第 2 に多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けることと規定しており、出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること、幅 350cm 以上、車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示するなどを規定しており、多数の者が利用する駐車施設であれば、これらの整備基準を満たす必要がある。したがって全面を区画していない駐車施設においても車椅子使用者用駐車施設を区画整備する必要がある。

問 43 車椅子使用者用駐車施設について、100 台以下の場合は 1 台以上の整備をすること、100 台を超えた場合は 100 台ごとに 1 台加算した数を整備することとした理由は何か。

答 43 車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者が外出するために重要な施設であり、生活関連施設に併設する駐車場を設ける場合には、その当該生活関連施設を車椅子使用者が利用できるように整備することを定めたものである。バリアフリー法においても駐車場を 1 区画でも設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を設置することを定めているが、駐車場が 100 台を超えた場合についての規定は、県として定めた整備基準であり、高齢者、障害者等の意見や他県の状況を参考にしたものである。

問 44 観客席について、100 席以下の場合は 1 席以上の整備をすること、100 席を超えた場合は、100 席を超え 400 席以下の場合は 2 席以上、400 席を超えた場合は 200 席ごとに 1 席を加算した数の区画を整理することとした理由は何か。

答 44 観客席の車椅子使用者用区画は、車椅子使用者が外出し、文化、教養、演芸、スポーツなどを楽しむために重要な施設であり、高齢者、障害者等の意見や他県の状況を参考にしながら定めた整備基準である。

問 45 授乳場所、おむつ交換台、乳幼児椅子に施設の面積要件を付した理由は何か。

答 45 授乳場所は、特に設置スペースが必要で、小規模な施設に整備するには物理的に困難であるため、設置者等の協力が得られにくい。

授乳場所、おむつ交換台及び乳幼児椅子は、特定生活関連施設の設置者等に過重な負担とならないよう配慮しながら、その設置を推進する必要性があることから規定している。

授乳場所は、スペースを必要とするため、5,000 m²以上で乳幼児連れ親子の利用頻度が高いと考えられる施設（第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設）に設置を義務づけている。

おむつ交換台及び乳幼児椅子は、授乳をする時期（乳児期）よりおむつを使用する時期（乳幼児期）の方が長いことなどから、授乳室を必要とする対象者数多いと考えられる。これらの設備については、現在、大型物販店などで普及しつつあるが、

さらに普及促進を図る必要があることから、バリアフリー法による基準適合義務が課せられる規模（2,000 m²以上）と同規模の施設で乳幼児連れ親子の利用頻度が高く滞留時間が長いと考えられる施設（第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設）に対して整備を義務づけている。

**問 46 開発等により整備される公園の届出の対象となる面積 2,500 m²以上とは、1つ
の開発行為1つ1つをさすのか合計をさすものなのか。**

答 46 開発行為で整備される公園の合計ではなく、1つ1つの公園の用途面積（2,500 m²以上）をさすものである。

**問 47 公園等の園路で、自然地形、文化財保護等の理由による適用除外を入れた理由は
何か。具体的にはどういう場合をいうのか。**

答 47 自然地形により園路や階段部の幅・勾配の確保、手すりの設置ができない場合、あるいは埋蔵物や建築物など文化財保護のために、地形の変更や建築物の改善等が不可能な場合など、自然景観や文化財としての価値を尊重することとし、適用を除外している。

**問 48 建築物と路外駐車場で、車椅子駐車施設の整備基準が異なるのは何故か。また、建築物
のうち特定生活関連施設となる施設に併設の駐車場が1台しかない場合、その1台分は
車椅子使用者用としなければならないのか。**

答 48 対象としている路外駐車場は、駐車場法が規定する路外駐車場のうち、有料駐車場として営業しているものである。スーパーなどで来客の便宜のために併設する駐車場と同基準にすると、20台未満の小さな路外駐車場でも、常に1台以上の車椅子駐車施設を確保する必要があり、駐車場を営業目的とする事業者への協力が得にくいためである。

なお、建築物のうち特定生活関連施設となる施設に併設する駐車場はバリアフリー法と同様に1台分しかない場合でも車椅子使用者用とする必要がある。

新築及び増改築等における届出・協議対象整備項目について

(考え方)

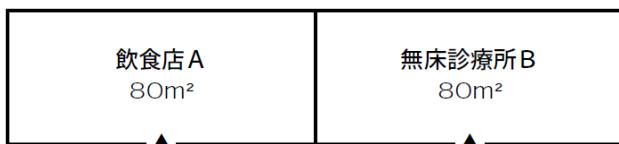
岡山県の特徴の一つでもある身近な施設からのバリアフリーを推進するため、小規模な生活関連施設もその用途に応じて、特定生活関連施設として位置づけている。

また、施設の設置者等に整備基準へ適合するための協力を得られるように整備基準の対象となる整備項目（箇所）を全て届出又は協議の対象とするのではなく、施設の用途、規模に応じて、届出又は協議の対象となる整備項目を条例施行規則の別表第3又は別表第4の中で規定している。

例えば、用途面積 300 m²未満の小規模な物品販売店舗（コンビニエンスストアを除く）は、整備基準の整備項目（箇所）のうち、「出入口」及び「敷地内の通路」のみを届出の対象として施設の設置者等に理解と協力を求めるとしたものである。

問 49 次の複数の用途からなる生活関連施設の新築の届出（協議）はどうするのか。

用途面積 160 m²で平屋建て

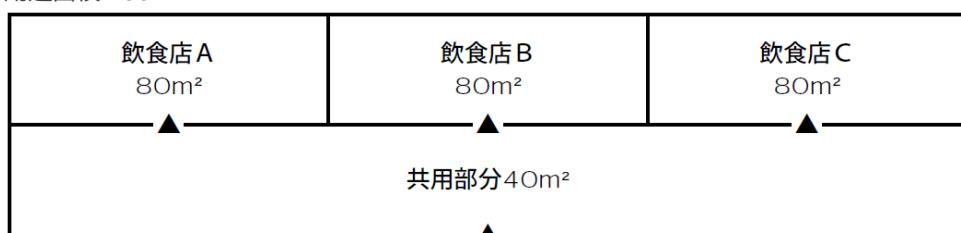


答 49 飲食店 A、診療所 B は生活関連施設ではあるが、届出（協議）の対象となる特定生活関連施設（この場合各 100 m²以上）ではなく、届出を行う必要はない。

別表第1の1の部の建築物（3）の項に規定する飲食店舗と（2）の項に規定する第二種医療施設の異なる項の施設で構成されており個別の用途面積で判断する。

問 50 次の生活関連施設の新築の届出（協議）はどうするのか。

用途面積 280 m²



答 50 飲食店（A + B + C）は特定生活関連施設ではあり、用途面積 280 m²の施設として届出の対象となる。

問 51 次の複数の用途からなる生活関連施設の新築の届出（協議）はどうするのか。

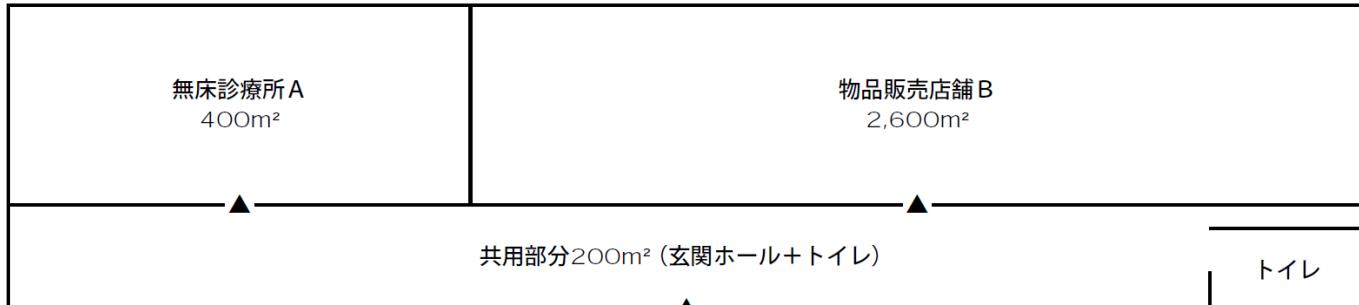
用途面積 700 m²で平屋建て



答 51 無床診療所 B 200 m²、（飲食店 A + 物品販売店舗 C）500 m²は特定生活関連施設として新築の届出を行う必要がある。飲食店と物品販売店舗は、別表第1の1の部（3）の項に規定する施設であり、同じ項の施設については、その面積合計により判断することとする。

問 52 次の複数の用途からなる生活関連施設の新築の届出（協議）はどうするのか。

用途面積 3,200 m²で平屋建て



答 52 無床診療所 A、物品販売店舗 B は特定生活関連施設として新築の届出（協議）を行う必要がある。施設の設置者等は、用途面積 3,200 m² の 1 棟の建築物を新築するものであり、特定生活関連施設の新築等の届出（協議）書は実務上 1 件のみとなる。(本事例では 2,000 m² 以上のため協議書)

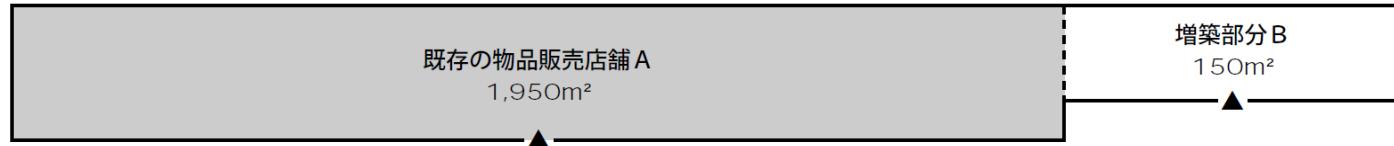
無床診療所 A は、300 m² 以上 1,000 m² 未満の届出・協議対象整備項目の対象となり、物品販売店舗 B は、2,000 m² 以上の届出・協議対象整備項目が適用される。

また、本事例では建築物 1 棟が 3,000 m² 以上であることから別表第 1 の 1 の部 (7) の項に規定する施設として、共用部分も特定生活関連施設に該当する。

なお、共用部分のトイレが車椅子使用者用便房となっていれば、多数の者が利用する 1 棟の建築物として無床診療所 A、物品販売店舗 B の利用者が当該車椅子使用者用便房を利用可能であることから、無床診療所 A、物品販売店舗 B にまで車椅子使用者用便房の設置を義務づけるものではない。

問 53 次の生活関連施設の増築の届出（協議）はどうするのか。

増築部分 150 m² を含めて用途面積 2,100 m² で平屋建て



答 53 既存の物品販売店舗 A は特定生活関連施設であるが、増築部分として届出（協議）を行う必要があるのは増築部分 B のみである。

整備基準の対象となる届出・協議対象整備項目は、100 m² 以上 300 m² 未満の整備項目が適用される。ただし、増築後は、2,000 m² 以上の場合の整備基準を満たす努力義務がある。

(5) おかやまバリアフリーステッカー

おかやまバリアフリーステッカー交付要領

(趣旨)

第1条 病院、店舗、ホテルなど多数の者が利用する生活関連施設（岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第2条第3号に規定する生活関連施設をいう。以下同じ。）を高齢者、障害者等が、安心して利用できるように情報提供するとともに、施設の設置者等のバリアフリー化への意識啓発を目的として、施設設備の整備がされていることを生活関連施設の出入口付近に表示する「おかやまバリアフリーステッカー」（以下「ステッカー」という。）を作成し、交付するものとする。

(交付対象)

第2条 交付対象者は、岡山県内に所在する生活関連施設の設置者及び管理者とする。

(交付窓口)

第3条 ステッカーの交付に係る事務処理は、各市町村において行うものとする。

(ステッカーの種類)

第4条 交付するステッカーは、次のとおりとする。

種類	ステッカーの意図する内容
① 車いす進入可	車いすで進入できるよう出入口の幅が確保され、段差が解消されている
② 車いす対応トイレ	車いすで使用できるトイレがある
③ エレベーター	車いすで利用できるエレベーターがある
④ おむつ交換台	おむつ交換できる台が設置されている

(交付の申請)

第5条 ステッカーの交付を受けようとする者は、交付申込書（様式第1号）に記入の上、市町村の交付窓口に申請するものとする。

(交付申請に係る処理)

第6条 交付申請を受けた市町村は、交付申請に係る書面を審査の上、申請に係るステッカーを交付するものとする。

(交付申請に係る書類)

第7条 市町村は、交付申請に係る年度ごとに整理し、保管するものとする。

2 保管年限は、3年とする。

(県への報告)

第8条 市町村は、交付申請に係るステッカーの交付枚数の実績を年度の上半期と下半期ごとに当該期間終了の翌月の10日までに市町村を管轄する県民局の健康福祉部長に交付実績報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

2 県民局は、市町村から提出された実績報告書を集計し、それぞれ当該期間終了の翌月末日までに保健福祉部障害福祉課に提出する。

(市町村との協議)

第9条 この要領について、必要がある場合、県と市町村が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

<ステッカー見本>



バリアフリーステッカー交付申込書

* 施設所在の市町村窓口へお申し込みください。

申込年月日	平成 年 月 日
申込者（施設管理者）	
連絡先	〒 電話番号 () -

下記の施設についてバリアフリーステッカーの交付を申し込みます。

なお、交付を受けたステッカーは適正に使用します。

記

1 交付申込施設

(1) 施設所在地		
(2) 施設名称		
(3) 施設用途		区分（記入不要）

（備考）・施設名称欄は店舗名等をご記入ください。（例：〇〇屋△△店、〇〇センター、〇〇ホテルなど）

・施設用途欄は業務の内容等をご記入ください。（例：飲食店、本屋、宿泊施設など）

2 ステッカーの種類・交付枚数等

種類	(1)車いす進入可	(2)車いす対応トイレ	(3)エレベーター	(4)おむつ交換台
交付要件	<input type="checkbox"/> 車いすで進入できる ように段差解消及び 幅の確保がされている	<input type="checkbox"/> 車いすで利用できるト イレがある <input type="checkbox"/> 当該トイレまでの経路 が段差解消及び幅の確 保がされている	<input type="checkbox"/> 車いすで利用できるエ レベーターがある <input type="checkbox"/> 当該エレベーターまで の経路が段差解消及び 幅の確保がされている	<input type="checkbox"/> おむつ交換ができる 台がある
貼付力所 (交付枚数)	力所	力所	力所	力所

（備考）・当該施設が交付要件を満たす場合は交付要件欄の□にチェック（✓）を入れてください。

・貼付力所は「外来者が利用する出入口」のうちステッカーを貼付する力所数をご記入ください。

・申込みの記入に際しては、以下の項目を基準としてください。

(1)車いす進入可

- ・前面道路から当該施設の内部(受付等の人がいる所)まで、車いす使用者が自力で進入できる。
- ・段差がある場合は、2cm以下である。
- ・玄関戸などの出入口の幅は、内法80cm以上である。
- ・敷地内の通路の幅員は、内法120cm以上で、傾斜がある場合、勾配1／12以下である。

(2)車いす対応トイレ

- ・トイレへ車いす使用者が自力で到達できるよう経路が整備されている。
- ・腰掛式便器で手すりが設置されている。
- ・段差がある場合は、2cm以下である。
- ・出入口の幅は、内法80cm以上である。
- ・車いすで便房内に入れるようなスペースが確保されている。

(3)エレベーター

- ・エレベーターへ車いす使用者が自力で到達できるよう経路が整備されている。
- ・実際に車いすが乗降できる奥行き、幅がある。
- ・車いすで利用できる高さに操作盤が配置されている。
- ・出入口の幅は、内法80cm以上である。

※記入不要
整理番号

(6) バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

（平成 18 年 法律第 91 号）

■目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 3 条—第 7 条）
- 第 3 章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置（第 8 条—第 24 条）
- 第 3 章の 2 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第 24 条の 2—第 24 条の 8）
- 第 4 章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第 25 条—第 40 条の 2）
- 第 5 章 移動等円滑化経路協定（第 41 条—第 51 条）
- 第 6 章 雜則（第 52 条—第 58 条）
- 第 7 章 罰則（第 59 条—第 65 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第 1 条の 2 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（定義）

- 第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 1 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
 - 2 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
 - 3 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
 - 4 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第 23 号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - 二 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナル事業を営む者
 - 木 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者
 - ヘ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、二又は木に掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
 - 5 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

- 二 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 6 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 7 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものの他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 8 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 9 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 10 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 11 特定路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 12 公園管理者等 都市公園法第5条第1項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 13 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 14 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 15 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 16 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 17 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 18 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 19 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 20 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 20の2 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 21 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 22 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

- 23 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
- イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 24 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備に関する事業を含む。）をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
- 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 25 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設に関する事業をいう。
- 26 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 27 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 28 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
- 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

（基本方針）

- 第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 1 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 2 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置に関する基本的な事項
- 3 第24条の2第1項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
- 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 4 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
- 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
- ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項

る事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

5 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当

該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第 10 条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第 3 条第 2 号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 新設特定道路についての道路法第 33 条第 1 項及び第 36 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 2 号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第 33 条第 1 項中「同条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第 11 条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前 2 項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第 53 条第 2 項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第 12 条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第 13 条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があった場合には、同法第 4 条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

- 第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前 2 項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 前 3 項の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなす。
 - 5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとしたし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第 1 号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

- 第 15 条 所管行政庁は、前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
 - 3 所管行政庁は、前条第 5 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

- 第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 所管行政庁は、特定建築物について前 2 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

- 第 17 条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 1 特定建築物の位置
 - 2 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 3 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 4 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

5 その他主務省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
 - 1 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 2 前項第4号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。
- 8 建築基準法第12条第8項、第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

- 第18条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

- 第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第2号イを除く。）、第六68条の5の2（第2号イを除く。）、第68条の5の3第1項（第1号口を除く。）、第68条の5の4（第1号口を除く。）、第68条の5の5第1項第1号口、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、第17条第3項の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第21条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

- 第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

- 第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

- 第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

- 第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する

場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第 27 条第 2 項、第 61 条及び第 62 条第 1 項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 1 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 2 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第 93 条第 1 項本文及び第 2 項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第 24 条 建築物特定施設（建築基準法第 52 条第 6 項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第 14 項第 1 号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第 3 章の 2 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(移動等円滑化促進方針)

第 24 条の 2 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
 - 2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
 - 3 前 2 号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
 - 3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
 - 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。
 - 5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
 - 8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
 - 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
 - 10 第 6 項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第 24 条の 3 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね 5 年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(協議会)

- 第 24 条の 4 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 1 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村

- 2 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 3 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

第24条の5 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 1 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
- 2 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(行為の届出等)

第24条の6 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 3 市町村は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第3項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第24条の7 第24条の2第4項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第24条の8 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第25条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下

同じ。) に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 重点整備地区の位置及び区域
 - 2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - 3 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
 - 4 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第2項第2号及び第3号の生活関連施設として定めなければならない。
 - 5 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。）附則第3項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第3条第3号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。）（道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第17条第1項から第4項までの規定により同条第1項の指定市、同条第2項の指定市以外の市、同条第3項の町村又は同条第4項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。）を定めることができる。
 - 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第26条第1項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。
 - 8 市町村は、第26条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
 - 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
 - 10 第24条の2第4項、第5項及び第7項から第9項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第4項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。
 - 11 第24条の2第7項から第9項まで及びこの条第6項から第9項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の評価等)

第25条の2 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(協議会)

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 1 基本構想を作成しようとする市町村
 - 2 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 3 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
 - 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知するも

のとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第 27 条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 1 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
- 2 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第 28 条 第 25 条第 1 項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 2 公共交通特定事業の内容
 - 3 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第 29 条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第 2 項第 2 号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第 3 号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第 2 項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第 3 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第 30 条 地方公共団体が、前条第 2 項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第 5 号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第 31 条 第 25 条第 1 項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 道路特定事業を実施する道路の区間

- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

- 第32条 第25条第5項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第17条第1項の指定市を除く。以下この条及び第55条から第57条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第1項、同法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第1項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
 - 3 市町村は、第1項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 - 4 町村は、第1項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 5 市町村は、第1項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 6 市町村が第1項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
 - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
 - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。

(路外駐車場特定事業の実施)

- 第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。
- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 2 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 3 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

- 第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）

を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 都市公園特定事業を実施する都市公園
 - 2 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
 - 3 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の10第1項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
 - 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

- 第35条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 2 建築物特定事業の内容
 - 3 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 4 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

- 第36条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業（第2条第28号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参照して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

- 第37条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

- 第 38 条 市町村は、第 28 条第 1 項の公共交通特定事業、第 33 条第 1 項の路外駐車場特定事業、第 34 条第 1 項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第 35 条第 1 項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第 1 項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項及び第 15 条第 1 項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

- 第 39 条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理事法第 3 条第 4 項、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第 2 条第 5 項に規定する公共施設を除き、基本構想において第 25 条第 2 項第 4 号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整理事法第 104 条第 11 項及び第 108 条第 1 項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 3 条第 4 項若しくは第 5 項」とあるのは、「第 3 条第 4 項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第 1 項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理事法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第 109 条第 2 項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理事法第 85 条第 5 項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第 1 項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理事法第 123 条、第 126 条、第 127 条の 2 及び第 129 条の規定の適用については、同項から第 3 項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

- 第 40 条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（市町村による情報の収集、整理及び提供等）

- 第 40 条の 2 第 25 条第 10 項において読み替えて準用する第 24 条の 2 第 4 項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 第 24 条の 8 の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

第 5 章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

- 第 41 条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする

る借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。）第83条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- 2 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
- 3 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 4 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

- 1 市町村長は、前条第3項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

- 1 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。
 - 1 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 2 土地又は建築物その他の工作物の利用を不當に制限するものでないこと。
 - 3 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）

- 1 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

- 1 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定め

られた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 第43条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第46条 第43条第2項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第43条第2項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第43条第2項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第43条第2項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
- 3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。
- 4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第51条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第6章 雜則

（資金の確保等）

第52条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第 52 条の 2 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第 53 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第 1 項から第 3 項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第 54 条 第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項における主務大臣は、同条第 2 項第 2 号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第 9 条、第 24 条、第 24 条の 6 第 4 項及び第 5 項、第 29 条第 1 項、第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 3 項及び第 5 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 2 項、前条第 1 項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第 24 条の 2 第 7 項及び第 8 項（これらの規定を同条第 10 項並びに第 25 条第 10 項及び第 11 項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第 30 条における主務省令は、総務省令とし、第 36 条第 2 項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第 55 条 市町村が第 32 条第 5 項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第 56 条 第 32 条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第 57 条 第 32 条第 5 項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第 8 章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第 58 条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第 7 章 罰則

第 59 条 第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項又は第 15 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、300 万円以下の罰金に処する。

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 9 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第 38 条第 4 項の規定による命令に違反した者

- 3 第 53 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第 61 条 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 1 第 20 条第 2 項の規定に違反して、表示を付した者
 - 2 第 24 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第 1 項本文又は第 2 項に規定する行為をした者
 - 3 第 53 条第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
- 1 第 53 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 2 第 53 条第 4 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第 64 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 59 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。
- 第 65 条 第 24 条の 8 第 1 項（第 40 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- （高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）**
- 第 2 条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 1 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- 2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）

（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）

- 第 3 条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定は、適用しない。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

- 第 4 条 附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。
- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
 - 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
 - 4 第 15 条の規定は、この法律の施行後（第 2 項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

- 第 5 条 附則第 2 条第 2 号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第 10 条第 1 項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第 11 条第 1 項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第 25 条第 1 項の規定により作成された基本構想、第 28 条第 1 項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第 31 条第 1 項の規定により作成された道路特定事業計画及び第 36 条第 1 項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。
- 2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく

命令を含む。) 中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成18年6月21日法律第92号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日法律第19号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成23年5月2日法律第35号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成23年6月22日法律第70号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第17条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成23年8月30日法律第105号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第10条(構造改革特別区域法第18条の改正規定を除く。)、第12条、第14条(地方自治法別表第1公営住宅法(昭和26年法律第193号)の項及び道路法(昭和27年法律第180号)の項の改正規定に限る。)、第16条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条及び第13条の改正規定を除く。)、第59条、第65条(農地法第57条の改正規定に限る。)、第76条、第79条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第14条の改正規定に限る。)、第98条(公営住宅法第6条、第7条及び附則第2項の改正規定を除く。)、第99条(道路法第17条、第18条、第24条、第27条、第48条の4から第48条の7まで及び第97条の改正規定に限る。)、第102条(道路整備特別措置法第3条、第4条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第17条の改正規定に限る。)、第104条、第110条(共同溝の整備等に関する特別措置法第26条の改正規定に限る。)、第114条、第121条(都市再開発法第133条の改正規定に限る。)、第125条(公有地の拡大の推進に関する法律第9条の改正規定に限る。)、第131条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第100条の改正規定に限る。)、第133条、第141条、第147条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第27条の改正規定に限る。)、第149条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第13条、第277条、第291条、第293条から第295条まで及び第298条の改正規定に限る。)、第153条、第155条(都市再生特別措置法第46条、第46条の2及び第51条第1項の改正規定に限る。)、第156条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の改正規定に限る。)、第159条、第160条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第2項及び第3項の改正規定、同条第5項の改正規定(「第2項第2号イ」を「第2項第1号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第6項及び第7項の改正規定に限る。)、第162条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条の改正規定(同条第7項中「ときは」を「場合において、次条第1項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第32条、第39条及び第54条の改正規定に限る。)、第163条、第166条、第167条、第171条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第2項第5号の改正規定に限る。)、第175条及び第186条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条第2項第3号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第33条、第50条、第72条第4項、第73条、第87条(地方税法(昭和25年法律第226号)第587条の2及び附則第11条の改正規定に限る。)、第91条(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条、第34条の3第2項第5号及び第64条の改正規定に限る。)、第92条(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第25条の改正規定を除く。)、第93条、第95条、第111条、第113条、第115条及び第118条の規定 公布の日から起算して3月を経過した日

- 2 第2条、第10条(構造改革特別区域法第18条の改正規定に限る。)、第14条(地方自治法第252条の19、第260

条並びに別表第1騒音規制法（昭和43年法律第98号）の項、都市計画法（昭和43年法律第100号）の項、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の項、環境基本法（平成5年法律第91号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）の項並びに別表第2都市再開発法（昭和44年法律第38号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和40年法律第67号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の項の改正規定に限る。）、第17条から第19条まで、第22条（児童福祉法第21条の5の6、第21条の5の15、第21条の5の23、第24条の9、第24条の17、第24条の28及び第24条の36の改正規定に限る。）、第23条から第27条まで、第29条から第33条まで、第34条（社会福祉法第62条、第65条及び第71条の改正規定に限る。）、第35条、第37条、第38条（水道法第46条、第48条の2、第50条及び第50条の2の改正規定を除く。）、第39条、第43条（職業能力開発促進法第19条、第23条、第28条及び第30条の2の改正規定に限る。）、第51条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第64条の改正規定に限る。）、第54条（障害者自立支援法第88条及び第89条の改正規定を除く。）、第65条（農地法第3条第1項第9号、第4条、第5条及び第57条の改正規定を除く。）、第87条から第92条まで、第99条（道路法第24条の3及び第48条の3の改正規定に限る。）、第101条（土地区画整理法第76条の改正規定に限る。）、第102条（道路整備特別措置法第18条から第21条まで、第27条、第49条及び第50条の改正規定に限る。）、第103条、第105条（駐車場法第4条の改正規定を除く。）、第107条、第108条、第115条（首都圏近郊緑地保全法第15条及び第17条の改正規定に限る。）、第116条（流通業務市街地の整備に関する法律第3条の2の改正規定を除く。）、第118条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第16条及び第18条の改正規定に限る。）、第120条（都市計画法第6条の2、第7条の2、第8条、第10条の2から第12条の2まで、第12条の4、第12条の5、第12条の10、第14条、第20条、第23条、第33条及び第58条の2の改正規定を除く。）、第121条（都市再開発法第7条の4から第7条の7まで、第60条から第62条まで、第66条、第98条、第99条の8、第139条の3、第141条の2及び第142条の改正規定に限る。）、第125条（公有地の拡大の推進に関する法律第9条の改正規定を除く。）、第128条（都市緑地法第20条及び第39条の改正規定を除く。）、第131条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条、第26条、第64条、第67条、第104条及び第109条の2の改正規定に限る。）、第142条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第18条及び第21条から第23条までの改正規定に限る。）、第145条、第146条（被災市街地復興特別措置法第5条及び第7条第3項の改正規定を除く。）、第149条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条、第21条、第191条、第192条、第197条、第233条、第241条、第283条、第311条及び第318条の改正規定に限る。）、第155条（都市再生特別措置法第51条第4項の改正規定に限る。）、第156条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の改正規定を除く。）、第157条、第158条（景観法第57条の改正規定に限る。）、第160条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第5項の改正規定（「第2項第2号イ」を「第2項第1号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第11条及び第13条の改正規定に限る。）、第162条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条、第12条、第13条、第36条第2項及び第56条の改正規定に限る。）、第165条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第24条及び第29条の改正規定に限る。）、第169条、第171条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の改正規定に限る。）、第174条、第178条、第182条（環境基本法第16条及び第40条の2の改正規定に限る。）及び第187条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条の改正規定、同法第28条第9項の改正規定（「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める部分を除く。）、同法第29条第4項の改正規定（「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める部分を除く。）並びに同法第34条及び第35条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第13条、第15条から第25条まで、第25条第1項、第26条、第27条第1項から第3項まで、第30条から第32条まで、第38条、第44条、第46条第1項及び第4項、第47条から第49条まで、第51条から第53条まで、第55条、第58条、第59条、第61条から第69条まで、第71条、第72条第1項から第3項まで、第74条から第76条まで、第78条、第80条第1項及び第3項、第83条、第87条（地方税法第587条の2及び附則第11条の改正規定を除く。）、第89条、第90条、第92条（高速自動車国道法第25条の改正規定に限る。）、第101条、第102条、第105条から第107条まで、第112条、第117条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第8項の改正規定に限る。）、第119条、第121条の2並びに第123条第2項の規定 平成24年4月1日

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第72条 第162条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条、第12条、第13条、第36条第2項及び第56条の改正規定に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、第162条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下

この項から第3項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。) 第10条第1項、第13条第1項又は第36条第2項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第10条第2項の主務省令で定める基準は同条第1項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第13条第2項の主務省令で定める基準は同条第1項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第36条第2項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

- 2 第162条の規定の施行前に第162条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。) 第12条第3項若しくは第53条第2項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第12条第1項若しくは第2項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第12条又は第53条第2項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。
- 3 第162条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第12条第1項又は第2項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第12条第1項又は第2項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第162条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第162条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。
- 4 第162条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第25条の改正規定(同条第7項中「ときは」を「場合において、次条第1項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には削る部分を除く。)並びに同法第32条、第39条及び第54条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行前に第162条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第32条第3項の規定によりされた認可又は第162条の規定の施行の際に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第162条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第32条第3項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成23年12月14日法律第122号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第6条、第8条、第9条及び第13条の規定 公布の日

附則(平成25年6月14日法律第44号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第10条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第11条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成26年6月4日法律第54号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第52条第3項の改正規定(「部分(」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び

「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。) 及び同条第 6 項の改正規定並びに次条の規定及び附則第 13 条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 24 条の改正規定に限る。) 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第 5 条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第 6 条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 9 条 この法律の施行前にした行為並びに附則第 5 条及び前 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 10 条 附則第 5 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 30 年 5 月 25 日法律第 32 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 2 条及び次条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(政令への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第 1 条の規定並びに次条並びに附則第 3 条、第 9 条及び第 15 条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 24 条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

参考文献リスト

- 盲人の誘導法
□大阪府福祉のまちづくり条例 設計マニュアル
□作業療法ジャーナル vol.21No.10
□高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準
(監修 建設省住宅局建築指導課・日本建築主事会議 編集・発行 (財) 建築技術教育普及センター・(社) 日本建築士会連合会 平成 6 年)
□福祉のまちづくり 整備マニュアル
□住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル
□地域リハビリテーションマニュアル 1995 年
□ハートビルのつくり方 – 岡山県におけるハートビル法の手引き –
□東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル
□埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック
□徳島県ひとにやさしいまちづくり条例 整備マニュアル
□静岡県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□建築士のためのなるほど福祉のまちづくり
□千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 解説集
□鳥取県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□富山県民福祉条例 施設整備マニュアル
□バリアフリーと交通 運輸省高齢者・障害者関連施策ハンドブック
□ハートビル・マニュアル トイレ編第 1 集
□'98 タウンガイドマップおかやま
□高知県ひとにやさしいまちづくり条例 – 整備設計マニュアル
□佐賀県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□福祉のまちづくり条例による建築物整備基準と既存建築物改善事例
□倉敷市福祉のまちづくり条例 人にやさしい都市施設整備ガイドブック
□石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 施設整備マニュアル
□平成 10 年版厚生白書
□北海道福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□あかりと電気設備・照明設計資料「住宅の照明」
□福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□バリアフリーふれあいガイド
□視覚障害者が街を歩くとき
□人にやさしい街づくり公共空間床編 – プランニングガイド'99.5 版 –
□視覚障害者誘導用ブロックに関する標準基盤研究最終報告書 – パターンの標準化を目指して –
(通商産業省 製品評価技術センター 平成 12 年)
□人にやさしい福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
□バリアフリーカタログ (非住宅編)
□プランニングガイドやさしい暮らし (パブリックトイレ編)
□福祉住環境コーディネーター検定 2 級テキスト
□福祉住環境コーディネーター検定 3 級完全マスター
□岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について (答申)
□みんなの福祉テキスト
□段差・スロープの現行基準に対する実証的評価 – 下肢障害者による検証と計測用車いすによる定量評価 –
(兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所、福祉のまちづくり研究会第 3 回全国大会概要集 平成 12 年)

改訂版

- 公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック
□床性能評価指針
□高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
□公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
((公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 平成 14 年)
((一社) 日本建築学会 平成 27 年)
(国土交通省 平成 29 年)
(国土交通省総合政策局安心生活政策課 平成 30 年)

□日本工業規格（JIS）

- JIS T0902:2014 高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内
JIS T0921:2017 アクセシブルデザイン－標識、設備及び機器への点字の適用方法
JIS T9201:2016 手動車椅子
JIS T9203:2016 電動車椅子
JIS T9251:2014 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
JIS Z8210:2017 案内用図記号
JIS Z9110:2010 照明基準規則

岡山県福祉のまちづくりマニュアル検討会（平成12年6月～10月）

アドバイザー（順不同）

- ◎田内 雅規（岡山県立大学保健福祉学部教授）【検討会座長】
吉房 信夫（（財）岡山県老人クラブ連合会理事）
福島 隆明（（財）岡山県身体障害者福祉連合会会員／福祉の街づくりをすすめるみんなのつどい代表）
浅野紀美江（（社福）岡山県視覚障害者協会会員／岡山県立岡山盲学校職員）
中嶋 道雄（介護ボランティア）
山本 幸子（（社）岡山県建築士会常務理事／設計事務所主宰）
林 敏夫（（社）岡山県建築士会地域づくりフォーラム21部会副部長／（株）荒木組勤務）
坂井 容子（作業療法士／岡山県立総合社会福祉センター主任）

府内関係課

岡山県 保健福祉部	障害福祉課【検討会事務局】	土木部都市局	都市計画課
生活環境部	交通対策課	土木部都市局	建築指導課
土木部	道路建設課	土木部都市局	建築営繕課
土木部	道路整備課		

その他協力先

- 社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会
岡山県立岡山盲学校
岡山県立総合社会福祉センター
株式会社 ウエスコ

岡山県福祉のまちづくりマニュアル改訂検討会（平成30年7月～平成31年3月）

委員（順不同）

- ◎田内 雅規（岡山県立大学大学教育開発センターセンター長／特任教授）【検討会会长】
吉田建太郎（（公財）岡山県老人クラブ連合会会長）
藤田 勉（（公財）岡山県身体障害者福祉連合会会長）
片岡美佐子（（福）岡山県視覚障害者協会会長）
伊藤 洋子（（一社）岡山県建築士会会員）
檜原 伸二（（一社）岡山県作業療法士会会長）

府内関係課

岡山県 保健福祉部	障害福祉課【検討会事務局】	土木部	道路建設課
県民生活部	県民生活交通課	土木部	道路整備課
県民生活部	中山間・地域振興課	土木部都市局	都市計画課
環境文化部	自然環境課	土木部都市局	建築指導課
保健福祉部	子ども未来課		

その他協力先

- 岡山県視覚障害者センター
岡山県聴覚障害者センター
株式会社 ウエスコ

岡山県福祉のまちづくり条例整備マニュアル 索引

あ行	よみがな	章一ページ（目=目次、コ=コラム）
アイマスク	あいますく	目-2 5-176 コ-186 コ-192
明るさ感知式スイッチ	あかるさかんちしきすいっち	5-196
洗い場	あらいば	4-109 4-110 5-171 5-219
アスファルト舗装	あすふあるとほそう	4-140 5-169
暗順応能力	あんじゅんのうのうりょく	5-193
案内	あんない	目-2 1-3 1-6 1-7 1-11 3-32 4-80~4-83 4-85 4-87 4-96 4-99 4-100 4-103 4-104 4-121 4-125 4-141~4-145 4-151 4-152 5-173 5-177 5-179 コ-182 5-194 5-206 5-211 5-217 5-218 5-219 5-222 5-225 5-238 5-239 5-253 5-266 5-274
案内設備	あんないせつび	目-1 1-7 1-11 1-14 4-82 4-103 5-218 5-219 5-239 5-259
案内装置	あんないそうち	3-32 4-92 4-121
案内板	あんないばん	1-7 1-14 3-32 3-33 4-56 4-63 4-82 4-85 4-89 4-103 4-104 4-107 4-109 4-111 4-126 4-143 4-144 4-162 5-173 5-179 5-218 5-224 5-239
案内表示	あんないひょうじ	目-2 1-10 1-11 1-15 3-31~3-33 4-49 4-52 4-63 4-66 4-99 4-113 4-115 4-116 4-126 4-143~4-146 コ-164 4-166 5-181 5-224 5-244
移乗台	いじょうだい	4-118
位置表示付スイッチ	いちひょうじつきすいっち	5-196
一般用制御装置	いつばんようせいぎよそうち	4-88 4-125
移動支援用音案内	いどうしえんようおとあんない	4-85
ウォーターサーバー	うおーたーくーらー	4-159
浮き彫り	うきぼり	1-7 4-87 4-89 4-103 4-125 5-183 5-185 5-218 5-219 5-222 5-239
受付カウンター	うけつけかうんたー	目-1 1-6 1-11 1-13 1-14 4-81 4-85 4-95 4-96 5-179 コ-186 5-218 5-239 5-259
内法	うちのり	1-5~1-10 4-45~4-47 4-49 4-51 4-53~4-55 4-58 4-60 4-64 4-67~4-70 4-72 4-87 4-88 4-101 4-105 4-109~4-111 4-119 4-123 4-125 4-135 4-137 4-139 4-145 4-146 5-214~5-225 5-237~5-241 5-244 5-245 5-271
エスカレーター	えすかれーたー	目-1 1-6 1-11 1-13 4-91 4-92 4-121~4-123 5-194 5-200 5-238 5-239 5-274 5-286
エスコートゾーン	えすこーとぞーん	4-129 5-179
絵文字	えもじ	目-2 4-103 4-143 4-151 5-197 5-199
LED 照明	えるいーでいーしょうめい	5-195
L字手すり (L字型手すり、L型手すり)	えるじてすり (えるじがたてすり、えるがたてすり)	4-64 4-67 4-70 4-71 4-72 4-112
エレベーター	えれべーたー	目-1 2-1-2 1-5~1-8 1-11 1-13 1-15 3-31~3-33 3-35 4-51 4-53 4-54 4-82 4-84 4-87~4-94 4-103 4-104 4-117 4-121 4-123 4-125 4-134 5-178 5-184~コ-186 コ-192 5-194 5-197 5-200 5-205 5-215 5-217~5-219 5-221 5-222 5-235 5-237~ 5-239 5-241 5-255 5-259 5-270 5-271 5-273 5-274 5-278 5-279 5-286
縁石	えんせき	1-9 1-15 4-127~4-131 4-137 4-138 4-140 4-149 5-223 5-224 5-243 5-244
縁石天端	えんせきてんぱ	4-131
縁端	えんたん	1-8 4-121 4-122 5-221 5-241
沿道	えんどう	4-127 4-128 4-133 5-223
沿道家屋	えんどうかおく	4-130
沿道状況	えんどうじょうきょう	4-130 4-131
縁部の立ち上がり	えんぶのたちあがり	4-52
園路	えんろ	目-2 1-9 1-11 1-15 4-137~4-141 コ-186 5-224 5-235 5-244 5-267
横断勾配	おうだんこうばい	1-9 4-127 4-131 4-137 4-138 5-223 5-224 5-243 5-244
横断歩道	おうだんほどう	目-2 1-9 1-11 1-15 4-127~4-130 4-132~4-134 4-149 5-179 5-180 コ-186 5-223 5-243 5-274
横断歩道橋	おうだんほどうきょう	目-2 1-9 1-11 1-15 4-132~4-134 5-181 5-223 5-243
横断歩道部	おうだんほどうぶ	4-129 4-130
岡山県福祉のまちづくり条例	おかやまけんふくしのまちづくりじょうれい	目-1 目-2 1-1 1-2 1-11 1-19 5-201 5-205 5-207 5-231~5-234 5-236 5-259~ 5-261 5-270
押ボタン式信号機	おしほたんしきしんごうき	4-149
オストメイト	おすとめいと	1-5 1-13 3-32 4-63 4-66 4-71 4-74 4-126 5-198 5-199 5-238
踊場	おどりば	1-5~1-10 3-31 3-33 4-49 4-50 4-53 4-54 4-59 4-60 4-81 4-84 4-105 4-106 4-123 4-124 4-133 4-134 4-136 4-137 4-146 コ-148 5-170 5-178 5-185 5-214 5-215 5-217 5-219 5-221~5-225 5-237~5-239 5-241 5-243~5-245
おむつ交換台	おむつこうかんだい	目-1 1-7 1-11 1-14 3-33 4-71 4-115 5-220 5-240 5-259 5-260 5-266 5-270
音響式信号機	おんきょうしきしんごうき	3-32 4-149 コ-192

音声増幅装置付受話器	おんせいぞうふくそうちつきじゅわき	4-98
音声誘導装置	おんせいゆうどうそうち	1-6 1-8 1-10 5-238 5-241 5-244
か行		
改札口	かいさつぐち	目-1 目-2 1-6 1-8 1-9 1-11 1-13 1-15 3-35 4-101 4-102 4-119 4-120 4-123 4-124 4-135 4-137 4-141 5-218 5-221 5-223 5-239 5-241 5-244 5-255 5-259
階段下面	かいだんかめん	4-133 4-134 5-181
階段昇降機	かいだんじょうこうき	4-91 4-93
階段手すり	かいだんてすり	5-171 5-184 5-185
階段手すりの点字表示	かいだんてすりのてんじひょうじ	4-122
階段の形式	かいだんのけいしき	4-60 4-61 4-124 4-134
回転柵	かいてんさく	4-135
回転ドア	かいてんどあ	4-48 5-197
回転灯	かいてんとう	5-189 5-190
回転扉	かいてんとびら	4-45 4-101 4-119
確認表示付スイッチ	かくにんひょうじつきすいっち	5-196
拡幅改札口	かくふくかいさつぐち	4-102 4-120
籠	かご	1-6 1-8 3-31 3-35 4-87~4-91 4-93 4-94 4-125 5-185 5-217 5-218 5-222 5-238 5-241
可動式シャワー	かどうしきしゃわー	4-110
空足	からあし	4-81 4-133
観客席	かんきゃくせき	目-1 1-7 1-11 1-14 3-31 3-32 4-67 4-105 5-219 5-239 5-259 5-266
官民境界	かんみんきょうかい	4-128
キセノンランプ	きせのんらんぷ	5-191
客室	きゃくしつ	目-2 1-7 1-8 1-11 1-14 3-31 4-109 4-111 4-117 4-118 5-170 5-194 5-219 5-222 5-239 5-240 5-259
キャスター	きやすたー	3-31 3-37 3-40 4-46 4-52 口-86 4-127 4-137 5-223 5-224
休憩所	きゅうけいじょ	目-2 1-3 1-9 1-11 1-15 4-54 4-137 4-162 5-211 5-224 5-244 5-253
給湯器	きゅうとうき	4-113
境界部分	きょうかいぶぶん	4-127 5-223
切下部分(切下げ部)	きりさげぶぶん(きりさげぶ)	1-9 1-15 4-127 4-129 4-137 5-223 5-224 5-243 5-244
基準寸法	きじゅんすんぱう	目-1 3-30 3-35 3-37
基準勾配	きじゅんこうばい	3-37
空間感知	くうかんかんち	4-47
車椅子回転(転回)スペース	くるまいすかいてん(てんかい)すペーす	1-5 4-54 4-55 5-237
車椅子使用者	くるまいすしようしや	1-5~1-11 1-13~口-16 3-31 3-33 3-39 4-45~4-47 4-49~4-52 4-54~4-58 4-63 4-64 4-66~4-70 4-72~4-75 4-79 4-80 口-86~4-93 4-95 4-97 4-99~4-101 4-104~4-112 4-117~4-119 4-121 4-125~4-127 4-130 4-135 4-137 4-141~ 4-143 4-145~4-147 4-150 4-153 4-155~4-161 4-166 4-167 5-169 5-171 5-205 5-214 5-216~5-226 5-238~5-241 5-244 5-245 5-261 5-266 5-267
車椅子使用者用客室	くるまいすしようしやようきゃくしつ	1-7 1-14 4-117 5-240
車椅子使用者用便所	くるまいすしようしやべんじょ	1-7 4-67 4-107 4-117 5-216 5-219 5-220 5-239
車椅子使用者用便房	くるまいすしようしやようべんぼう	目-1 1-2 1-5 1-7 1-8 1-11 1-13 1-14 3-31 4-63 4-65 4-67~4-73 4-75 4-77 4-103 4-107 4-115 4-117 4-126 5-171 5-205 5-216 5-218 5-220 5-238~5-240 5-259 5-264 5-269
車椅子対座位	くるまいすたいざい	4-96
車椅子対立位	くるまいすたいりつい	4-96
車止め	くるまどめ	1-6 4-83 4-91 4-92 4-145 5-177 5-239
車止め柵	くるまどめさく	1-9 4-135 4-136 口-186 5-223 5-244
グレーチング	ぐれーちんぐ	4-48 4-110 5-170
クローゼット	くろーぜっと	4-118
蹴上げ	けあげ	3-32 3-33 4-59~4-62 4-106 4-124 4-133 4-134 5-215 5-222 5-223
蹴上高	けあげだか	4-134

蛍光灯	けいこうとう	5-195
傾斜路	けいしゃろ	1-5~1-11 1-13 1-15 3-31~3-33 3-35~3-37 4-45 4-48~4-54 4-81 4-82 4-91 4-105 4-106 4-123 4-125 4-133 4-135~4-137 4-145 4-146 4-167 5-170 5-197 5-200 5-214 5-215 5-217 5-219 5-221~5-225 5-237~5-241 5-243~5-245 5-259
継続的歩行案内	けいぞくべきほこうあんない	4-132
跳込板	けこみばん	4-60 4-62 4-124 4-133 4-134
跳込み	けこみ	1-5~1-7 4-62 4-95 4-97 4-99 4-107 4-134 5-216 5-218 5-219 5-238 5-239
玄関部分	げんかんぶぶん	4-46 5-169 5-193
現金自動預払機	げんきんじどうあずけぱらいき	目-2 4-158 5-206 5-252 5-263
現金自動支払機	げんきんじどうしはらいき	目-2 4-158 5-206 5-252 5-262 5-263
建築限界	けんちくげんかい	4-128
券売機	けんばいき	目-1 1-6 1-11 1-13 4-99 4-100 5-218 5-239 5-259
更衣室	こういしつ	目-1 1-7 1-11 1-14 3-31 4-105 4-109 4-111 4-112 5-170 5-171 5-193 5-194 5-220 5-240 5-259
公共工作物	こうきょうこうさくぶつ	目-2 1-1 1-2 4-149 4-150 4-151 4-156~4-158 5-204 5-206 5-262 5-263
興行施設	こうぎょうしせつ	1-3 1-7 1-13 1-14 4-115 4-116 5-210 5-220 5-240 5-251 5-267
公共車両	こうきょうしゃりょう	1-1 1-2 1-8 4-121 5-201 5-204 5-221 5-241 5-262 5-263
交差点部	こうさてんぶ	1-9 1-15 4-128~4-130 5-243
公衆電話所	こうしゅうでんわじょ	目-1 1-6 1-11 1-13 4-97 4-98 4-128 5-218 5-239 5-259
公衆電話ボックス	こうしゅうでんわぼっくす	目-2 4-150 5-204 5-206 5-262
交通環境	こうつうかんきょう	1-1 1-2 5-204 5-262
交通施設	こうつうしせつ	4-85
交通島	こうつうじま	5-180
腰掛便座	こしかけべんざ	4-63 4-64 4-67 4-68 4-126 5-215 5-216 5-222
国際シンボルマーク	こくさいしんぼるまーく	5-197 5-199
コンクリート舗装	こんくりーとほそう	4-140 5-169
コンセント	こんせんと	目-2 3-31 3-32 4-163 5-196
コントラスト	こんとらすと	3-33 4-81 4-82 4-151 4-163 5-174 5-193
さ行		
最小幅員	さいしょふくいん	4-134
彩度	さいど	3-32 4-49 4-54 4-59~4-61 4-81 4-103 4-123 4-124 4-133 4-146 4-151 5-215~ 5-218 5-221~5-223 5-225
視覚障害者誘導用床材	しかくしようがいしゃゆうどうようゆかざい	目-2 1-9 1-15 3-32 4-50 4-51 4-56 4-60 4-81 4-82 4-122~4-124 4-127 4-129~ 4-133 4-146 4-165 5-173 5-243
視覚障害者用床材	しかくしようがいしゃようゆかざい	4-81 4-82 4-99 4-102 4-103 4-120 4-123 4-127
色彩識別能力	しきさいしきべつのうりよく	5-193
色相	しきそう	3-32 4-49 4-54 4-59~4-61 4-81 4-82 4-103 4-123 4-124 4-133 4-146 4-151 5-174 5-215~5-218 5-221~5-223 5-225
JIS(規格)	じすきかく	4-81 4-82 4-85 5-170 5-173 5-174 5-194
施設整備	しせつせいび	目-1 目-2 1-2 1-17~1-19 3-31~3-33 5-202 5-234 5-237 5-241 5-243~5-245 5-255 5-259~5-261
自転車歩行車道	じてんしゃほこうしゃどう	4-127 4-128
自動音声警報	じどうおんせいけいひょう	3-32 5-189 5-190
自動改札	じどうかいさつ	4-102 4-120
自動火災報知設備	じどうかさいほううちせつび	5-189 5-190 5-191
自動販売機	じどうはんばいき	目-2 3-31 4-157 口-164 口-186 口-192 5-206 5-262
芝生広場	しばふひろば	4-161
芝舗装	しばほそう	4-140 5-169
弱視者	じゃくししゃ	3-31 3-32 4-60 4-81 4-92 4-103 4-122 4-124 4-133 4-157 5-174 5-189
車道部	しゃどうぶ	4-131 4-166
車道面	しゃどうめん	4-128

砂利舗装	じゅりほそう	4-140 5-169
車両乗入れ部	しゃりょうのりいれぶ	4-128 4-129
シャワーカーテン	しゃわーかーてん	4-118
シャワー室	しゃわーしつ	1-7 1-14 4-105 4-109 4-111 4-112 5-170 5-171 5-220 5-240
シャワーチェア	しゃわーちえあ	4-109~4-112 5-171
集会施設	しゅうかいしせつ	1-3 1-7 1-13 1-14 4-87 4-115 4-116 5-210 5-220 5-240 5-251 5-267
十字路	じゅうじろ	4-83 5-175 5-177
縦断勾配	じゅうだんこうばい	1-9 3-37 4-131 4-135 4-137 4-138 4-140 5-223 5-224 5-244
収納棚	しゅうのうだな	4-118
宿泊施設	しゅくはくしせつ	1-3 1-7 1-13 1-14 4-117 5-189 5-194 5-211 5-220 5-240 5-253 5-265
授乳場所	じゅにゅうばしょ	目-1 1-7 1-11 1-14 4-113 5-220 5-240 5-259 5-266
乗降場	じょうこうじょう	目-2 1-8 1-9 1-11 1-15 3-31 4-79~4-81 4-121 4-123~4-126 4-142 5-221 5-222 5-241 5-243 5-254
昇降方式	しょうこうほうしき	4-134
昇降路	しょうこうろ	1-5 1-8 4-53 4-54 4-87 4-88 4-93 4-94 4-123 4-125 5-215 5-217 5-218 5-221 5-222 5-237 5-241 5-292
乗降ロビー	じょうこうろびー	1-6 1-8 3-35 4-87 4-88 4-90 4-125 5-217 5-218 5-222 5-238 5-241
少子高齢化	しょうしこうれいか	目-1 2-21 2-22
情報提供表示器	じょうほうていきょうひょうじき	4-121 4-122
照明	じょうめい	目-2 3-31 3-32 4-46 4-73 4-91 4-134 4-144 4-163 5-174 5-193~5-196
照明設計基準	じょうめいせつけいきじゅん	5-194
照明灯	じょうめいとう	4-128
植樹帯	しょくじゅたい	4-129~4-131
人感スイッチ	じんかんすいっち	5-196
信号機	しんごうき	目-2 4-127 4-149 句-186 5-204 5-206 5-254 5-262 5-274 5-284
身体障害者補助犬	しんたいしようがいしゃほじょけん	3-32
水栓器具	すいせんきぐ	1-5 1-7 4-67 4-72 4-107~4-112 5-216 5-219 5-220 5-238~5-240
垂直移動	すいちょくいどう	4-61 4-87 4-91 4-125 4-134
垂直手すり	すいちょくてすり	4-69 4-70 4-98 4-118
スイッチ	すいっち	目-2 3-31 3-32 4-47 4-64 4-73 4-84 4-93 4-94 4-163 5-178 5-190 5-193 5-196
水平区間	すいへいくかん	1-9 4-48 4-127 4-130 4-131 4-160 5-223 5-243
水平面	すいへいめん	1-5~1-10 4-79 4-80 4-101 4-119 4-120 4-142 5-194 5-237~5-239 5-241 5-244 5-245
滑り抵抗係数	すべりていこうけいすう	5-170
隅切り	すみきり	4-56 4-131
すりつけ(部)	すりつけ(ぶ)	1-9 3-31 3-33 3-37 4-45 4-48 4-80 4-101 4-109 4-111 4-119 4-127 4-129~4-131 4-135 4-137 4-138 4-145 5-223 5-224 5-243
すりつけ区間	すりつけくかん	4-131
すりつけ勾配	すりつけこうばい	1-9 4-127 4-129 4-137 5-223 5-224 5-234 5-243 5-244
スロープ	すろーぷ	3-37 3-38 4-46 4-50 4-51 4-82 4-91 4-93 4-104 4-138 4-165 5-171 5-172 句-186 5-196~5-198
制御装置	せいぎよそうち	1-6 1-8 4-87 4-88 4-93 4-94 4-125 5-217 5-218 5-222 5-238 5-241
精神障害者	せいしんしようがいしゃ	2-24 2-26 2-27 3-31 3-33 4-81 5-210 5-217 5-250
成人用おむつ交換台	せいじんようおむつこうかんだい	4-74 4-115
赤外線システム	せきがいせんしすてむ	4-106
セミフラット形式	せみふらっとけいしき	4-128 4-129
線状ブロック	せんじょうぶろっく	4-82~4-85 5-173 5-175~5-181 句-192
全幅	ぜんぱく	3-39 4-130
洗面所	せんめんじょ	目-1 1-7 1-11 1-14 3-31 4-65 4-107~4-109 5-170 5-194 5-219 5-239 5-259
増改築	ぞうかいちく	1-17 5-268
装着尿器	そうちやくにょうき	4-63 4-65 4-126

粗面	そめん	1-5 1-7~1-10 4-49~4-51 4-53 4-54 4-59~4-61 4-107 4-121 4-123 4-124 4-127 4-133 4-135 4-137 4-145 4-146 5-214 5-215 5-219 5-221~5-225 5-237 5-239 5-241 5-243~5-245
た行		
タイマー付スイッチ	たいまーつきすいっち	5-196
第一種官公庁施設	だいいしゅかんこうちょうしせつ	1-3 1-7 1-13 1-14 4-113 4-115 4-116 5-209 5-220 5-240 5-247 5-266 5-267
滞留場所	たりりゅうばしょ	1-9 1-15 4-127 5-243
タイル	たいる	4-82 4-140 5-169 5-170 5-173
タクシー乗り場	たくしーのりば	目-2 4-127 4-132 4-162 4-165~4-167
たたみ	たたみ	コ-34 4-71
脱衣室	だついしつ	1-7 1-14 4-109 4-110 4-112 5-219 5-239
脱衣棚	だついだな	4-110
脱衣ベンチ	だついべんち	4-110 4-112
タッチ式自動ドア	たっしきじどうどあ	4-47 4-48
縦手すり	たててすり	4-64 4-71 4-109 4-111 5-171
段差解消	だんさかいしょう	3-31~3-33 4-51 4-91 4-93 4-94 4-110 5-260
男子用小便器	だんしようしょうべんき	1-5 1-8 1-13 1-15 4-63 4-65 4-126 5-215 5-222 5-237 5-242
段鼻	だんばな	3-32 3-37 4-59~4-62 4-124 4-133 4-134 5-170 5-171
地下横断歩道	ちかおうだんほどう	目-2 1-9 1-11 1-15 4-133 4-134 5-223 5-243
地下道出入口部	ちかどうでいりぐちぶ	4-132
知的障害者	ちてきしようがいしゃ	2-27 3-31 3-33 5-250
着座	ちゃくざ	3-32 4-63 4-126
注意喚起用床材	ちゅういきんきようゆかざい	目-2 1-6 1-8~1-10 3-32 4-46 4-50~4-52 4-54 4-60 4-61 4-66 4-81 4-82 4-88 4-90 4-100 4-121~4-125 4-127 4-129 4-132 4-133 4-137 4-146 4-149 4-165 5-173 5-217 5-221~5-225 5-238 5-241 5-243~5-245
中央分離帯	ちゅうおうぶんりたい	4-132 5-180
駐車施設	ちゅうしゃしせつ	目-1 目-2 1-3 1-6 1-7 1-9~1-11 1-13~1-15 3-31 4-45 4-49~4-51 4-68 4-79 4-80 4-82 4-87 4-88 4-103 4-141 4-142 4-145~4-147 5-211 5-214 5-216~5-219 5-224 5-225 5-235 5-238 5-239 5-244 5-245 5-253 5-266 5-267 5-274
聴覚障害者	ちょうかくしようがいしゃ	目-2 1-3 3-31 3-32 4-87 4-95~4-98 4-105 4-106 4-121 4-125 コ-182 5-187~ 5-191 5-209 5-210 5-247 5-249
調光機能付スイッチ	ちようこうきのうつきすいっち	5-196
直階段	ちょくかいだん	4-59 4-124 4-134
杖使用者	つえしようしゃ	3-32 3-35 4-47 4-53 4-55 4-59 4-63 4-87 4-98 4-106 4-124~4-126 4-140 5-169
土系舗装	つちけいほそう	4-140 5-169
停車場	ていしゃじょう	1-15 4-125 5-212 5-222 5-254 5-255
出入口	でいりぐち	目-2 1-5~1-11 1-13~1-15 3-31~3-33 3-35~3-37 4-45~4-47 4-49 4-50 4-53~ 4-60 4-63 4-64 4-67~4-69 4-71~4-73 4-79~4-82 4-84 4-85 4-87~4-89 4-93 4-94 4-97 4-101 4-105 4-109~4-113 4-115 4-117~4-119 4-123 4-125 4-126 4-135~4-137 4-141 4-143~コ-148 4-150 5-170 5-171 5-173 5-178 5-179 5-181 5-185 コ-186 5-193 5-197 5-205 5-212 5-214~5-225 5-235 5-237~5-241 5-244 5-245 5-255 5-259 5-260 5-266 5-268 5-270 5-271 5-273
点字シール	てんじしーる	4-62 4-100 5-183
点字表示	てんじひょうじ	3-32 4-52 4-59 4-66 4-84 4-88~4-90 4-98~4-100 4-104 4-107 4-109 4-111 4-122 4-124~4-126 4-133 4-143 4-144 4-150 4-157 4-158 コ-164 5-172 5-178 5-184 5-185
点状ブロック	てんじょうぶろっく	4-82~4-85 5-173 5-175~5-181 コ-192
点滅形誘導灯	てんめつがたゆうどうとう	5-189 5-191
転落防止	てんらくぼうし	4-93 4-106 4-121 4-122 5-171
転落防止柵	てんらくぼうしさく	1-8 4-121 4-122 5-241
動線	どうせん	4-45 4-80~4-82 4-123 4-126 4-127 4-130 4-142 4-151 5-180 5-193 5-266
道路境界	どうろきょうかい	4-132
道路占用物	どうろせんようぶつ	4-128
道路標識	どうろひょうしき	4-128 5-200 5-274
道路付属物	どうろふぞくぶつ	4-128

特殊縁石	とくしゅえんせき	4-131
特殊構造昇降機	とくしゅこうぞうしうこうき	目-1 1-5~1-8 1-10 1-11 1-13 4-45 4-49 4-50 4-53 4-54 4-87 4-91 4-105 4-123 4-125 4-146 5-214 5-215 5-218 5-219 5-221 5-222 5-225 5-237~5-241 5-245 5-259
(特定) 生活関連施設	(とくてい) せいかつかんれんしせつ	目-1 目-2 1-1~1-4 1-11 1-13~1-15 1-17~1-19 5-201~5-207 5-209 5-227 5-229~5-234 5-236 5-237 5-241 5-243~5-246 5-253 5-255 5-256 5-259~ 5-270 5-273 5-274 5-279~5-282 5-284 5-285
取っ手の形式	とってのけいしき	4-54 4-58
戸の形式	とのけいしき	4-54 4-57
戸の構造	とのこうぞう	3-31 4-45 4-47 4-53 4-67 4-72 4-101 4-109 4-111 4-119 4-135
な行		
ナイトテーブル	ないとーぶる	4-118
内部障害者	ないぶしょうがいしゃ	3-31 3-32
乳幼児椅子	にゅうようじいす	目-1 1-7 1-11 1-14 3-33 4-63 4-67 4-71 4-74 4-116 4-126 5-220 5-240 5-259 5-260 5-266
乳幼児用ベッド	にゅうようじようべつど	1-7 4-113 5-220 5-240
妊娠婦	にんさんぶ	1-1 3-31 3-33 4-73 4-96 5-201
乗り移り台	のりうつりだい	4-109 5-171
ノンステップバス	のんすてっぷばす	4-165 4-166
ノンスリップ	のんすりっぷ	4-60 4-62 4-124 4-134 5-169
は行		
排水溝	はいすいこう	1-5 1-9 1-10 3-32 4-48 4-49 4-51 4-52 4-110 4-127 4-137 4-140 4-146 5-214 5-223~5-225 5-237 5-243~5-245
配光方式	はいこうほうしき	5-194 5-195
パイロットランプ付スイッチ	ぱいろとつらんぷつきすいっち	4-163
白杖	はくじょう	□-12 3-32 4-52 4-62 4-82 □-114 4-136 4-144 4-156 5-173~5-175 □-192
白熱灯	はくねつとう	5-195
バス停(留所)	ばすてい(りゅうじょ)	目-2 1-11 4-127 4-132 4-162 □-164~4-167 5-181 5-255 5-263
パトライト	ぱとらいと	5-190
はね上げ式ひじ掛け	はねあげしきひじかけ	4-106
バリアフリー	ぱりあふりー	目-2 1-1 1-2 □-12 □-16 □-34 □-86 □-114 □-148 □-164 □-182 □-186 □-192 5-259~5-262 5-264 5-265 5-268 5-270 5-271
バリアフリー法	ぱりあふりーほう	1-11 1-15 4-43 4-45~4-47 4-50 4-51 4-54 4-55 4-57 4-60 4-61 4-63 4-64 4-68 4-79 4-80 4-82 4-83 4-88 4-89 4-91 4-92 4-96 4-98 4-100 4-102 4-104 4-106 4-108 4-110 4-112 4-113 4-118 5-259 5-261 5-262 5-266 5-267 5-272
ヒアリングループ	ひありんぐるーぶ	4-106 5-189 5-190
光感知式	ひかりかんちしき	4-67 4-73 4-107 4-108 5-216 5-219
光警報装置	ひかりけいほうそうち	5-189 5-190
光走行式避難誘導	ひかりそうこうしきひなんゆうどう	5-189 5-191
引き戸	ひきど	3-31 4-45 4-47 4-48 4-57 4-58 4-67 4-72 4-84 4-101 4-109 4-111 4-119 □-148 5-178 □-186
引き分け戸	ひきわけど	4-45 4-47 4-48 4-101 4-109 4-111
ピクトグラム	ぴくとぐらむ	目-2 4-103 4-143 4-151 5-197~5-199
非常警報設備	ひじょうけいほうせつび	目-2 5-189 5-191
非常(用)ボタン	ひじょう(よう)ぼたん	4-69~4-72 4-112 4-118 5-198
非常ベル	ひじょうべる	3-32 5-189
非常用構内通報器	ひじょうようこうないつうほうき	5-189 5-190
非常用文字表示装置	ひじょうようもじひじょうじそうち	5-190
避難口誘導灯	ひなんぐちゆうどうとう	5-189 5-191
開き戸	ひらきど	3-31 4-45 4-47 4-57 4-58 4-67 4-84 4-101 4-109 4-111 4-119 □-148 5-178 □-186
幅員	ふくいん	1-5 1-9 1-10 3-32 3-35 3-36 4-49 4-50 4-87 4-101 4-119 4-124 4-127 4-128 4-131 4-134 4-137 4-145 4-146 5-214 5-222 5-224 5-225 5-230 5-237 5-243~ 5-245
福祉のまちづくりに関する施策	ふくしのまちづくりにかんするしそく	5-201 5-202

プッシュスイッチ	ぱつしゅすいっち	4-163
フットサポート	ふっとさぽーと	3-31 □-34 3-40 4-47 4-56 4-72 □-86 4-89 4-118
踏面	ふみづら	3-32 3-33 4-59~4-62 4-124 4-133 4-134 5-170 5-215 5-222 5-223
踏(み)幅	ふみはば	1-5 1-7~1-10 4-49 4-51 4-54 4-123 4-134 4-137 4-146 5-215 5-221 5-224 5-225 5-237 5-239 5-241 5-244 5-245
フラット形式	ふらっときいしき	4-127~4-129
プラットホーム	ぶらっとほーむ	目-2 1-4 1-8 1-11 1-15 4-121 4-122 4-166 4-167 5-241 5-255 5-263
フローリング	ふろーりんぐ	5-169
文化教養施設	ぶんかきょうようしせつ	1-3 1-7 1-13 1-14 4-113 4-115 4-116 5-209 5-220 5-240 5-248 5-266 5-267
噴水	ふんすい	□-114 4-161
平面形状	へいめんけいじょう	1-6 1-8 4-87 4-88 4-125 5-217 5-222 5-238 5-241
ベッドの構造	べっどのこうぞう	4-118
防護柵	ぼうごさく	4-129 4-130
放送設備	ほうそうせつび	5-189 5-190
ホーム・階段の表示	ほーむ・かいだんのひょうじ	4-122
歩行困難者	ほこうこんなんしゃ	3-32 4-48 4-56 4-63 4-65 4-91 4-98 4-108 4-121 4-126 4-150 4-165
歩車道境界部	ほしゃどうきょうかいぶ	4-129 4-130
歩車道境界ブロック	ほしゃどうきょうかいぶろっく	4-129
舗装面	ほそうめん	4-129
補聴器	ほちょうき	4-106 □-182 5-189 5-190
歩道	ほどう	目-2 1-9 1-11 1-15 3-31~3-33 4-51 4-83 4-127~4-133 4-145 4-166 5-177 5-179 ~5-181 □-186 □-192 5-222 5-223 5-243 5-274
歩道切下げ部	ほどうきりさげぶ	4-129
歩道水平区間	ほどうすいへいくかん	4-131
歩道すりつけ区間	ほどうすりつけくかん	4-131
歩道幅員	ほどうふくいん	4-130 4-131 5-179 5-181
歩道歩行者	ほどうほこうしゃ	4-127
歩道巻込部	ほどうまきこみぶ	5-180
歩道面	ほどうめん	4-128 4-129 4-133 4-134
ま行		
マウントアップ形式	まうんとあっぷけいしき	4-128 4-130 4-131
巻込終点	まきこみしゅうてん	4-131
松葉杖	まつばづえ	□-16 3-35 3-36 4-47 4-52 4-53 4-55 4-59 4-61 4-124
豆砂利洗い出し舗装	まめじやりあらいだしほそう	4-140 5-169
回り階段	まわりかいだん	4-133 5-223
回り段	まわりだん	1-5 1-8 1-9 4-59~4-61 4-124 5-215 5-222 5-237 5-241 5-243
水返し	みずかえし	4-48
水飲み器	みずのみき	4-159 □-186 □-192
水飲み場	みずのみば	目-2 3-31 4-159
溝蓋	みぞぶた	1-9 3-31 3-32 4-51 4-52 4-127 4-137 5-223 5-224 5-243 5-244
明度	めいど	1-7 3-32 4-49 4-54 4-59 4-60 4-81 4-82 4-103 4-123 4-124 4-133 4-146 4-151 4-152 5-215~5-218 5-221~5-223 5-225 5-239
明度(の)差	めいど(の)さ	3-33 4-51 4-133 4-134 5-173
盲導犬同伴者	もうどうけんどうはんしゃ	3-32
木チップ舗装	もくちっぷほそう	4-140 5-169
や行		
野外卓	やがいたく	目-2 4-160

有効幅	ゆうこうはば	4-55 4-58 4-91 4-102 4-135
有効幅員	ゆうこうふくいん	4-45 4-50 4-52 4-53 4-63 4-67 4-107 4-109 4-111 4-117 4-120 4-126~4-128 4-132 4-137 4-143 4-167
有人改札	ゆうじんかいさつ	4-102 4-120
誘導表示	ゆうどうひょうじ	4-136
誘導用床材	ゆうどうようゆかざい	1-6 1-8~1-10 4-45 4-46 4-50 4-51 4-54 4-81 4-82 4-100 4-120 4-123 4-127 4-132 4-137 4-143 4-144 4-149 5-173 5-216 5-221 5-223 5-225 5-238 5-241 5-243 5-244
郵便ポスト	ゆうびんぽすと	目-2 4-156 5-206 5-262
床面感知	ゆかめんかんち	4-47
床面積	ゆかめんせき	1-4 1-6 4-67 4-91 4-94 5-206 5-210 5-216 5-231 5-234 5-238 5-248 5-260 5-278 5-279
用途面積	ようとめんせき	1-3 1-4 1-7 1-13 1-14 4-103 4-113 4-115 4-116 5-210 5-212~5-213 5-218~ 5-220 5-227 5-240 5-248 5-251 5-254 5-255 5-257 5-258 5-260 5-265 5-267~ 5-269
要約筆記	ようやくひつき	5-188
浴室	よくしつ	目-1 1-7 1-8 1-11 1-14 3-31 4-109~4-111 4-117 5-170 5-171 5-193 5-194 5-196 5-219 5-220 5-240 5-254 5-259 5-264
浴槽	よくそう	3-31 4-109 4-110 4-118 5-171 5-219
横手すり	よこてすり	4-64 4-71 4-108 4-109 4-111 5-171
呼出掲示板	よびだしけいじばん	4-96
ら行		
らせん階段	らせんかいだん	4-60 4-124
レジ通路	れじつうろ	目-1 1-6 1-13 4-101 4-102 5-218 5-239 5-259
レバー式立水栓	ればーしきたちすいせん	4-108
レバー式混合栓	ればーしきこんごうせん	4-108
レンガ舗装	れんがほそう	4-140 5-169
廊下手すり	ろうかてすり	5-171 5-184
路面	ろめん	目-2 2-28 3-32 4-50 4-53 4-60 4-67 4-80 4-105 4-107 4-109 4-111 4-121 4-123 4-124 4-127 4-133 4-135 4-137 4-145 4-146 4-165 4-167 5-169 5-170 □-186 □-192 5-257 5-274
路面電車停留所	ろめんでんしゃていりゅうじょ	目-2 4-127 4-132 4-165 4-167 5-200
わ行		
ワイヤレススイッチ	わいやれすすいっち	5-196
和式便器	わしきべんき	4-63 4-126



福祉のまちづくりを身近なものとし、
県民みんなでバリアフリーを進めていくための
シンボルマークです。

岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

(平成 12 (2000) 年 12 月発行)

(平成 31 (2019) 年 3 月改訂)

編集・発行 岡山県保健福祉部障害福祉課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL 086-226-7343 FAX 086-224-6520

無断転載禁止



R100

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

この製品は、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています。このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。